

資料編目次

【地球温暖化対策関係】

表 1-1	茨城県における温室効果ガス排出量実態調査結果	1
表 1-2	モンテリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の生産量及び消費量の規制スケジュール	2

【大気環境関係】

表 2-1	大気汚染防止対策の体系	3
表 2-2	大気汚染に係る環境基準	4
表 2-3	ばい煙発生施設届出状況	6
表 2-4	一般粉じん発生施設届出状況	8
表 2-5	特定粉じん排出等作業実施届出状況	9
表 2-6	揮発性有機化合物排出施設届出状況	10
表 2-7	大気環境基準達成状況等	11
表 2-8	一般大気測定局による二酸化いおうの年平均値年度別推移	13
表 2-9	一般大気測定局による二酸化窒素の年平均値年度別推移	14
表 2-10	一般大気測定局による一酸化窒素の年平均値年度別推移	15
表 2-11	一般大気測定局による一酸化炭素の年平均値年度別推移	16
表 2-12	一般大気測定局による浮遊粒子状物質の年平均値年度別推移	17
表 2-13	一般大気測定局による微小粒子状物質の年平均値年度別推移	18
表 2-14	一般大気測定局による6～9時における非メタン炭化水素の年平均値年度別推移	19
表 2-15	自動車排出ガス測定局による二酸化いおうの年平均値年度別推移	20
表 2-16	自動車排出ガス測定局による二酸化窒素の年平均値年度別推移	21
表 2-17	自動車排出ガス測定局による一酸化窒素の年平均値年度別推移	22
表 2-18	自動車排出ガス測定局による一酸化炭素の年平均値年度別推移	23
表 2-19	自動車排出ガス測定局による浮遊粒子状物質の年平均値年度別推移	24
表 2-20	一般大気測定局による二酸化炭素の年平均値年度別推移	25
表 2-21	有害大気汚染物質モニタリング結果	26
表 2-22	大気環境中のアスベスト濃度調査結果	28

【騒音・振動・悪臭関係】

表 2-23	騒音に係る環境基準	29
表 2-24	騒音規制法に基づく特定施設届出状況	30
表 2-25	騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況	31
表 2-26	航空機騒音対策の体系図	32
表 2-27	航空機騒音（成田国際空港）実態調査結果	33
表 2-28	航空機騒音（百里飛行場）調査結果	34
表 2-29	新幹線鉄道騒音防止対策	35
表 2-30	東北新幹線騒音実態調査結果	36
表 2-31	測定地点別騒音レベルの経年変化	36
表 2-32	自動車騒音実態調査結果	37
表 2-33	振動規制法に基づく特定施設届出状況	38
表 2-34	振動規制法に基づく特定建設作業届出状況	39
表 2-35	悪臭に係る特定施設の届出状況	40

【水環境関係】

表 2-36	水質保全対策体系図	41
表 2-37	水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）	42
表 2-38	水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）	43
表 2-39	県内公共用水域の全窒素、全りんに係る水質環境基準の水域類型の指定	48
表 2-40	県内公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況	49
表 2-41	水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定状況	52
表 2-42	健康項目の環境基準の達成状況	53
表 2-43	生活環境項目の環境基準の達成状況（BOD又はCOD）	54
表 2-44	河川の水系別環境基準達成状況（BOD）	55
表 2-45	河川水域別環境基準の達成状況（BOD）	56
表 2-46	湖沼水域別環境基準の達成状況（COD）	58
表 2-47	海域水域別環境基準の達成状況（COD）	59
表 2-48	県内の公共用水域の測定地点図	60
表 2-49	水浴場水質判定基準	65
表 2-50	海水浴場水質調査結果	66
表 2-51	地下水の水質汚濁に係る環境基準	67
表 2-52	検出の有無の判断基準	68
表 2-53	地下水質測定地点図	69
表 2-54	ゴルフ場排水水中の農薬に係る水質調査結果	70
表 2-55	生活排水対策重点地域指定の状況	71
表 2-56	水質汚濁防止法上の特定施設事業場数調べ	72

【土壌・地盤関係】		
表 2-57	地盤沈下防止対策体系図	74
表 2-58	調査地域別地盤変動面積及び年間最大沈下量	75
表 2-59	精密水準測量実施状況	76
【化学物質・ダイオキシン関係】		
表 2-60	PRTR法に基づく届出排出量等の状況	77
表 2-61	PRTR法に基づく届出排出・移動量が多い物質	78
表 2-62	ダイオキシン類の環境調査	79
表 2-63	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の調査結果	83
表 2-64	水環境化学物質調査結果	87
【霞ヶ浦関係】		
表 3-1	霞ヶ浦のCODの経年変化	88
表 3-2	霞ヶ浦のCODの75%値	89
表 3-3	霞ヶ浦の全窒素濃度の経年変化	90
表 3-4	霞ヶ浦の全りん濃度の経年変化	91
表 3-5	霞ヶ浦流入河川のCOD	92
表 3-6	霞ヶ浦流入河川の全窒素濃度	93
表 3-7	霞ヶ浦流入河川の全りん濃度	94
【廃棄物関係】		
表 4-1	産業廃棄物の発生量及び処理・処分量（業種別）	95
表 4-2	産業廃棄物の発生量及び処理・処分量（種類別）	97
表 4-3	第3次廃棄物処理計画	99
表 4-4	し尿処理状況	100
【自然保護関係】		
表 5-1	鳥獣保護区の現況	101
表 5-2	狩猟免許試験、講習会の実施結果	103
表 5-3	狩猟者登録数	104
表 5-4	狩猟者免許所持者数	105
表 5-5	自然公園の現況	106
表 5-6	本県における首都圏自然歩道	108
表 5-7	保全地域の現況	109
【森林関係】		
表 5-8	平地林面積の推移	114
表 5-9	保安林面積一覧	115
表 5-10	林業従事者の推移	116
表 5-11	民有林造林面積の推移	117
表 5-12	民有林における松くい虫による被害	118
【都市の緑地関係】		
表 6-1	風致地区の指定状況	119
表 6-2	特別緑地保全地区の指定状況	120
表 6-3	生産緑地地区の指定状況	121
【環境アセスメント関係】		
表 7-1	環境影響評価法手続の流れ	122
表 7-2	環境影響評価条例の対象事業	123
表 7-3	茨城県環境影響評価要綱適用事業の環境影響評価実施状況	124
表 7-4	環境影響評価法または環境影響評価条例適用事業の環境影響評価実施状況	125
【公害防止関係】		
表 7-5	公害防止統括者等の選任届出状況	126
【予算関係】		
表 8	25年度環境関係主要予算	127
【年表】		
表 9	茨城県環境年表	129
表 10	霞ヶ浦関係年表	147
【審議会等委員名簿】		
表 11	審議会等委員名簿	149

表 1-1 茨城県における温室効果ガス排出量実態調査結果

区 分	1990年		1996年		1999年		2002年		2004年		2006年		2008年		2009年		2010年	
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
エネルギー転換部門	616,124	1.2	461,787	0.9	453,630	0.9	575,079	1.2	802,863	1.6	832,238	1.6	1,254,725	2.5	1,225,601	2.5	1,153,986	2.3
産業部門	36,143,878	72.5	35,182,408	67.3	32,937,627	67.6	33,177,208	67.5	32,919,008	67.6	34,663,258	68.2	33,966,683	67.1	33,434,301	67.8	34,134,271	69.0
運輸部門	4,377,236	8.8	5,570,443	10.6	6,018,140	12.4	6,009,059	12.2	5,874,215	12.1	5,756,411	11.3	5,508,653	10.9	5,427,241	11.0	4,924,797	10.0
民生部門	5,443,980	10.9	7,152,985	13.7	5,261,778	10.8	5,859,294	11.9	6,109,914	12.5	6,010,899	11.8	5,968,715	11.8	5,861,078	11.9	6,070,814	12.3
家庭系	2,657,273	5.3	3,094,662	5.9	3,121,778	6.4	3,082,029	6.3	3,249,950	6.7	3,122,688	6.1	3,077,550	6.1	2,970,017	6.0	3,194,175	6.5
業務系	2,786,707	5.6	4,058,323	7.8	2,140,000	4.4	2,777,265	5.6	2,859,964	5.9	2,888,211	5.7	2,891,165	5.7	2,891,061	5.9	2,876,639	5.8
工業プロセス	1,201,272	2.4	1,178,182	2.3	1,123,144	2.3	891,564	1.8	871,478	1.8	894,341	1.8	927,406	1.8	740,202	1.5	770,829	1.6
廃棄物	634,265	1.3	918,068	1.8	1,182,049	2.4	1,050,123	2.1	762,722	1.6	746,280	1.5	719,053	1.4	920,481	1.9	736,050	1.5
合 計	48,416,755	97.2	50,463,873	96.5	46,976,368	96.5	47,562,326	96.7	47,340,199	97.2	48,903,427	96.2	48,345,235	95.5	47,608,904	96.5	47,790,746	96.6
メタン	13,490	0.0	13,641	0.0	13,341	0.0	13,473	0.0	13,350	0.0	13,719	0.0	13,384	0.0	13,193	0.0	13,040	0.0
工業プロセス	34,517	0.1	50,165	0.1	54,716	0.1	6,182	0.0	6,722	0.0	6,699	0.0	5,858	0.0	5,148	0.0	5,923	0.0
農 業	477,389	1.0	481,341	0.9	497,216	1.0	478,578	1.0	460,043	0.9	458,300	0.9	455,942	0.9	454,250	0.9	451,892	0.9
廃棄物	91,412	0.2	70,931	0.1	58,870	0.1	46,311	0.1	35,425	0.1	34,411	0.1	36,388	0.1	34,608	0.1	35,232	0.1
合 計	616,808	1.2	616,078	1.2	624,143	1.3	544,544	1.1	515,541	1.1	513,128	1.0	511,572	1.0	507,199	1.0	506,087	1.0
二酸化二窒素	125,087	0.3	149,158	0.3	155,367	0.3	157,533	0.3	156,348	0.3	154,296	0.3	148,592	0.3	147,456	0.3	136,944	0.3
有機溶剤等の使用	10,060	0.0	9,863	0.0	6,948	0.0	6,606	0.0	5,930	0.0	5,410	0.0	3,271	0.0	2,452	0.0	2,011	0.0
農 業	606,282	1.2	537,066	1.0	520,335	1.1	504,473	1.0	399,263	0.8	386,845	0.8	358,327	0.7	357,870	0.7	348,564	0.7
廃棄物	45,573	0.1	49,468	0.1	56,259	0.1	57,876	0.1	62,416	0.1	62,428	0.1	54,589	0.1	31,135	0.1	22,624	0.0
合 計	787,002	1.6	745,555	1.4	738,909	1.5	726,488	1.5	623,956	1.3	608,979	1.2	564,779	1.1	538,913	1.1	510,143	1.0
HFC			82,161	0.2	121,947	0.3	122,634	0.2	122,373	0.3	317,349	0.6	786,273	1.6	446,816	0.9	463,079	0.9
PFC			62,066	0.1	84,537	0.2	67,907	0.1	73,010	0.1	355,955	0.7	232,831	0.5	152,242	0.3	113,083	0.2
SF6			337,875	0.6	144,898	0.3	145,486	0.3	28,056	0.1	140,140	0.3	199,482	0.4	90,243	0.2	92,750	0.2
温室効果ガス合計	49,820,565	100.0	52,307,608	100.0	48,690,802	100.0	49,169,385	100.0	48,703,136	100.0	50,838,978	100.0	50,640,172	100.0	49,344,318	100.0	49,475,887	100.0

端数処理の関係で合計が一致しないことがある。

表 1-2 モントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の生産量及び消費量の規制スケジュール

物質名等	先進国		開発途上国		オゾン層破壊係数	地球温暖化係数	主な用途
	規制開始	全廃期間	規制開始	全廃期間			
CFC-11, 12, 113, 114, 115 (クロロフルオロカーボン)	1989年	1996年	1999年	2010年	0.6 ~1.0	10900 (CFC-12)	冷媒, 発泡剤, 洗浄剤, エアロゾル(噴射剤)
ハロン	1992年	1994年	2002年	2010年	3.0 ~10.0	7140 (ハロン1301)	消火剤
その他CFC	1993年	1996年	2003年	2010年	1	—	冷媒
四塩化炭素	1995年	1996年	2005年	2010年	1.1	1400	一般溶剤等
1, 1, 1-トリクロロエタン	1993年	1996年	2003年	2015年	0.1	146	洗浄剤
HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)	消費量	1996年	2020年	2013年	0.005 ~0.52	1810 (HCFC-22)	冷媒, 発泡剤, 洗浄剤
	生産量	2004年	2020年	2013年			
臭化メチル	1995年	2005年	2002年	2015年	0.6	—	土壌の殺菌, 検疫
(参考: 代替フロン) HFC (ハイドロフルオロカーボン)	モントリオール議定書規制対象外 (京都議定書における削減対象) 【代替フロン等3ガス(HFC, PFC, SF6)において, 基準年(1995年)に対して-1.6%(2010年)】				0	14800 (HFC-23)	冷媒, 発泡剤, 洗浄剤, エアロゾル(噴射剤)

注1: 「オゾン層破壊係数」は、大気中に放出された単位重量の当該物質がオゾン層に与える破壊効果をCFC-11を1.0として相対値として表したものである。

注2: 「地球温暖化係数」は、大気中に放出された当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO2を1.0として相対値として表したものである。

注3: HCFCのみ生産量と消費量の規制スケジュールが異なる。

資料: 環境省

※ モントリオール議定書第19回締約国会合(1999年9月17~21日)において、これまでの2040年全廃から、既存の冷凍空調機器の補充用冷媒分を除いて2030年全廃が合意された。

表 2-1 大気汚染防止対策の体系

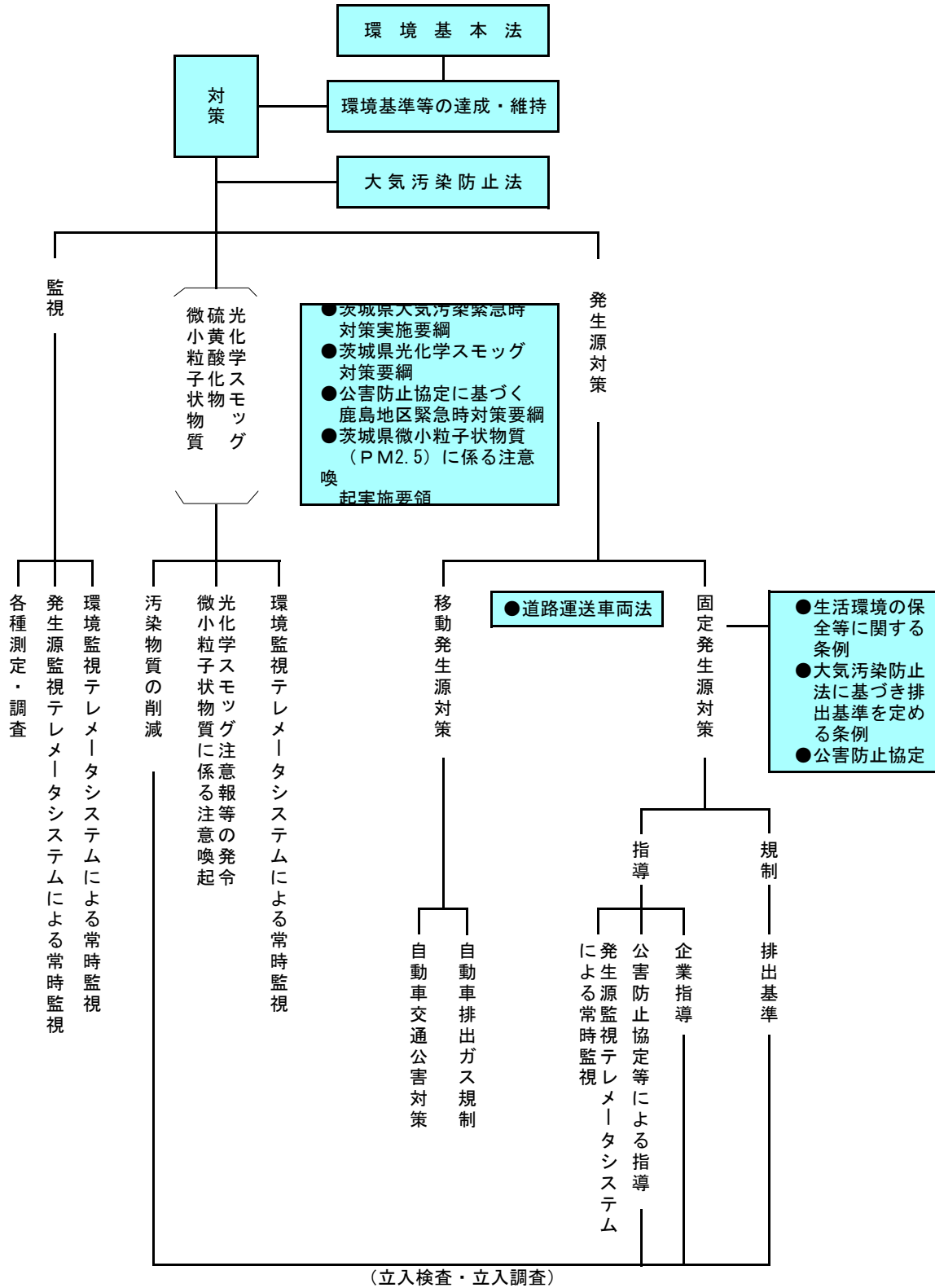


表2-2 (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均が20ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	非分散型赤外分析計を用いる方法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所と認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
環境基準の適用範囲	1 環境基準は、上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、第三欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。 2 環境基準は、工業専業地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。					

注1：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

2：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

表 2-2 (2)

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
環境上の 条 件	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下で あること。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下である こと。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下である こと。	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下である こと。	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 であること。
測定方法	キャニスター若し くは捕集管により 採取した試料をガ スクロマトグラフ 質量分析計により 測定する方法又は これと同等以上の 性能を有すると認 められる方法	同左	同左	同左	ポリウレタン フォームを装着し た採取筒をろ紙後 段に取り付けたエ アサンプラーによ り採取した試料を 高分解能ガスクロ マトグラフ質量分 析計により測定す る方法
環境基準 の 適用範囲	<p>1 環境基準は、上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、第三欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。</p> <p>2 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p>				

表2-3 ばい煙発生施設届出状況（24年度）

施設番号	1	2	3	4	5	6	7	8	8-2	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
市町村名	ボ イ ラ ー	ガ ス 発 生 炉 ・ 加 熱 炉	焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉 等	金 属 溶 解 炉 ・ 転 炉 等	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	石 油 加 熱 炉	石 油 精 製 触 媒 再 生 塔	回 石 油 精 製 装 置 置 黄	窯 業 焼 却 炉 ・ 溶 解 炉	反 応 炉 ・ 直 火 炉	乾 燥 炉	電 気 炉	廃 棄 物 焼 却 炉	溶 銅 ・ 鉛 ・ 亜 鉛 等	カ ド ミ ウ ム 乾 燥 施 設	塩 素 急 速 冷 却 施 設	塩 化 第 二 鉄 溶 解 槽	活 性 炭 反 応 炉
水戸市	220											2		3					
日立市	157	1			12	8				22		4		7	1				
土浦市	192				11	20						6	1	6					
古河市	196				1	10				9	1	8		7					
石岡市	74				6	1						20		3					
結城市	52				8	3						13							
龍ヶ崎市	71											4		5					
下妻市	87				2	10						9		3					
常総市	161				2	8				1		2		2					
常陸太田市	40				2							5		4					
高萩市	60			1	4	38				2		6							
北茨城市	130				9	3						4		6					
笠間市	111						1					2		6					
取手市	129													1					
牛久市	85				2							2		3					
つくば市	359				7	8				3	1	5	2	13					
ひたちなか市	149				1	39				8		1	7	10					
鹿嶋市	55		4	9	4	63	3			3	1	21	3	8					
潮来市	48													5					
守谷市	44											1		3					
常陸大宮市	47					5						1							
那珂市	35				2							4		2					
筑西市	183		3							1		6		6					
坂東市	78		3		23	13						10		2					
稲敷市	61				2	9				1		4		3	2				
かすみがうら市	50					2				2		2		2					
桜川市	42					7						3		2					
神栖市	265	1		1	6	1	75	1	1	2	1	17	3	14					
行方市	36													2					
鉾田市	33													4					
つくばみらい市	33											5		1					
小美玉市	103					1					1			4					
茨城町	36				2							4							
大洗町	46													2					
城里町	15													3					
東海村	42				2	1						2		6					
大子町	27													2					
美浦村	24											7		1					
阿見町	134		1									1		2					
河内町	3													1					
八千代町	20											1		2					
五霞町	60											3							
境町	61				2							2							
利根町	7													1					
合計	3861	2	11	11	110	250	79	1	1	54	5	187	16	157	3	0	0	0	0

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	計	事業所計	市町村名
反塩素・施塩化水等	アルミニウム電解炉	磷酸肥料反応施設等	弗酸凝縮施設等	ナトリウム反応施設等	鉛二次精錬等溶解炉	鉛蓄電池溶解炉	鉛系顔料溶解炉等	硝酸吸收施設等	コークス炉	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機	ガソリン機			
										21	80			326	183	水戸市
					7					13	37	6		275	98	日立市
										6	27	1		270	120	土浦市
					7					5	22	2		268	97	古河市
										2	13			119	48	石岡市
										2	14			92	32	結城市
										1	10	4		95	43	龍ヶ崎市
										1	8	1		121	47	下妻市
											38	2		216	75	常総市
											10			61	25	常陸太田市
											8			119	27	高萩市
4						8				2	22	1		189	63	北茨城市
										3	14			137	53	笠間市
										3	11	2		146	33	取手市
										3	7			102	32	牛久市
					1					32	93	10		534	181	つくば市
										25	45			285	87	ひたちなか市
					2				10	2	59			247	53	鹿嶋市
										1	16			70	17	潮来市
					4					2	18	2		74	25	守谷市
										2	16			71	35	常陸大宮市
										1	12			56	30	那珂市
										9	40	1		249	79	筑西市
										2	8	2		141	47	坂東市
											5			87	34	稲敷市
											9			67	32	かすみがうら市
														54	29	桜川市
28		1								11	119	12		559	113	神栖市
										3	2			43	23	行方市
											10			47	24	鉾田市
										2	2			43	20	つくばみらい市
										1	19			129	47	小美玉市
											7			49	25	茨城町
										9	29			86	30	大洗町
											1			19	13	城里町
										16	35			104	31	東海村
														29	17	大子町
										2	5			39	17	美浦村
										4	5	8		155	42	阿見町
											1			5	4	河内町
										1	14			38	16	八千代町
											2	2		67	21	五霞町
										2	7			74	29	境町
										1	4			13	6	利根町
32	0	1	0	0	21	8	0	0	10	190	904	56	0	5970	2103	合計

表2-4 一般粉じん発生施設届出状況(24年度)

施設番号	1	2	3	4	5	計	事業所計
市町村名	コークス炉	堆積場	ベルトコンベア等	破碎機・磨砕機	ふり		
水戸市		11	3	1	1	16	12
日立市		24	46	20	2	92	12
土浦市		9	16	5	2	32	7
古河市		1		1		2	1
石岡市		3	33	7	6	49	4
結城市		2				2	2
龍ヶ崎市		2				2	2
下妻市		4		4		8	5
常総市		4		1		5	5
常陸太田市		1	2	8		11	5
高萩市		6	2			8	7
北茨城市	1	15	15	8	1	40	17
笠間市		45	181	51	39	316	36
取手市						0	0
牛久市						0	0
つくば市		14	22	9	9	54	10
ひたちなか市		9	24	5		38	9
鹿嶋市	9	53	820	35	128	1045	14
潮来市		2	2			4	2
守谷市						0	0
常陸大宮市		24	78	37	17	156	14
那珂市		5	8	4	2	19	6
筑西市		34	8	8	1	51	19
坂東市				1		1	1
稲敷市		4		3		7	5
かすみがうら市		3				3	2
桜川市		65	55	18	18	156	36
神栖市		25	29	2		56	19
行方市			4			4	2
鉾田市						0	0
つくばみらい市						0	0
小美玉市		6	7	2	1	16	3
茨城町		4	7	3	1	15	3
大洗町		1				1	1
城里町		15	49	18	6	88	9
東海村		10	77	2	2	91	3
大子町		1	17	6	3	27	2
美浦村		3	2	2		7	2
阿見町		1				1	1
河内町						0	0
八千代町		4	2	2	1	9	4
五霞町						0	0
境町			1	2		3	2
利根町						0	0
合計	10	410	1510	265	240	2435	284

表 2-5 特定粉じん排出等作業実施届出状況（24年度）

特定建築材 料 の種類	県民センター					笠間市	ひたちな か市	筑西市	計
	県央	県北	鹿行	県南	県西				
吹付け材	12	7	6	43	4	2	3	1	78
保温材等	13	8	41	18	2	1	5	2	90
計	25	14	47	60	6	3	7	3	165

注：重複届出があるため、計は一致しない。

表2-6 揮発性有機化合物排出施設届出状況(24年度)

施設番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	事業所計
市町村名	乾溶剤使用化学製品施設	塗装施設	塗装乾燥施設	乾に印刷係乾燥施設	印刷回路用銅版等着乾燥施設	印刷乾燥施設(オフセット印刷)	印刷乾燥施設(グラビア印刷)	洗浄施設	貯蔵タンク		
水戸市					1		4			5	1
日立市	4	3							2	9	4
土浦市		11		3			2			16	3
古河市			2	2	6					10	6
石岡市			5	3			3			11	2
結城市			7	3		1				11	4
龍ヶ崎市				1						1	1
下妻市										0	0
常総市			2	3			4			9	2
常陸太田市				1						1	1
高萩市			3	4				1		8	3
北茨城市				3			1			4	2
笠間市										0	0
取手市										0	0
牛久市			3	12			3			18	5
つくば市			2				1			3	2
ひたちなか市		9		1						10	3
鹿嶋市			2							2	1
潮来市				2			7			9	2
守谷市				1			2			3	1
常陸大宮市										0	0
那珂市						1				1	1
筑西市		1		27						28	3
坂東市	1						2			3	2
稲敷市		1								1	1
かすみがうら市										0	0
桜川市			1							1	1
神栖市	25			1					11	37	9
行方市										0	0
銚田市										0	0
つくばみらい市				5						5	1
小美玉市										0	0
茨城町										0	0
大洗町										0	0
城里町										0	0
東海村										0	0
大子町										0	0
美浦村										0	0
阿見町							6			6	1
河内町			2			5				7	1
八千代町										0	0
五霞町		7		1			3			11	3
境町										0	0
利根町										0	0
合計	30	32	29	73	7	7	38	1	13	230	66

表2-7 大気環境基準達成状況等(24年度)

ア 一般環境大気測定局

市町村	観測局名	用途地域名称	二酸化いおう			二酸化窒素			オキシダント			一酸化炭素				浮遊粒子状物質			微小粒子状物質					
			年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したの有無	環境基準との比較	年平均値	日平均値の98%値	環境基準との比較	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値10ppmを超えた日数が2日以上連続したの有無	環境基準との比較	年平均値	日平均値の2%除外値	日平均値0.10mg/m ³ を超えた日数が2日以上連続したの有無	環境基準との比較	年平均値	日平均値の98%値	環境基準との比較	
											(ppm)	(ppm)												(ppm)
水戸市	水戸石川	住	0.001	0.002	無	○	0.008	0.018	○	0.034	68	333	×	—	—	—	—	0.016	0.041	無	○	11.8	29.8	○
"	水戸東部	未	—	—	—	—	0.007	0.017	○	—	—	—	—	—	—	—	—	0.023	0.047	無	○	—	—	—
日立市	日立市役所	住	0.002	0.004	無	○	0.009	0.019	○	0.033	39	127	×	—	—	—	—	0.013	0.039	無	○	—	—	—
"	日立会瀬	住	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
"	日立多賀	住	0.001	0.002	無	○	0.008	0.017	○	0.035	47	207	×	—	—	—	—	0.015	0.043	無	○	—	—	—
"	日立南部	未	0.001	0.002	無	○	0.007	0.014	○	—	—	—	—	—	—	—	—	0.020	0.048	無	○	—	—	—
土浦市	土浦保健所	住	0.001	0.002	無	○	0.011	0.027	○	0.030	54	211	×	—	—	—	—	0.024	0.049	無	○	16.2	39.1	×
古河市	古河保健所	住	—	—	—	—	0.013	0.027	○	0.032	96	442	×	—	—	—	—	0.027	0.056	無	○	—	—	—
"	古河市役所	未	0.001	0.003	無	○	0.012	0.026	○	0.031	85	361	×	0.3	0.5	無	○	0.022	0.060	無	○	(15.0)	37.3	(×)
石岡市	石岡杉並	住	—	—	—	—	0.010	0.022	○	0.030	63	253	×	—	—	—	—	0.023	0.051	無	○	—	—	—
龍ヶ崎市	竜ヶ崎保健所	住	—	—	—	—	0.010	0.027	○	0.031	48	218	×	—	—	—	—	0.024	0.052	無	○	—	—	—
下妻市	下妻	住	—	—	—	—	0.010	0.023	○	0.032	74	326	×	—	—	—	—	0.026	0.056	無	○	—	—	—
常総市	常総保健所	住	0.001	0.003	無	○	0.010	0.025	○	0.031	72	293	×	—	—	—	—	0.028	0.057	無	○	—	—	—
常陸太田市	常陸太田	未	—	—	—	—	0.004	0.008	○	0.035	56	253	×	—	—	—	—	0.016	0.041	無	○	—	—	—
高萩市	高萩本町	住	—	—	—	—	0.005	0.012	○	0.033	39	148	×	—	—	—	—	0.016	0.049	無	○	—	—	—
北茨城市	北茨城中郷	未	0.002	0.004	無	○	0.005	0.011	○	0.032	43	161	×	—	—	—	—	0.017	0.050	無	○	—	—	—
笠間市	笠間市役所	未	—	—	—	—	0.008	0.018	○	0.032	73	344	×	—	—	—	—	0.017	0.042	無	○	—	—	—
取手市	取手市役所	住	0.001	0.004	無	○	0.016	0.038	○	0.030	54	216	×	—	—	—	—	0.023	0.048	無	○	—	—	—
つくば市	つくば高野	未	—	—	—	—	0.012	0.027	○	0.029	60	251	×	—	—	—	—	0.020	0.053	無	○	—	—	—
ひたちなか市	常陸那珂勝田	住	0.001	0.002	無	○	0.010	0.022	○	0.031	43	188	×	—	—	—	—	0.016	0.042	無	○	—	—	—
"	ひたちなか	住	—	—	—	—	0.009	0.019	○	—	—	—	—	—	—	—	—	0.016	0.039	無	○	—	—	—
鹿嶋市	鹿嶋宮中	住	0.001	0.004	無	○	0.007	0.017	○	0.034	40	163	×	—	—	—	—	0.020	0.046	無	○	11.2	30.6	○
"	鹿嶋高天原	住	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
潮来市	潮来保健所	未	—	—	—	—	0.010	0.024	○	0.030	35	138	×	—	—	—	—	0.025	0.045	無	○	—	—	—
常陸大宮市	大宮野中	住	0.001	0.003	無	○	0.006	0.011	○	0.035	69	330	×	—	—	—	—	0.015	0.035	無	○	—	—	—
那珂市	那珂	住	—	—	—	—	0.007	0.015	○	0.035	65	325	×	—	—	—	—	0.015	0.042	無	○	—	—	—
筑西市	筑西保健所	住	0.001	0.003	無	○	0.011	0.023	○	0.033	96	444	×	—	—	—	—	0.020	0.053	無	○	—	—	—
稲敷市	江戸崎公民館	住	0.001	0.002	無	○	0.007	0.022	○	0.032	49	232	×	—	—	—	—	0.025	0.056	無	○	—	—	—
神栖市	神栖下幡木	未	—	—	—	—	0.008	0.020	○	0.031	34	128	×	—	—	—	—	0.020	0.047	無	○	—	—	—
"	鹿島事務所	商	—	—	—	—	0.011	0.023	○	—	—	—	—	—	—	—	—	0.024	0.046	無	○	—	—	—
"	神栖消防	準工	0.002	0.006	無	○	0.013	0.026	○	0.029	23	83	×	0.4	0.7	無	○	0.020	0.041	無	○	12.5	32.4	○
"	神栖一貫野	未	0.001	0.006	無	○	0.008	0.020	○	—	—	—	—	—	—	—	—	0.023	0.054	無	○	—	—	—
"	神栖横瀬	未	—	—	—	—	0.008	0.019	○	0.032	37	145	×	—	—	—	—	0.020	0.047	無	○	—	—	—
"	波崎太田	住	0.001	0.004	無	○	0.006	0.018	○	0.035	44	223	×	—	—	—	—	0.020	0.048	無	○	11.6	29.8	○
鉾田市	鉾田保健所	住	—	—	—	—	0.008	0.019	○	0.030	38	160	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城町	東茨城大戸	未	—	—	—	—	0.008	0.021	○	0.029	45	155	×	—	—	—	—	0.017	0.046	無	○	—	—	—
東海村	常陸那珂東海	未	0.001	0.002	無	○	0.006	0.014	○	—	—	—	—	—	—	—	—	0.016	0.036	無	○	—	—	—

※微小粒子状物質の古河市役所は、有効測定日数が規定日数に満たなかったため、参考値

イ 自動車排出ガス測定局

市町村	観測局名	用途地域名称	二酸化いおう				二酸化窒素			オキシダント			一酸化炭素			浮遊粒子状物質					
			年平均値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したの有無	環境基準との比較	年平均値 (ppm)	日平均値の98%値 (ppm)	環境基準との比較	昼間の1時間の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		環境基準との比較	年平均値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値10ppmを超えた日数が2日以上連続したの有無	環境基準との比較	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値0.10mg/m ³ を超えた日数が2日以上連続したの有無	環境基準との比較
											日	時間									
水戸市	水戸大工町	商	0.001	0.002	無	○	0.020	0.035	○	—	—	—	—	0.4	0.7	無	○	0.019	0.044	無	○
日立市	日立小木津	住	0.001	0.002	無	○	0.011	0.021	○	—	—	—	—	0.3	0.4	無	○	0.019	0.055	無	○
土浦市	土浦中村南	住	—	—	—	—	0.016	0.036	○	—	—	—	—	0.4	0.8	無	○	0.022	0.056	無	○
守谷市	守 谷	未	—	—	—	—	0.019	0.040	○	—	—	—	—	0.3	0.7	無	○	0.019	0.046	無	○

表 2-8 一般大気測定局による二酸化いおうの年平均値年度別推移

(単位 : ppm)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 石 川	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
〃	水 戸 東 部	0.003	0.004	0.002	-	-
日 立 市	日 立 市 役 所	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002
〃	日 立 会 瀬	0.001	0.001	0.001	0.001	-
〃	日 立 多 賀	0.001	0.001	0.001	0.001	-
〃	日 立 南 部	0.004	0.004	0.002	0.001	0.001
土 浦 市	土 浦 保 健 所	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
〃	国 設 筑 波	0.003	-	-	-	-
古 河 市	古 河 保 健 所	0.004	0.004	0.004	-	-
〃	古 河 市 役 所	0.005	0.004	0.004	0.002	0.001
龍ヶ崎市	竜ヶ崎保健所	0.001	0.001	0.001	-	-
下 妻 市	下 妻	0.004	0.004	0.003	-	-
常 総 市	常 総 保 健 所	0.004	0.004	0.004	0.002	0.001
常 陸 太 田 市	常 陸 太 田	0.001	0.001	0.001	-	-
高 萩 市	高 萩 本 町	0.004	0.004	0.003	-	-
北 茨 城 市	北 茨 城 中 郷	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
笠 間 市	笠 間 市 役 所	0.004	0.004	0.003	-	-
取 手 市	取 手 市 役 所	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
つ く ば 市	つ く ば 高 野	0.005	0.004	0.004	-	-
ひ たち な か 市	常 陸 那 珂 勝 田	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
〃	ひ たち な か	0.004	0.004	0.003	-	-
鹿 嶋 市	鹿 島 宮 中	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
〃	鹿 島 高 天 原	0.001	0.001	0.001	-	-
潮 来 市	潮 来 保 健 所	0.001	0.001	0.001	-	-
常 陸 大 宮 市	大 宮 野 中	0.003	0.004	0.003	0.002	0.001
那 珂 市	那 珂	0.004	0.004	0.003	-	-
筑 西 市	筑 西 保 健 所	0.004	0.004	0.004	0.002	0.001
稲 敷 市	江 戸 崎 公 民 館	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
神 栖 市	神 栖 下 幡 木	0.002	0.002	0.002	-	-
〃	鹿 島 事 務 所	0.003	0.003	0.002	-	-
〃	神 栖 消 防	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
〃	神 栖 一 貫 野	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
〃	神 栖 横 瀬	0.003	0.002	0.002	-	-
〃	波 崎 太 田	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001
茨 城 町	東 茨 城 大 戸	0.004	0.004	0.003	-	-
東 海 村	常 陸 那 珂 東 海	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001

注：-は、未測定

表2-9 一般大気測定局による二酸化窒素の年平均値年度別推移

(単位：ppm)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 石 川	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008
〃	水 戸 東 部	0.009	0.008	0.008	0.006	0.007
日 立 市	日 立 市 役 所	0.012	0.012	0.012	0.011	0.009
〃	日 立 会 瀬	0.009	0.009	0.009	—	—
〃	日 立 多 賀	0.011	0.011	0.010	0.008	0.008
〃	日 立 南 部	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007
土 浦 市	土 浦 保 健 所	0.013	0.013	0.013	0.012	0.011
〃	国 設 筑 波	0.004	—	—	—	—
古 河 市	古 河 保 健 所	0.015	0.015	0.015	0.014	0.013
〃	古 河 市 役 所	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012
石 岡 市	石 岡 杉 並	0.010	0.010	0.010	0.011	0.010
龍ヶ崎市	竜ヶ崎保健所	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
下 妻 市	下 妻	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010
常 総 市	常 総 保 健 所	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010
常陸太田市	常 陸 太 田	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
高 萩 市	高 萩 本 町	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005
北 茨 城 市	北 茨 城 中 郷	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005
笠 間 市	笠 間 市 役 所	0.007	0.006	0.007	0.008	0.008
取 手 市	取 手 市 役 所	0.015	0.014	0.015	0.017	0.016
つ く ば 市	つ く ば 高 野	0.013	0.012	0.013	0.012	0.012
ひたちなか市	常 陸 那 珂 勝 田	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010
〃	ひ ち ち な か	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
鹿 嶋 市	鹿 島 宮 中	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007
〃	鹿 島 高 天 原	0.007	0.007	0.007	—	—
潮 来 市	潮 来 保 健 所	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
常陸大宮市	大 宮 野 中	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006
那 珂 市	那 珂	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
筑 西 市	筑 西 保 健 所	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
稲 敷 市	江 戸 崎 公 民 館	0.010	0.013	0.008	0.007	0.007
神 栖 市	神 栖 下 幡 木	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
〃	鹿 島 事 務 所	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
〃	神 栖 消 防	0.012	0.014	0.013	0.013	0.013
〃	神 栖 一 貫 野	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008
〃	神 栖 横 瀬	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008
〃	波 崎 太 田	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
鉾 田 市	鉾 田 保 健 所	0.008	0.008	0.009	0.008	0.008
茨 城 町	東 茨 城 大 戸	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008
東 海 村	常 陸 那 珂 東 海	0.008	0.007	0.008	0.007	0.006

注：—は、未測定

表2-10 一般大気測定局による一酸化窒素の年平均値年度別推移

(単位：ppm)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 石 川	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
〃	水 戸 東 部	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
日 立 市	日 立 市 役 所	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
〃	日 立 会 瀬	0.004	0.004	0.003	—	—
〃	日 立 多 賀	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
〃	日 立 南 部	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
土 浦 市	土 浦 保 健 所	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
〃	国 設 筑 波	0.001	—	—	—	—
古 河 市	古 河 保 健 所	0.006	0.005	0.004	0.005	0.004
〃	古 河 市 役 所	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
石 岡 市	石 岡 杉 並	0.008	0.008	0.006	0.005	0.005
龍ヶ崎市	竜ヶ崎保健所	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
下 妻 市	下 妻	0.005	0.004	0.003	0.004	0.003
常 総 市	常 総 保 健 所	0.007	0.007	0.005	0.006	0.006
常陸太田市	常 陸 太 田	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
高 萩 市	高 萩 本 町	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
北 茨 城 市	北 茨 城 中 郷	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
笠 間 市	笠 間 市 役 所	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
取 手 市	取 手 市 役 所	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006
つ く ば 市	つ く ば 高 野	0.007	0.007	0.005	0.005	0.004
ひたちなか市	常 陸 那 珂 勝 田	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
〃	ひ ち ち な か	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
鹿 嶋 市	鹿 島 宮 中	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
〃	鹿 島 高 天 原	0.001	0.001	0.001	—	—
潮 来 市	潮 来 保 健 所	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
常陸大宮市	大 宮 野 中	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
那 珂 市	那 珂	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
筑 西 市	筑 西 保 健 所	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
稲 敷 市	江 戸 崎 公 民 館	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001
神 栖 市	神 栖 下 幡 木	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
〃	鹿 島 事 務 所	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004
〃	神 栖 消 防	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
〃	神 栖 一 貫 野	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
〃	神 栖 横 瀬	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
〃	波 崎 太 田	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
鉾 田 市	鉾 田 保 健 所	0.008	0.008	0.007	0.006	0.005
茨 城 町	東 茨 城 大 戸	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006
東 海 村	常 陸 那 珂 東 海	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

注：—は、未測定

表2-11 一般大気測定局による一酸化炭素の年平均値年度別推移

(単位：ppm)

市 町 村	測 定 局	平 均 値				
		20	21	22	23	24
神 栖 市	神 栖 消 防	(0.4)	0.4	0.4	0.4	0.4
古 河 市	古 河 市 役 所	—	—	—	—	0.3

注1：（ ）は、測定時間が6,000時間未満

注2：—は、未測定

表2-12 一般大気測定局による浮遊粒子状物質の年平均値年度別推移

(単位: mg/m³)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 石 川	0.020	0.017	0.018	0.018	0.016
"	水 戸 東 部	0.024	0.023	0.027	0.026	0.023
日 立 市	日 立 市 役 所	0.016	0.017	0.017	0.016	0.013
"	日 立 会 瀬	0.018	0.016	0.018	—	—
"	日 立 多 賀	0.019	0.017	0.018	0.016	0.015
"	日 立 南 部	0.019	0.017	0.019	0.022	0.020
土 浦 市	土 浦 保 健 所	0.026	0.025	0.027	0.026	0.024
"	国 設 筑 波	0.016	—	—	—	—
古 河 市	古 河 保 健 所	0.028	0.029	0.027	0.028	0.027
"	古 河 市 役 所	0.029	0.027	0.025	0.023	0.022
石 岡 市	石 岡 杉 並	—	—	—	0.023	0.023
龍ヶ崎市	竜ヶ崎保健所	0.027	0.025	0.027	0.026	0.024
下 妻 市	下 妻	0.028	0.027	0.028	0.028	0.026
常 総 市	常 総 保 健 所	0.027	0.025	0.025	0.030	0.028
常陸太田市	常 陸 太 田	0.019	0.017	0.018	0.018	0.016
高 萩 市	高 萩 本 町	0.018	0.018	0.018	0.019	0.016
北 茨 城 市	北 茨 城 中 郷	0.019	0.018	0.018	0.017	0.017
笠 間 市	笠 間 市 役 所	0.021	0.018	0.017	0.017	0.017
取 手 市	取 手 市 役 所	0.027	0.026	0.027	0.029	0.023
つ く ば 市	つ く ば 高 野	0.022	0.019	0.019	0.023	0.020
ひたちなか市	常 陸 那 珂 勝 田	0.019	0.019	0.019	0.017	0.016
"	ひ ち ち な か	0.020	0.019	0.020	0.017	0.016
鹿 嶋 市	鹿 島 宮 中	0.020	0.018	0.019	0.020	0.020
"	鹿 島 高 天 原	0.017	0.017	0.018	—	—
潮 来 市	潮 来 保 健 所	0.023	0.023	0.024	0.024	0.025
常陸大宮市	大 宮 野 中	0.015	0.015	0.014	0.018	0.015
那 珂 市	那 珂	0.018	0.017	0.018	0.016	0.015
筑 西 市	筑 西 保 健 所	0.024	0.022	0.020	0.022	0.020
稲 敷 市	江 戸 崎 公 民 館	0.029	0.025	0.028	0.027	0.025
神 栖 市	神 栖 下 幡 木	0.023	0.020	0.022	0.021	0.020
"	鹿 島 事 務 所	0.025	0.024	0.027	0.026	0.024
"	神 栖 消 防	0.021	0.019	0.023	0.022	0.020
"	神 栖 一 貫 野	0.029	0.029	0.026	0.024	0.023
"	神 栖 横 瀬	0.021	0.019	0.022	0.022	0.020
"	波 崎 太 田	0.024	0.023	0.025	0.024	0.020
茨 城 町	東 茨 城 大 戸	0.020	0.019	0.019	0.018	0.017
東 海 村	常 陸 那 珂 東 海	0.018	0.017	0.018	0.016	0.016

注: —は, 未測定

表2-13 一般大気測定局による微小粒子状物質の年平均値年度別推移

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 石 川	—	—	—	—	11.8
土 浦 市	土 浦 保 健 所	—	—	—	15.7	16.2
古 河 市	古 河 市 役 所	—	—	—	—	(15.0)
鹿 嶋 市	鹿 島 宮 中	—	—	—	—	11.2
神 栖 市	神 栖 消 防	—	—	—	—	12.5
〃	波 崎 太 田	—	—	—	—	11.6

注1: () は、測定日数が250日未満

注2: —は、未測定

表2-14 一般大気測定局による6～9時における非メタン炭化水素の年平均値年度別推移

(単位:ppmC)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 石 川	0.16	0.11	0.12	0.10	0.10
日 立 市	日 立 市 役 所	0.12	0.19	0.21	0.17	0.16
古 河 市	古 河 保 健 所	0.18	0.20	0.19	—	—
〃	古 河 市 役 所	—	—	—	0.18	0.17
石 岡 市	石 岡 杉 並	—	—	—	0.14	0.14
龍 ヶ 崎 市	竜ヶ崎保健所	0.15	0.17	0.17	—	—
常 総 市	常 総 保 健 所	0.16	0.16	0.15	0.14	0.13
高 萩 市	高 萩 本 町	0.13	0.18	0.27	—	—
笠 間 市	笠 間 市 役 所	—	—	—	0.14	0.11
取 手 市	取 手 市 役 所	—	—	—	0.17	0.14
つ く ば 市	つ く ば 高 野	0.11	0.11	0.13	0.17	0.12
ひ ち ち な か 市	常 陸 那 珂 勝 田	—	—	—	0.14	0.12
鹿 嶋 市	鹿 嶋 宮 中	—	—	—	0.09	0.06
常 陸 大 宮 市	大 宮 野 中	0.14	0.12	0.12	0.11	0.11
筑 西 市	筑 西 保 健 所	—	—	—	0.13	0.09
稲 敷 市	江 戸 崎 公 民 館	0.13	0.13	0.13	0.14	0.09
神 栖 市	鹿 嶋 事 務 所	0.14	0.13	0.12	—	—
〃	神 栖 消 防	0.18	0.17	0.16	0.13	0.13
〃	波 崎 太 田	0.10	0.11	0.09	—	—
茨 城 町	東 茨 城 大 戸	0.13	0.12	0.17	—	—

表 2-15 自動車排出ガス測定局による二酸化いおうの年平均値年度別推移

(単位 : ppm)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 大 工 町	0.005	0.005	0.003	0.001	0.001
日 立 市	日 立 小 木 津	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001
土 浦 市	土 浦 中 村 南	0.004	0.004	0.003	—	—

注 : —は, 未測定

表 2-16 自動車排出ガス測定局による二酸化窒素の年平均値年度別推移

(単位：ppm)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 大 工 町	0.024	0.023	0.022	0.019	0.020
日 立 市	日 立 小 木 津	0.013	0.011	0.012	0.011	0.011
土 浦 市	土 浦 中 村 南	0.014	0.012	0.014	0.017	0.016
守 谷 市	守 谷	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019

表 2-17 自動車排出ガス測定局による一酸化窒素の年平均値年度別推移

(単位：ppm)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 大 工 町	0.019	0.018	0.014	0.013	0.016
日 立 市	日 立 小 木 津	0.010	0.009	0.008	0.004	0.005
土 浦 市	土 浦 中 村 南	0.025	0.025	0.021	0.023	0.021
守 谷 市	守 谷	0.026	0.024	0.022	0.023	0.018

表 2-18 自動車排出ガス測定局による一酸化炭素の年平均値年度別推移

(単位 : ppm)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 大 工 町	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4
日 立 市	日 立 小 木 津	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
土 浦 市	土 浦 中 村 南	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4
守 谷 市	守 谷	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3

表 2-19 自動車排出ガス測定局による浮遊粒子状物質の年平均値年度別推移

(単位 : mg/m³)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 大 工 町	0.025	0.023	0.023	0.021	0.019
日 立 市	日 立 小 木 津	0.021	0.017	0.019	0.020	0.019
土 浦 市	土 浦 中 村 南	0.026	0.025	0.024	0.024	0.022
守 谷 市	守 谷	0.025	0.023	0.021	0.020	0.019

表 2-20 一般大気測定局による二酸化炭素の年平均値年度別推移

(単位 : ppr)

市 町 村	測 定 局	年 平 均 値				
		20	21	22	23	24
水 戸 市	水 戸 石 川	413	410	412	410	412
神 栖 市	神 栖 消 防	406	406	410	411	413

表2-21(1) 有害大気汚染物質モニタリング結果(24年度)

物質名	単位	水戸石川 (一般環境)			日立多賀 (一般環境)			神栖市(固定発生源周辺)					
								消防			下幡木		
		平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
ベンゼン	μg/m ³	0.79	0.32	1.6	0.69	0.35	1.1	1.6	0.66	3.4	1.1	0.25	1.9
トリクロロエチレン		0.27	0.12	0.40	0.17	0.093	0.31	0.25	0.063	0.76	0.26	0.069	0.78
テトラクロロエチレン		0.27	<0.011	1.4	0.18	<0.011	0.70	0.15	<0.011	0.30	0.16	0.042	0.31
ジクロロメタン		0.74	0.46	1.1	2.2	0.90	3.5	0.95	0.43	2.2	0.85	0.36	2.2
クロロホルム		0.072	0.009	0.23	0.077	0.016	0.24	0.13	0.042	0.25	0.11	0.015	0.26
アクリロニトリル		0.048	<0.006	0.13	0.066	<0.006	0.23	0.24	0.029	2.0	0.067	0.010	0.10
塩化ビニルモノマー		0.024	<0.006	0.15	0.048	<0.006	0.29	0.52	0.007	2.3	0.085	<0.006	0.42
ホルムアルデヒド		2.3	0.045	5.1	—	—	—	3.1	0.060	5.2	—	—	—
アセトアルデヒド		1.7	0.072	3.3	—	—	—	2.0	0.070	3.2	—	—	—
酸化エチレン		0.050	0.025	0.073	—	—	—	0.29	0.033	1.2	—	—	—
1,2-ジクロロエタン		0.12	<0.007	0.34	0.18	<0.007	0.46	0.55	0.068	2.5	0.24	0.085	0.62
1,3-ブタジエン		0.064	<0.007	0.19	0.062	<0.007	0.15	0.23	<0.007	0.85	0.095	<0.007	0.33
塩化メチル		1.4	1.1	2.0	1.4	1.2	2.1	1.5	1.1	2.3	1.7	1.2	2.5
トルエン		2.5	1.6	4.5	2.9	2.1	4.3	4.6	2.1	12	3.9	0.60	10
ニッケル化合物		ng/m ³	1.5	<0.7	6.3	—	—	—	6.0	1.1	25	—	—
砒素及びその化合物	1.9		0.30	6.2	—	—	—	1.5	0.24	3.6	—	—	—
ベリリウム及びその化合物	0.034		<0.009	0.31	—	—	—	0.042	<0.009	0.16	—	—	—
マンガン及びその化合物	19		4.9	99	—	—	—	46	11	120	—	—	—
クロム及びその化合物	4.3		0.72	11	—	—	—	12	2.5	39	—	—	—
水銀及びその化合物	1.6		1.1	2.0	—	—	—	1.3	0.62	1.8	—	—	—
ベンゾ(a)ピレン	0.12		0.020	0.34	—	—	—	0.63	0.016	2.9	—	—	—

表 2-21(2)

鹿嶋平井 (固定発生源周辺)			筑西保健所 (一般環境)			土浦市						物質名	単位
						保健所 (一般環境)			中村南 (沿道)				
平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大		
0.97	0.15	1.7	1.1	0.52	2.4	1.2	0.40	3.1	1.4	0.47	3.1	ベンゼン	μg/m ³
0.18	<0.009	0.46	0.66	0.33	1.5	0.32	0.10	0.76	0.46	0.089	1.0	トリクロロエチレン	
0.15	<0.011	0.32	0.18	0.076	0.37	0.16	<0.011	0.37	0.20	0.074	0.50	テトラクロロエチレン	
0.79	0.32	1.5	1.5	0.83	2.7	1.1	0.47	1.9	1.4	0.58	3.0	ジクロロメタン	
0.096	0.017	0.23	0.10	0.019	0.25	0.14	0.029	0.27	0.18	0.063	0.54	クロロホルム	
0.053	<0.006	0.11	0.067	<0.006	0.12	0.071	0.016	0.20	0.079	<0.006	0.17	アクリロニトリル	
0.039	<0.006	0.15	0.024	<0.006	0.15	0.028	<0.006	0.13	0.028	<0.006	0.13	塩化ビニルモノマー	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	1.7	5.1	ホルムアルデヒド	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.4	1.0	4.6	アセトアルデヒド	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.083	0.041	0.18	酸化エチレン	
0.14	<0.007	0.32	0.13	<0.007	0.29	0.15	<0.007	0.36	0.15	<0.007	0.34	1,2-ジクロロエタン	
0.080	<0.007	0.24	0.12	<0.007	0.56	0.15	<0.007	0.89	0.16	0.011	0.57	1,3-ブタジエン	
1.6	1.1	2.5	1.6	1.2	2.4	1.6	1.3	2.1	1.5	1.2	2.2	塩化メチル	
3.2	0.63	7.1	6.1	2.9	13	6.6	2.0	14	8.4	2.5	21	トルエン	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.8	<0.7	8.6	ニッケル化合物	ng/m ³
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4	0.35	4.2	砒素及びその化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.040	<0.009	0.11	ベリリウム及びその化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	11	64	マンガン及びその化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.2	<0.4	21	クロム及びその化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1	1.5	2.8	水銀及びその化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.31	0.023	1.0	ベンゾ (a) ピレン	

表 2-23 騒音に係る環境基準

区分		対象市町村	地域の類型	基準値			
騒音に係る環境基準		水戸市，日立市，土浦市，古河市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，守谷市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市 以上 32市 茨城町，大洗町，城里町，東海村，大子町，美浦村，阿見町，河内町，八千代町，五霞町，境町，利根町，以上 12町村	類型A	時間の区分			
				昼間	夜間		
				55デシベル以下	45デシベル以下		
			類型B	55デシベル以下	45デシベル以下		
			類型C	60デシベル以下	50デシベル以下		
			道路に面する地域			時間の区分	
			地域の区分		昼間	夜間	
			A地域のうち2車線以上を有する道路		60デシベル以下	55デシベル以下	
			B地域のうち2車線以上を有する道路		65デシベル以下	60デシベル以下	
			C地域のうち車線を有する道路		65デシベル以下	60デシベル以下	
幹線交通を担う道路に近接する空間		70デシベル以下	65デシベル以下				
新幹線鉄道騒音に係る環境基準		古河市，五霞町の一部（鉄道軌道中心から左右300m以内の区域）	類型I（主として住居の用に供される地域）	70デシベル以下			
			類型II	75デシベル以下			
航空機騒音に係る環境基準	成田国際空港	稲敷市の一部（旧江戸崎町，新利根町地域）及び河内町の全域	類型I（専ら住居の用に供される地域）	57デシベル以下（H24.3.31まで70WECPNL以下）			
	百里飛行場	かすみがうら市，鉾田市，行方市，小美玉市，茨城町の一部地域	類型I（専ら住居の用に供される地域）	57デシベル以下（H24.3.31まで70WECPNL以下）			

表 2-24 騒音規制法に基づく特定施設届出状況

(25年3月31日現在)

施設の種類	金属加工機械	空気圧縮機・送風機	破碎機・ふるい機	織機	アスファルトプラント	製粉機	木材加工機械	しゅう紙機	印刷機	射出成形樹脂用機	造型機	計
件数	5459	12365	506	287	61	190	487	7	481	1146	302	21291

表 2-25 騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況（24年度）

作業の種類	くい打機等を使用する作業	びよう打機等を使用する作業	さく岩機等を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートポンプ等を行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	計
件数	107	1	283	58	2	175	2	34	662

表 2-26 航空機騒音対策の体系図

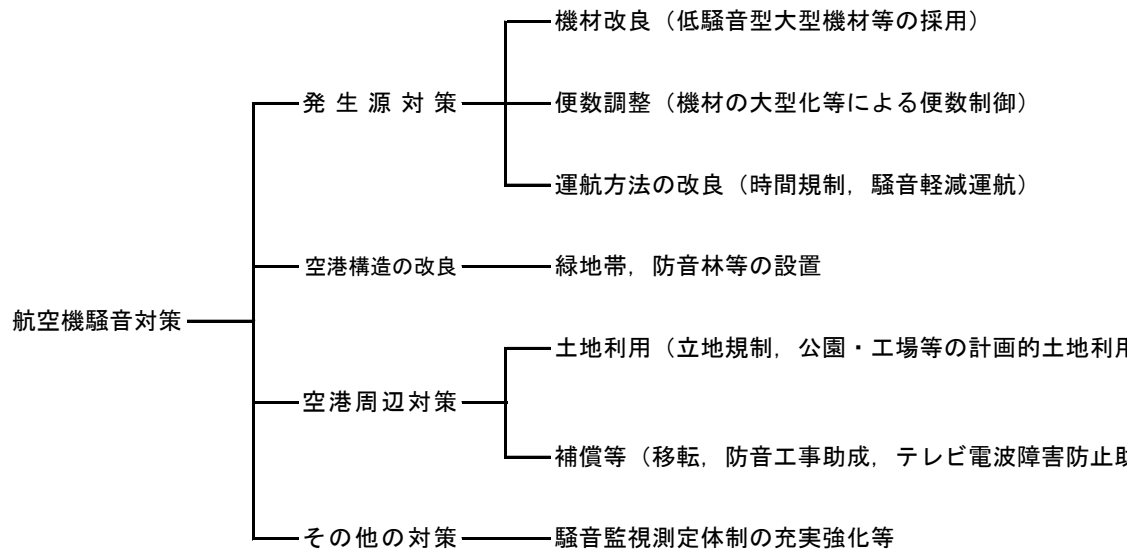


表2-27 航空機騒音（成田国際空港）実態調査結果（24年度）

	調査地点名		調査期間	WECPNL値 (下段は23年 度)	環境基準	(参考) 1日平均騒音 発生回数(回)	
短期測定地点	龍ヶ崎市	長戸小学校	24.7.31~8.6 25.1.19~1.25	54 (58)	—	42	
	牛久市	奥原婦人ホーム		61 (59)		140	
	稲敷市	荒野生活改善センター		59 (58)	70以下	48	
		阿波小学校		60 (59)	—	91	
		南ヶ丘ふれあい会館		62 (64)	70以下	112	
	河内市	みずほ小学校 (旧源清田小学校)		54 (57)		92	
		十三間戸公会堂		57 (61)		64	
		旧長竿小学校		64 (65)		160	
		金江津A氏宅		69 (68)	221		
	潮来市	牛堀出張所		52 (50)	—	19	
	阿見町	霞クリーンセンター		51 (—)		17	
	土浦市	土浦合同庁舎		45 (—)		20	
自動測定局	河内町	田川局	24.4.1~25.3.31	66 (65)	70以下	129	
		金江津局		61 (58)		61	
	稲敷市	東局		58 (58)	—	19	
		江戸崎局		61 (62)	70以下	66	
		沓掛局		64 (64)		98	
		太田局		64 (63)		98	
		伊崎局		66 (66)	151		
		手賀組新田局		57 (57)	—	47	
		町田局		61 (61)		107	
	牛久市	島田局		58 (57)	23		

注：WECPNLとは

環境基準を評価する際に使われている航空機騒音の指数で「うるささ指数」ともいう。航空機の騒音レベルのほかに時間帯別に騒音発生回数を組み合わせて算出する。

表 2-28 航空機騒音（百里飛行場）調査結果（24年度）

	調査地点名		調査期間	WECPNL値 (下段は23年度)	環境基準	(参考) 1日平均 騒音発生回数 (回)
短期測定	茨城町	消防学校	24.10.26~11.8	59 (64)	—	7
		広浦放射能局舎	24.6.8~6.21	65 (65)	70以下	14
	小美玉市	隠谷公民館	24.6.8~6.14 24.11.30~12.6	60 (55)		24
		下吉影南原公民館	24.10.26~11.8	70 (74)		48
	鉾田市	旭スポーツセンター	24.10.26~11.8	69 (69)		15
		当間小学校	24.6.8~6.14 24.11.30~12.6	66 (63)		14
	行方市	南原生活改善センター	24.10.26~11.8	65 (63)		8
		手賀小学校	24.6.8~6.21	60 (61)		9
	かすみがうら市	田伏中台総合センター	24.6.8~6.21	64 (62)		13
	大洗町	神山集落センター	24.10.26~11.8	62 (60)		—
自動測定	鉾田市	鉾田局	24.4.1~25.3.31	88 (87)		70以下
	小美玉市	小川局		85 (84)	39	

注：WECPNLとは

環境基準を評価する際に使われている航空機騒音の指数で「うるささ指数」ともいう。

航空機の騒音レベルのほかに時間帯別に騒音発生回数を組み合わせて算出する。

表 2-29 新幹線鉄道騒音防止対策

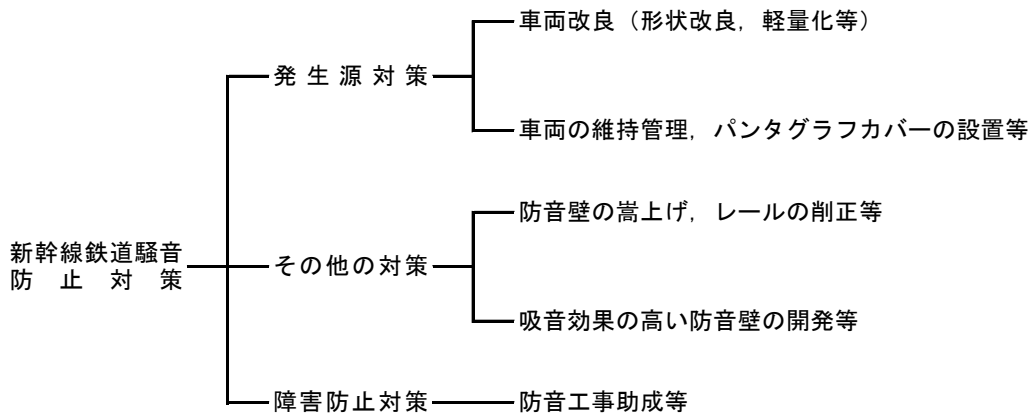
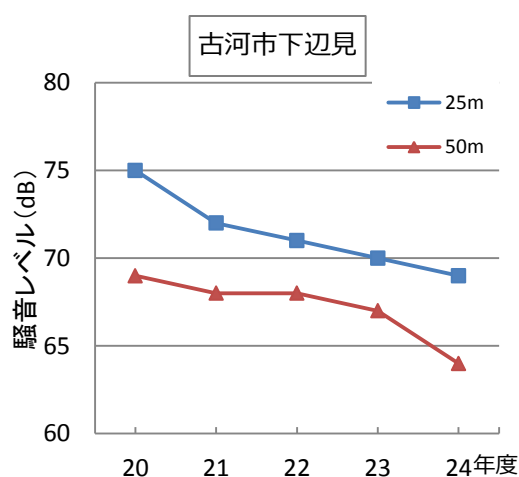
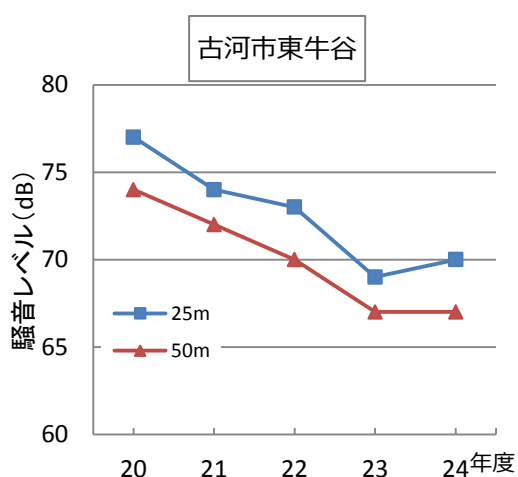


表 2-30 東北新幹線騒音実態調査結果（24年度）

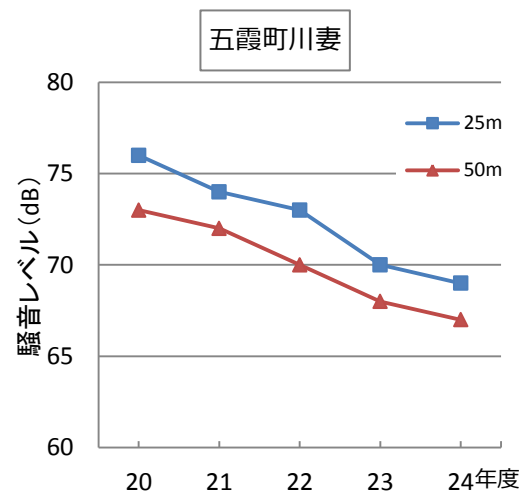
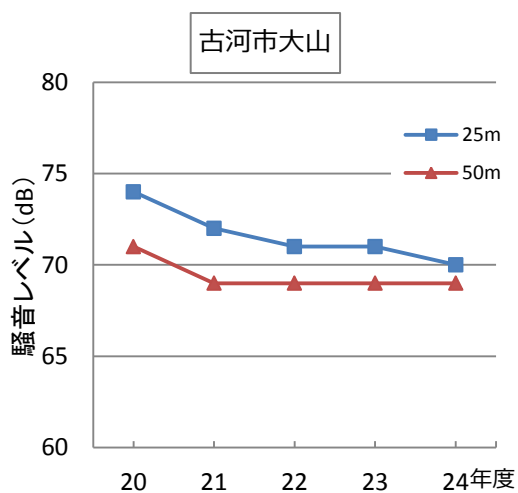
単位：dB (A)

調査地点	調査日	軌道中心からの距離		環境基準類型
		25m	50m	
古河市東牛谷	H24. 12. 6	70	67	I 70dB (A) 以下
古河市下辺見	H24. 12. 6	69	64	I 70dB (A) 以下
古河市大山	H24. 12. 7	70	69	I 70dB (A) 以下
五霞町川妻	H24. 12. 7	69	67	I 70dB (A) 以下

表 2-31 測定地点別騒音レベルの経年変化



※平成23年度から測定地点を変更



※平成23年度から測定地点を変更

表 2-32 自動車騒音実態調査結果 (24年度)

調査路線名	評価区間	評価距離 (km)	調査地点	調査日	等価騒音レベル		評価 (%)			
					昼間 平均値	夜間 平均値	昼夜とも基準 以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼夜とも基準 値超過
北関東自動車道	東茨城郡茨城町大字大戸～ 東茨城郡茨城町大字長岡	3.6	茨城町大字 長岡	H24. 11. 19 ～ H24. 11. 20	61	53	96.4	3.6	0.0	0.0
一般国道 6 号 (4車線)	東茨城郡茨城町大字長岡～ 東茨城郡茨城町大字長岡	1.5	茨城町大字 長岡	H24. 11. 19 ～ H24. 11. 20	71	70	53.4	39.8	0.0	6.8
一般国道 123号	東茨城郡城里町大字御前山～ 東茨城郡城里町大字石塚	8.4	城里町大字 那珂西	H24. 11. 19 ～ H24. 11. 20	68	61	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道 123号	東茨城郡城里町大字石塚～ 東茨城郡城里町大字那珂西	6.1	城里町大字 那珂西	H24. 11. 19 ～ H24. 11. 20	68	61	100.0	0.0	0.0	0.0
常陸那珂港 山方線	那珂郡東海村大字村松～ 那珂郡東海村大字石神外宿	4.0	東海村大字 村松	H24. 11. 19 ～ H24. 11. 20	68	61	99.8	0.0	0.2	0.0
日立東海線	那珂郡東海村大字石神内宿～ 那珂郡東海村大字東海 2 丁目 1	2.8	東海村大字 石神内宿	H24. 11. 19 ～ H24. 11. 20	70	64	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道 125 (4車線)	稲敷郡美浦村大字宮地～ 稲敷郡阿見町大字石川	3.7	阿見町中央 5丁目21	H24. 11. 12 ～ H24. 11. 13	71	67	82.4	14.7	0.0	2.9
一般国道 125 (4車線)	稲敷郡阿見町大字追原～ 稲敷郡阿見町大字阿見	4.7	阿見町中央 5丁目21	H24. 11. 12 ～ H24. 11. 13	71	67	78.9	4.2	0.0	16.8
一般国道 468号 (圏央道)	稲敷郡阿見町大字小池～ 稲敷郡阿見町大字吉原	4.7	阿見町大字 吉原	H24. 11. 12 ～ H24. 11. 13	54	47	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道 408号	稲敷郡河内町田川～ 稲敷郡河内町庄布川	3.7	河内町長竿	H24. 11. 12 ～ H24. 11. 13	72	69	70.6	29.4	0.0	0.0
美浦栄線	稲敷郡河内町生板～ 稲敷郡河内町生板	2.6	河内町生板	H24. 11. 12 ～ H24. 11. 13	66	59	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道 125号 (2車線)	結城郡八千代町大字本郷～ 結城郡八千代町大字粕礼	6.4	八千代町大字 今里	H24. 11. 12 ～ H24. 11. 13	75	71	49.2	4.2	0.0	46.7
つくば古河線	結城郡八千代町大字仁江戸～ 結城郡八千代町大字落田	3.1	八千代町大字 村貫	H24. 11. 12 ～ H24. 11. 13	68	62	100.0	0.0	0.0	0.0
つくば古河線	結城郡八千代町大字落田～ 結城郡八千代町大字水口	3.6	八千代町大字 村貫	H24. 11. 12 ～ H24. 11. 13	68	62	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道 4号	猿島郡五霞町大字幸主～ 猿島郡五霞町大字大福田	5.6	五霞町大字 元栗橋	H24. 11. 12 ～ H24. 11. 13	69	69	30.0	60.0	0.0	10.0

注 1 : 騒音測定等調査及び評価は、環境省の「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に面する地域)」に基づき行った。なお、評価(環境基準達成率)は、道路端での実測値(評価区間中1地点)を基に、「道路交通騒音面的評価システム」によって算出した推計値により、沿道地域に立地する住居系建物のうち、走行する自動車から受ける騒音レベルが環境基準を満足している建物の戸数割合を算出したものである。

注 2 : 等価騒音レベル(LAeq,T)とは、ある時間範囲Tについて、変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値としてあらわしたものの。単位はdB(デシベル)。

表 2-33 振動規制法に基づく特定施設届出状況

(25年3月31日現在)

施設の種類	金属加工機械	圧縮機	ふる砕機・機	織機	コンクリートポンプ等	木材加工機械	印刷機	ロ－ル機	射出成型樹脂機用	い型造型機	計
件数	3697	3924	341	169	37	52	231	47	670	255	9423

表 2-34 振動規制法に基づく特定建設作業届出状況（24年度）

作業の種類	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破砕機を使用する作業	ブレイカーを使用する作業	計
件数	102	2	17	272	393

表 2-35 悪臭に係る特定施設の届出状況

(25年3月31日現在)

施設番号	特 定 施 設 名	届出数
1	パルプ製造用蒸解施設及び回収ボイラー	1
2	化製場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場をいう。）等（魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥飼料等の製造の施設を含む。）に係る原料置場、蒸解施設及び乾燥施設	14
3	家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置場、乾燥施設及び発酵施設（自家消費のためのたい肥製造に係るものを除く。）	118
4	豚舎（豚（生後90日未満のものを除く。）の飼養に用いる同一敷地内のものであって、100頭以上飼養するものに限る。）	205
5	鶏舎（鶏（生後30日未満のひなを除く。）の飼養に用いる同一敷地内のものであって、500平方メートル以上又は5,000羽以上飼養するものに限る。）	96
6	鶏ふん乾燥機（生ふん処理能力が1日につき600キログラム以上のものに限る。）	10
	計	444

表 2 - 36 水質保全対策体系図 (25年 4月現在)

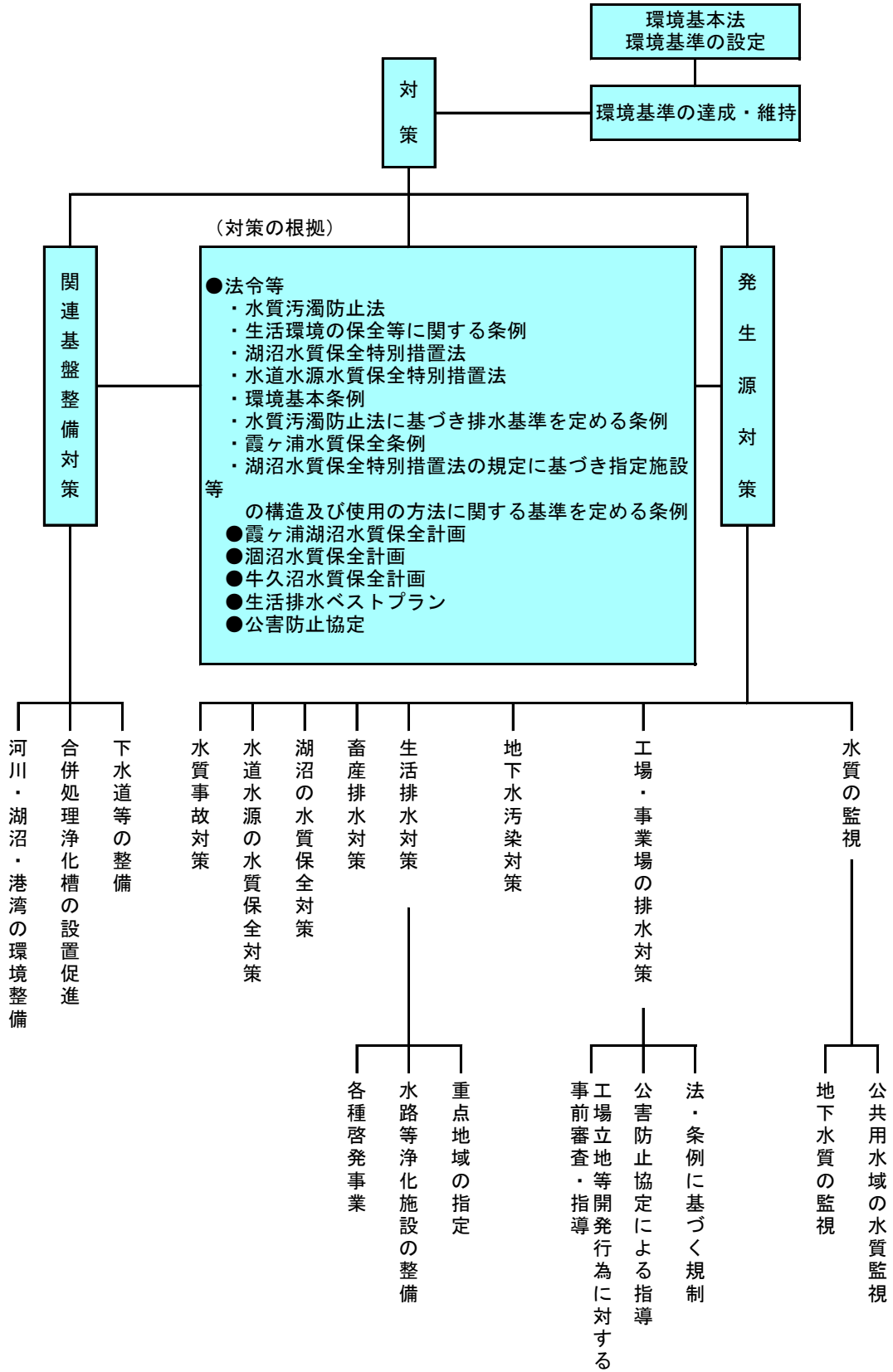


表 2-37 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/L 以下
ひ 素	0.01 mg/L 以下
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/L 以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/L 以下
シ ス - 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1 mg/L 以下
1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006 mg/L 以下
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03 mg/L 以下
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L 以下
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 mg/L 以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下
シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
セ レ ン	0.01 mg/L 以下
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/L 以下
ふ っ 素	0.8 mg/L 以下
ほ う 素	1 mg/L 以下
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とは、環境庁告示の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。（定量限界；全シアン：0.1mg/L，アルキル水銀：0.0005mg/L，PCB：0.0005mg/L）

3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）43.2.1，43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 2-38 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

1 河川
 (1) 河川（湖沼を除く）
 ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/ℓ 以上	—

備考 1：基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

注 1：自然環境保全 自然探勝等の環境保全

2：水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3：水産 1 級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4：工業用水 1 級 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級 特殊の浄水操作を行うもの

5：環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限り

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下

備考1：基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100mℓ 以下
A	水道 2, 3 級 水産 2 級 浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100mℓ 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農 業 用 水 及び C の欄に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水 2 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/ℓ 以上	—

備考：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注 1：自然環境保全 自然探勝等の環境の保全

2：水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2, 3 級 沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3：水産 1 級 ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4：工業用水 1 級 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5：環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
V	水産3種工業農業環境用水保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下

備考1：基準値は、年間平均値とする。

2：水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3：農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

注1：自然環境保全 自然探勝等の環境保全

2：水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。)

3：水産1種 サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種 ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種 コイ、フナ等の水産生物用

4：環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全及び B以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考1：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

- 注1：自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2：水産1級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 ボラ、ノリ等の水産生物用
 3：環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考1：基準値は、年間平均値とする。

- 2：水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注1：自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2：水産1種 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3：生物生息環境保全 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下

表 2-39 県内公共用水域の全窒素、全りんに係る水質環境基準の水域類型の指定

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	暫 定 目 標	告 示 年 月 日
酒 沼	全 域	Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(26年度) 全窒素 1.4 mg/ℓ 全りん 0.060mg/ℓ	12年3月30日 (県告示)
霞ヶ浦	全 域	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(27年度) 全窒素 1.1 mg/ℓ 全りん 0.088 mg/ℓ	昭和61年4月5日 (環境庁告示)
北 浦	全 域 (鰯川を含む)	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(27年度) 全窒素 0.99 mg/ℓ 全りん 0.096mg/ℓ	
常陸利根川	全 域	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(27年度) 全窒素 0.89 mg/ℓ 全りん 0.072mg/ℓ	
牛久沼	全 域	Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(28年度) 全窒素 1.3 mg/ℓ 全りん 0.059mg/ℓ	14年12月19日 (県告示)

注 1 : (※) については、湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする

2 : 水域の欄中の霞ヶ浦、北浦及び常陸利根川とは、それぞれ環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（5年政令第371号）別表の一のホ、へ及びトに規定されている水域である。

表 2-40 (1) 県内公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考
里根川水域	里根川(1)	川原田橋より上流	AA	イ	9年9月22日 (県告示)	
	里根川(2)	川原田橋から下流 (八反川, 境川, 関山川を含む)	A	ロ		
江戸上川水域	江戸上川	全域	A	ロ		
大北川水域	大北川(1)	小山ダムより上流(宿川を含む)	AA	ロ		
	大北川(2)	小山ダムから河口まで (木皿川を含む)	A	イ		
	花園川(1)	水沼ダムより上流	AA	イ		
	花園川(2)	水沼ダムから大北川との合流点まで (根古屋川を含む)	A	イ		
塩田川水域	塩田川	全域	B	イ		
関根川水域	関根川	全域 (前川橋から関根川合流点までの関根前川, 猪田川及び玉川を含む)	A	ロ		
	関根前川	前川橋より上流	AA	イ		
花貫川水域	花貫川(1)	花貫ダムより上流	AA	ロ		
	花貫川(2)	花貫ダムから河口まで	A	ロ		
十王川水域	十王川	全域	A	ロ		
宮田川水域	宮田川	全域(数沢川を含む)	B	イ		
新川水域	新川	全域	C	イ	11年2月15日 (県告示)	
久慈川水域	久慈川	全域	A	イ	10年3月30日 (県告示)	
	八溝川	全域	A	イ		
	押川	全域	A	イ		
	滝川	全域	B	イ		
	玉川	全域	B	ロ		
	浅川	全域	B	イ		
	山田川	全域(竜神川を含む)	A	イ		
	里川	全域	A	イ		
茂宮川	全域	C	イ			
那珂川水域	那珂川(2)	湯川合流点より早戸川合流点まで	A	イ	昭和48年 3月31日 (環境庁告示)	
	那珂川(3)	早戸川合流点より下流	A	ロ		
	中丸川	全域(大川, 本郷川を含む)	C	ハ	10年3月30日 (県告示)	
	早戸川(1)	田彦水門より上流(大井川を含む)	B	ロ		
	早戸川(2)	田彦水門から那珂川との合流点まで	C	ロ		
	藤井川	全域	A	イ		
	塩子川	全域	AA	ハ		
	緒川	全域	A	イ		
桜川	全域(沢渡川, 逆川を含む)	C	ロ			
涸沼川水域	涸沼川(1)	涸沼流入点より上流(飯田川を含む)	A	ロ	10年3月30日 (県告示)	
	涸沼川(2)	涸沼流出点から那珂川との合流点まで	B	イ		
	涸沼沼	全域	湖沼B	ニ	12年3月30日 (県告示)	
	涸沼前川	全域	B	ロ		
	寛政川	全域	A	ハ	10年3月30日 (県告示)	
	大谷川	全域	B	イ		
	石川	全域	A	ハ		

表 2-40 (2)

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日	備 考
霞ヶ浦水域	霞ヶ浦	全域	湖沼 A	ハ	昭和47年 11月6日 (環境庁告示) 昭和48年 9月3日 (県告示)	
	清明川	全域	A	ハ		
	花室川	全域	A	ハ		
	桜川	全域	A	ロ		
	新川	全域	A	ハ		
	備前川	全域	A	ハ		
	境川	全域	A	ハ		
	菱木川	全域	A	ハ		
	恋瀬川	全域	A	ハ		
	山王川	全域	A	ハ		
	園部川	全域	A	ハ		
	梶無川	全域	A	ハ		
	新利根川	全域	A	ロ		
小野川	全域	A	ロ			
一の瀬川	全域	A	ハ			
北浦水域	北浦	全域	湖沼 A	ハ	昭和47年 11月6日 (環境庁告示) 昭和49年 3月15日 (県告示)	
	鉾田川	全域	A	ハ		
	巴川	全域	A	ハ		
	武田川	全域	A	ロ		
	山田川	全域	A	ロ		
	蔵川	全域	A	ハ		
	雁通川	全域	A	ハ		
	流川	全域	A	ハ		
大洋川	全域	A	ロ			
常陸利根川 水域	常陸利根川	全域	湖沼 A	ハ	昭和47年 11月6日 (環境庁告示) 昭和49年 3月15日 (県告示)	
	夜越川	全域	A	ハ		
	前川	全域	A	ハ		
利根川水域	利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで	A	イ	昭和46年 5月25日 (閣議決定) 昭和48年 3月31日 (環境庁告示) 11年2月15日 (県告示)	
	利根川下流	江戸川分岐点より下流	A	イ		
	向堀川	全域	D	ハ		
	宮戸川	全域	C	イ		
	大川	全域	C	ハ		
	鶴戸川	全域	B	ハ		
	飯沼川	全域	B	ハ		
	西仁連川	全域	B	ハ		
	東仁連川	全域	C	イ		
	磯川	全域(积水水路を含む)	D	ハ		
下大野水路	全域	D	イ			
鬼怒川水域	鬼怒川(2)	大谷川合流点から田川合流点まで	A	イ	昭和48年 3月31日 (環境庁告示) 11年2月15日 (県告示)	
	鬼怒川(3)	田川合流点より下流	A	ロ		
	田川	県境から鬼怒川合流点まで	B	ハ		

表 2-40 (3)

水 域		範 囲	類型	達成期間	告示年月日	備考
小貝川水域	小 貝 川	全域	A	ハ	11年 2月15日 (県告示)	
	五 行 川	全域	A	ハ		
	大 谷 川	全域	C	イ		
	糸 線 川	全域	C	ハ		
	八 間 堀 川	全域	C	イ		
	中 通 川	全域	B	ハ		
	谷 田 川 (1)	牛久沼流入点より上流(蓮沼川を含む)	B	ハ		
	谷 田 川 (2)	牛久沼水門から小貝川合流点まで	A	ハ		
	稲 荷 川	全域	B	イ		
	西 谷 田 川	全域	B	イ		
牛 久 沼	全域	湖沼B	ニ			
渡良瀬川 水域	渡良瀬川 (4)	新開橋から利根川合流点まで	B	□	昭和48年 3月31日 (環境庁告示)	
常磐地先 水 域	平 潟 漁 港	省略	海域B	ハ	昭和50年 8月20日 (県告示)	
	大 津 漁 港	省略	海域B	イ		
	大 津 漁 港 南 部	省略	海域B	イ		
	川 尻 港	省略	海域B	イ		
	会 瀬 漁 港	省略	海域B	イ		
	久 慈 漁 港	省略	海域B	ハ		
	日 立 港	省略	海域B	イ		
	炭 鉱 排 水 口 地 先	省略	海域B	イ		
	花 貫 川 河 口 地 先	省略	海域B	ハ		
	泉 川 河 口 地 先	省略	海域B	イ		
常 磐 地 先 海 域	省略	海域A	イ			
県 央 地 先 水 域	県 央 地 先 海 域	省略	海域A	イ	9 年 9月22日 (県告示)	
	常 陸 那 珂 港	省略	海域B	イ		
	磯 崎 漁 港	省略	海域B	イ		
	那 珂 湊 漁 港 平 磯 地 区	省略	海域B	イ		
	那 珂 湊 漁 港	省略	海域B	□		
	大 洗 港	省略	海域B	イ		
鹿島灘水域	鹿 島 港 内	省略	海域C	イ	昭和46年 5月25日 (閣議決定) 昭和55年 4月14日 (県告示) 昭和46年 5月25日 (閣議決定)	
	深 芝 沖	省略	海域C	イ		
	港 湾 北 部	省略	海域B	イ		
	港 湾 南 部	省略	海域B	イ		
	鹿 島 灘 海 域	省略	海域A	イ		

注 1 : 類型の欄中, 湖沼又は海域の表示のないものは河川を表わす。

2 : 達成期間の分類は, 次のとおりとする。

「イ」ただちに達成

「ロ」5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」段階的に暫定目標を達成しつつ, 環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(湖沼について, 「イ」, 「ロ」, 「ハ」により難しく, 段階的に水質改善を図る必要がある場合)

表2-41 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定状況

水系	水域名		類型	達成期間	環境基準点		
多賀水系	里根川水域	里根川	生物A	イ	村山橋		
	江戸上川水域	江戸上川	生物B	イ	第一神岡橋		
	大北川水域	大北川	生物A	イ	境橋		
		花園川	生物A	イ	磯馴橋		
	塩田川水域	塩田川	生物B	イ	新橋		
	関根川水域	関根川	生物B	イ	羽根田橋		
		関根前川	生物A	イ	滝の脇堰		
	花貫川水域	花貫川	生物A	イ	新花貫橋		
十王川水域	十王川	生物A	イ	川尻堰			
新川水系	新川水域	新川	生物B	イ	大江橋		
久慈川水系	久慈川水域	八溝川	生物A	イ	万年橋		
		押川	生物A	イ	押川橋		
		滝川	生物A	イ	小磯橋		
		玉川	生物B	イ	下玉川橋		
		浅川	生物B	イ	浅川橋		
		山田川	生物A	イ	東橋		
		里川	生物A	イ	新落合橋		
		久慈川	生物A	イ	山方、榑橋		
		茂宮川	生物B	イ	郡長橋		
		中丸川	生物B	イ	柳沢橋		
		那珂川水系	那珂川水域	早戸川	生物B	イ	浄水場下
				藤井川	生物A	イ	上合橋
塩子川	生物A			イ	磯崎橋		
緒川	生物A			イ	緒川橋		
桜川	生物B			イ	駅南小橋		
瀬沼川(1)	生物B			イ	高橋		
瀬沼川水域	瀬沼川(2)		生物B	イ	瀬沼橋		
	瀬沼		生物B	イ	広浦、宮前、親沢		
利根川水系	利根川水域	石川川	生物B	イ	入野橋		
		大谷川	生物B	イ	大谷橋		
		寛政川	生物B	イ	寛政橋		
		瀬沼前川	生物B	イ	長岡橋		
		向堀川	生物B	イ	砂井橋		
		磯川	生物B	イ	水海橋		
		下大野水路	生物B	ロ	日下部橋		
		宮戸川	生物B	イ	宮戸川橋		
		大川	生物B	イ	大和田橋		
		鶴戸川	生物B	イ	片神辺橋		
		飯沼川	生物B	イ	菅生沼湖心		
		西仁連川	生物B	イ	尾崎橋		
	東仁連川	生物B	イ	豊神橋			
	鬼怒川水域	田川	生物B	イ	田川橋		
		小貝川	生物B	イ	文巻橋		
		五行川	生物B	イ	下岡橋		
		大谷川	生物B	イ	西方上の橋		
		糸繰川	生物B	イ	寿久橋		
		八間堀川	生物B	イ	石洗橋		
		中通川	生物B	イ	下岡橋		
		谷田川(1)	生物B	イ	丸山橋		
		谷田川(2)	生物B	イ	牛久沼出口		
		牛久沼	生物B	イ	牛久沼湖心		
		稲荷川	生物B	イ	小荃橋		
		西谷田川	生物B	イ	境松橋		
	霞ヶ浦水域	新利根川	生物B	イ	新利根橋		
		小野川	生物B	イ	奥原大橋		
		清明川	生物B	イ	勝橋		
		花室川	生物B	イ	親和橋		
		備前川	生物B	イ	備前川橋		
		桜川	生物B	イ	栄利橋		
		新川	生物B	イ	神天橋		
		境川	生物B	イ	国道354境橋		
		一の瀬川	生物B	イ	川中橋		
		菱木川	生物B	イ	菱木橋		
		忍瀬川	生物B	イ	平和橋		
		山王川	生物B	イ	所橋		
		園部川	生物B	イ	園部新橋		
		梶無川	生物B	イ	上宿橋		
		雁通川	生物B	イ	JA横橋		
		蔵川	生物B	イ	蔵川橋		
		山田川	生物B	イ	荷下橋		
		武田川	生物B	イ	内宿大橋		
		巴川	生物B	イ	新巴川橋		
		銚田川	生物B	イ	旭橋		
		大洋川	生物B	イ	田塚橋		
		流川	生物B	イ	須保居橋		
		常陸利根川水域	夜越川	生物B	イ	堀の内橋	
前川			生物B	イ	あやめ橋		

注1：水域類型の欄は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1（1）イに掲げる類型を示す。

2：達成期間の欄の「イ」は、「直ちに達成」、 「ロ」は、「5年以内で可及的速やかに達成」を示す。

表 2-42 健康項目の環境基準の達成状況（24年度）

	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン
	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b
河川	0/74	0/75	0/75	0/74	0/74	0/74	0/0	0/23	0/65
湖沼	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10	0/0	0/8	0/10
海域	0/7	0/7	0/7	0/7	0/7	0/7	0/0	0/0	0/1
合計	0/89	0/92	0/92	0/91	0/91	0/91	0/0	0/31	0/76
	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン
	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b
河川	0/64	0/64	0/64	0/64	0/67	0/64	0/72	0/72	0/64
湖沼	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10
海域	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/0
合計	0/75	0/75	0/75	0/75	0/78	0/75	0/83	0/83	0/74
	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b	a/b
河川	0/64	0/64	0/64	0/65	0/32	0/57	0/70	0/64	0/88
湖沼	0/10	0/10	0/10	0/10	0/8	0/19	0/10	0/10	0/10
海域	0/0	0/0	0/0	0/0	0/6	0/0	0/0	0/0	0/7
合計	0/74	0/74	0/74	0/75	0/46	0/76	0/80	0/74	0/105

a：環境基準を超過した地点数

b：調査地点数

表2-43 生活環境項目の環境基準の達成状況（BOD又はCOD）（24年度）

類型	達成期間	河川		湖沼		海域	
		あてはめ水域数	達成水域数	あてはめ水域数	達成水域数	あてはめ水域数	達成水域数
AA	イ	3	2	0	0	0	2
	ロ	2	1	0	0	0	1
	ハ	1	0	0	0	0	0
	ニ	0	0	0	0	0	0
A	イ	13	12	0	0	3	3
	ロ	14	13	0	0	0	0
	ハ	23	7	3	0	0	0
	ニ	0	0	0	0	0	0
B	イ	8	7	0	0	13	13
	ロ	4	4	0	0	1	1
	ハ	6	3	0	0	3	3
	ニ	0	0	2	0	0	0
C	イ	6	6	0	0	2	2
	ロ	2	1	0	0	0	0
	ハ	3	3	0	0	0	0
	ニ	0	0	0	0	0	0
D	イ	1	1	0	0	0	0
	ロ	0	0	0	0	0	0
	ハ	2	2	0	0	0	0
	ニ	0	0	0	0	0	0
E	イ	0	0	0	0	0	0
	ロ	0	0	0	0	0	0
	ハ	0	0	0	0	0	0
	ニ	0	0	0	0	0	0
合計	イ	31	28	0	0	18	18
	ロ	22	19	0	0	1	1
	ハ	35	15	3	0	3	3
	ニ	0	0	2	0	0	0
	合計	88	62	5	0	22	22

表2-44 河川の水系別環境基準達成状況 (BOD 24年度)

区 分	類型指定水域数 (A)	環境基準達成水域数 (B)	環境基準達成率 (%) (B) / (A)
多 賀 水 系	14	12(14)	85.7 (100.0)
新 川 水 系	1	1(1)	100.0 (100.0)
久 慈 川 水 系	9	9(9)	100.0 (100.0)
那 珂 川 水 系	15	11(14)	73.3 (93.3)
利 根 川 水 系	49	29(31)	59.2 (63.3)
利 根 川 水 域	12	10(10)	83.3 (83.3)
鬼 怒 川 水 域	3	2(3)	66.7 (100.0)
小 貝 川 水 域	10	8(9)	80.0 (90.0)
霞 ヶ 浦 水 域	14	5(5)	35.7 (35.7)
北 浦 水 域	8	3(4)	37.5 (50.0)
吊 座 利 根 川 水 域	2	1(0)	50.0 (0.0)
計	88	62(69)	70.5 (78.4)

注：() 内は23年度

表2-45(1) 河川水域別環境基準の達成状況(BOD)

水系	類型指定水域	環境基準点	類型 達成 期間	基準 値 mg/l	23年度			24年度				
					BOD (mg/l)			BOD (mg/l)				
					平均値	75%値	環境基準 達成状況	平均値	75%値	環境基準 達成状況		
多賀水系	里根川1	山小屋橋	AA-I	1	0.8	0.8	○	0.9	1.1	×		
	里根川2	村山橋	A-口	2	1.1	1.3	○	1.1	1.1	○		
	江戸上川	第一神岡橋	A-口	2	1.1	1.1	○	1.1	1.4	○		
	大北川1	栄橋	AA-口	1	0.8	1.0	○	1.0	1.3	×		
	大北川2	境橋	A-I	2	1.2	1.3	○	1.2	1.5	○		
	花園川1	倉部石	AA-I	1	0.7	0.9	○	0.8	0.8	○		
	花園川2	磯馴橋	A-I	2	1.2	1.5	○	1.4	1.7	○		
	塩田川	新橋	B-I	3	1.5	1.4	○	1.7	1.9	○		
	関根川	羽田橋	A-口	2	1.3	1.3	○	1.4	1.5	○		
	関根前川1	滝の脇堰	AA-I	1	0.8	0.8	○	0.8	0.9	○		
	花貫川1	鳥曾根橋	AA-口	1	0.8	0.9	○	0.8	1.0	○		
	花貫川2	新花貫橋	A-口	2	1.1	1.4	○	1.1	1.1	○		
	十王川	川尻堰	A-口	2	0.9	1.1	○	1.0	1.1	○		
	宮田川	宮田川橋	B-I	3	1.9	1.9	○	3.0	3.0	○		
新川水系	新川	大江橋	C-I	5	1.6	1.8	○	1.6	1.7	○		
久慈川水系	久慈川	山方	A-I	2	0.7	0.7	○	0.9	0.9	○		
	久慈川	榊橋	A-I	2	0.8	0.8		0.9	1.1			
	八溝川	万年橋	A-I	2	0.8	0.8	○	1.1	1.2	○		
	押川	押川橋	A-I	2	0.8	1.1	○	1.2	1.2	○		
	滝川	小磯橋	B-I	3	1.1	1.3	○	1.2	1.3	○		
	玉川	下玉川橋	B-口	3	1.5	1.8	○	1.9	2.2	○		
	浅川	浅川橋	B-I	3	1.2	1.2	○	1.5	1.7	○		
	山田川	東橋	A-I	2	0.8	0.9	○	1.1	1.2	○		
	里川	新落合橋	A-I	2	0.8	1.0	○	1.0	1.0	○		
茂宮川	郡長橋	C-I	5	1.5	1.6	○	2.1	2.4	○			
那珂川水系	那珂川2	野口	A-I	2	0.7	0.7	○	0.9	0.9	○		
	那珂川2	下国井	A-I	2	0.8	0.9		0.9	1.0			
	那珂川3	勝田橋	A-口	2	0.8	0.9	○	1.2	1.5	○		
	緒川	緒川橋	A-I	2	0.6	0.6	○	1.0	1.0	○		
	藤井川	上合橋	A-I	2	0.9	1.1	○	0.9	0.9	○		
	塩子川	磯崎橋	AA-ハ	1	0.6	0.6	○	0.9	1.1	×		
	早戸川1	睦橋	B-口	3	1.8	2.3	○	1.9	2.6	○		
	早戸川2	浄水場下	C-口	5	3.3	3.9	○	6.5	8.2	×		
	桜川	駅南小橋	C-口	5	3.0	3.4	○	3.4	4.1	○		
	中丸川	柳沢橋	C-ハ	5	2.6	3.0	○	2.4	2.7	○		
	潤沼川1	高橋	A-口	2	1.4	1.5	○	1.6	1.7	○		
	潤沼川2	潤沼橋	B-I	3	1.5	1.7	○	1.8	3.1	×		
	潤沼前川	長岡橋	B-口	3	1.2	1.6	○	1.5	1.7	○		
	寛政川	寛政橋	A-ハ	2	1.2	1.3	○	1.8	1.9	○		
大谷川	大谷橋	B-I	3	1.7	1.7	○	2.4	2.1	○			
石川川	入野橋	A-ハ	2	2.7	3.2	×	2.9	3.1	×			
利根川(本流)	利根川中流	栗橋	A-I	2	1.4	1.6	○	1.5	1.7	○		
	利根川下流	布川	A-I	2	1.2	1.2		×	1.5		1.9	×
	利根川下流	佐原	A-I	2	1.5	2.1			1.9		2.5	

表2-45 (2)

水系	類型指定水域	環境基準点	類型 達成 期間	基準 値 mg/ℓ	23年度			24年度		
					BOD (mg/ℓ)			BOD (mg/ℓ)		
					平均値	75%値	環境基準 達成状況	平均値	75%値	環境基準 達成状況
利根川 (その他の支派川)	渡良瀬川4	三 国 橋	B-口	3	1.9	2.4	○	2.1	2.4	○
	向 堀 川	砂 井 橋	D-ハ	8	4.3	4.0	○	3.6	3.5	○
	磯 川	水 海 橋	D-ハ	8	3.0	3.5	○	3.8	4.8	○
	下大野水路	日 下 部 橋	D-イ	8	3.7	4.2	○	3.8	4.4	○
	宮 戸 川	宮 戸 川 橋	C-イ	5	2.5	3.8	○	2.1	2.7	○
	大 川	大 和 田 橋	C-ハ	5	2.5	3.0	○	3.0	3.6	○
	鷓 戸 川	片 神 辺 橋	B-ハ	3	2.6	2.9	○	2.6	2.8	○
	飯 沼 川	馬 洗 橋	B-ハ	3	3.7	2.6	×	3.8	3.9	×
	飯 沼 川	菅 生 沼 湖 心	B-ハ	3	2.7	3.3		3.1	3.1	
	西 仁 連 川	尾 崎 橋	B-ハ	3	2.3	2.6	○	2.4	2.9	○
	東 仁 連 川	豊 神 橋	C-イ	5	3.5	3.8	○	3.8	4.4	○
(利根川 鬼怒川)	鬼 怒 川 2	川 島 橋	A-イ	2	1.0	1.1	○	1.1	1.1	○
	鬼 怒 川 3	滝 下 橋	A-口	2	1.2	1.3	○	1.4	1.4	○
	田 川	田 川 橋	B-ハ	3	2.0	2.3	○	2.4	3.2	×
利根川 (小貝川)	小 貝 川	黒 子 橋	A-イ	2	1.3	1.5	○	1.7	1.7	○
	小 貝 川	文 巻 橋	A-イ	2	1.6	1.9		1.7	1.8	
	五 行 川	下 岡 橋	A-ハ	2	0.9	0.9	○	1.0	1.2	○
	大 谷 川	西 方 上 の 橋	C-イ	5	1.4	1.9	○	1.6	1.9	○
	糸 線 川	寿 久 橋	C-ハ	5	3.6	4.3	○	3.4	3.8	○
	八 間 堀 川	石 洗 橋	C-イ	5	2.4	2.8	○	2.7	2.5	○
	中 通 川	伊 丹 神 橋	B-ハ	3	2.1	2.3	○	2.9	3.7	×
	谷 田 川 1	丸 山 橋	B-ハ	3	1.7	2.0	○	2.0	2.1	○
	谷 田 川 2	牛 久 沼 出 口	A-ハ	2	3.3	3.7	×	3.4	3.9	×
	西 谷 田 川	境 松 橋	B-イ	3	1.7	2.0	○	1.5	1.6	○
	稲 荷 川	小 茎 橋	B-イ	3	1.0	1.0	○	1.3	1.5	○
利根川 (霞ヶ浦・北浦・常陸利根川)	新 利 根 川	新 利 根 橋	A-口	2	3.7	4.4	×	3.7	4.6	×
	小 野 川	奥 原 大 橋	A-口	2	1.8	2.1	×	1.8	1.9	○
	清 明 川	勝 橋	A-ハ	2	2.3	2.6	×	2.8	3.0	×
	花 室 川	親 和 橋	A-ハ	2	2.5	2.7	×	3.2	3.3	×
	備 前 川	備 前 川 橋	A-ハ	2	3.1	3.8	×	3.1	3.6	×
	桜 川	栄 利 橋	A-口	2	1.8	1.7	○	1.8	2.0	○
	新 川	神 天 橋	A-ハ	2	3.7	4.9	×	6.3	4.3	×
	境 川	国 道 354 境 橋	A-ハ	2	2.8	2.7	×	2.7	2.9	×
	一 の 瀬 川	川 中 橋	A-ハ	2	1.6	1.8	○	1.8	1.8	○
	菱 木 川	菱 木 橋	A-ハ	2	1.5	1.8	○	1.7	1.8	○
	恋 瀬 川	平 和 橋	A-ハ	2	1.6	1.9	○	2.2	2.2	×
	山 王 川	所 橋	A-ハ	2	2.4	2.8	×	1.9	2.2	×
	園 部 川	園 部 新 橋	A-ハ	2	2.2	2.4	×	2.3	2.3	×
	梶 無 川	上 宿 橋	A-ハ	2	1.6	1.7	○	1.9	2.0	○
	雁 通 川	J A 横 橋	A-ハ	2	1.8	1.9	○	1.9	2.6	×
	蔵 川	蔵 川 橋	A-ハ	2	1.8	2.2	×	2.0	2.2	×
	山 田 川	荷 下 橋	A-口	2	1.7	1.8	○	1.9	2.0	○
	武 田 川	内 宿 大 橋	A-口	2	1.5	1.7	○	1.8	1.7	○
	巴 川	新 巴 川 橋	A-ハ	2	2.7	3.2	×	2.0	2.1	×
	銚 田 川	旭 橋	A-ハ	2	2.9	4.0	×	3.5	3.7	×
	大 洋 川	田 塚 橋	A-口	2	1.1	1.2	○	1.4	1.6	○
	流 川	須 保 居 橋	A-ハ	2	4.7	5.1	×	3.5	3.6	×
	夜 越 川	堀 の 内 橋	A-ハ	2	2.6	2.5	×	1.7	2.0	○
前 川	あ や め 橋	A-ハ	2	3.7	4.1	×	3.9	5.0	×	

表 2-46 湖沼水域別環境基準の達成状況 (COD)

水系	類型指定水域	環境基準点	類型 達成 期間	基準 値 mg/ℓ	23 年 度			24 年 度		
					COD (mg/ℓ)		環境基準 達成状況	COD (mg/ℓ)		環境基準 達成状況
					平均値	75%値		平均値	75%値	
那珂川	潤 沼	親 沢	湖B-二	5	5.9	6.6	×	6.2	6.8	×
		宮 前	湖B-二	5	6.0	6.8		6.1	6.6	
		広 浦	湖B-二	5	5.8	6.7		6.1	6.3	
利根川	霞ヶ浦	掛 馬 沖	湖A-ハ	3	8.1	8.1	×	7.6	7.9	×
		玉 造 沖	湖A-ハ	3	8.1	9		7.4	7.8	
		湖 心	湖A-ハ	3	7.7	7.9		7.1	7.7	
		麻 生 沖	湖A-ハ	3	8.5	9		7.8	8.3	
	北 浦	釜 谷 沖	湖A-ハ	3	7.3	8	×	7.8	8.4	×
		神 宮 橋	湖A-ハ	3	9	9		8.8	9.2	
	常陸利根川	外浪逆浦	息 栖	湖A-ハ	3	8.6	9	×	8.0	8.2
息 栖			湖A-ハ	3	8.3	8.9	7.9		8.3	
小貝川	牛久沼	牛久沼湖心	湖B-二	5	7.5	8.2	×	8.1	8.4	×

表2-47 海域水域別環境基準の達成状況（COD）

水系	類型指定水域	環境基準点	類型 達成 期間	基準 値 mg/l	23年度			24年度		
					COD (mg/l)		環境基準 達成状況	COD (mg/l)		環境基準 達成状況
					平均値	75%値		平均値	75%値	
常磐地先水域	平潟漁港	平潟漁港	B	3	2.2	2.3	○	1.9	2.1	○
	大津漁港	大津漁港	B	3	2.1	2.4	○	1.9	2.0	○
	大津漁港南部	大津漁港西	B	3	1.9	2.0	○	1.8	1.9	○
	炭坑排水口地先	塩田川沖	B	3	1.9	2.2	○	1.5	1.9	○
	花貫川河口地先	花貫川沖	B	3	1.8	2.0	○	1.4	1.5	○
	川尻港	川尻港	B	3	2.0	2.2	○	1.7	1.7	○
	常磐地先海域	川尻港沖	A	2	1.8	2.2	○	1.5	1.7	○
	会瀬漁港	会瀬漁港	B	3	2.1	2.5	○	1.9	2.1	○
	泉川河口地先	泉川沖	B	3	1.9	2.1	○	1.4	1.5	○
	久慈漁港	久慈漁港	B	3	2.4	3.1	○	1.7	2.1	○
	日立港	日立港	B	3	2.3	2.7	○	1.8	2.0	○
県央地先水域	県央地先海域	大洗沖	A	2	2.5	2.7	○	1.9	2.0	○
	常陸那珂港	中央ふ頭沖	B	3	2.0	2.3	○	1.8	2.2	○
	磯崎漁港	磯崎漁港	B	3	2.0	2.4	○	1.8	2.0	○
	那珂湊漁港	那珂湊漁港	B	3	2.3	2.8	○	2.1	2.4	○
	平磯地区	平磯地区								
	那珂湊漁港	那珂湊漁港	B	3	3.2	4.0	○	2.0	2.2	○
大洗港	大洗港	B	3	2.9	3.5	○	2.3	2.4	○	
鹿島灘水域	鹿島港内	中央航路	C	8	2.0	2.4	○	1.8	1.9	○
	港湾北部	粟生浜沖(1)	B	3	1.9	2.2	○	1.8	2.2	○
	深芝沖	東電沖(1)	C	8	1.8	2.4	○	1.7	1.8	○
	鹿島灘海域	東電沖(2)	A	2	1.8	2.3	○	1.8	1.9	○
	港湾南部	知手浜沖	B	3	1.7	2.1	○	1.6	1.6	○

表 2-48 (1) 県内の公共用水域の測定地点図 (全体図)



表 2-48 (2) 県内の公共用水域の測定地点図 (水系別①)

多賀水系
 久慈川水系
 常磐地先水域



測定点	● : 国	○ : 県	● : 市
-----	-------	-------	-------

表 2-48 (3) 県内の公共用水域の測定地点図 (水系別②)

水系別 (2)

那珂川水系
 県央地先水域

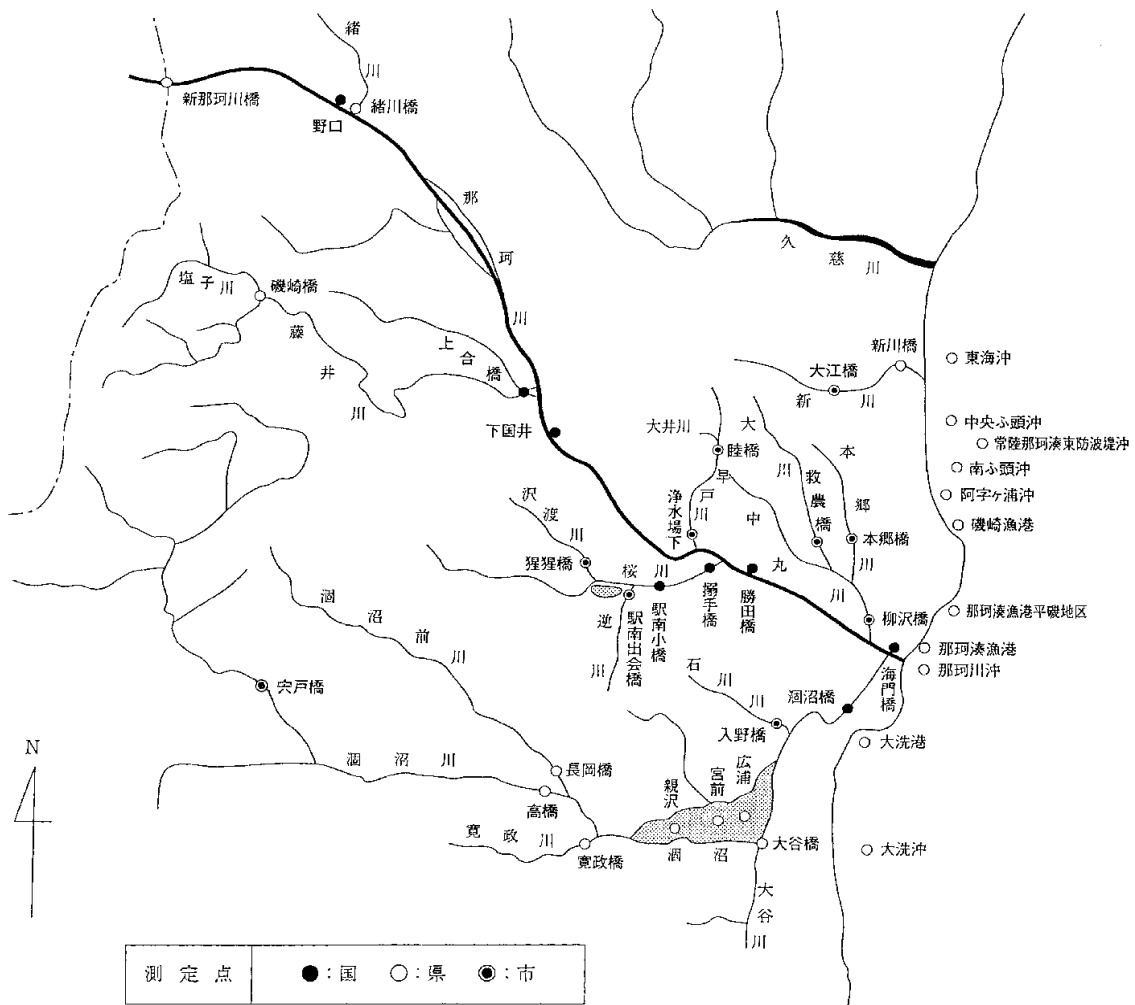


表 2-48 (4) 県内の公共用水域の測定地点図 (水系別③)

利根川水系

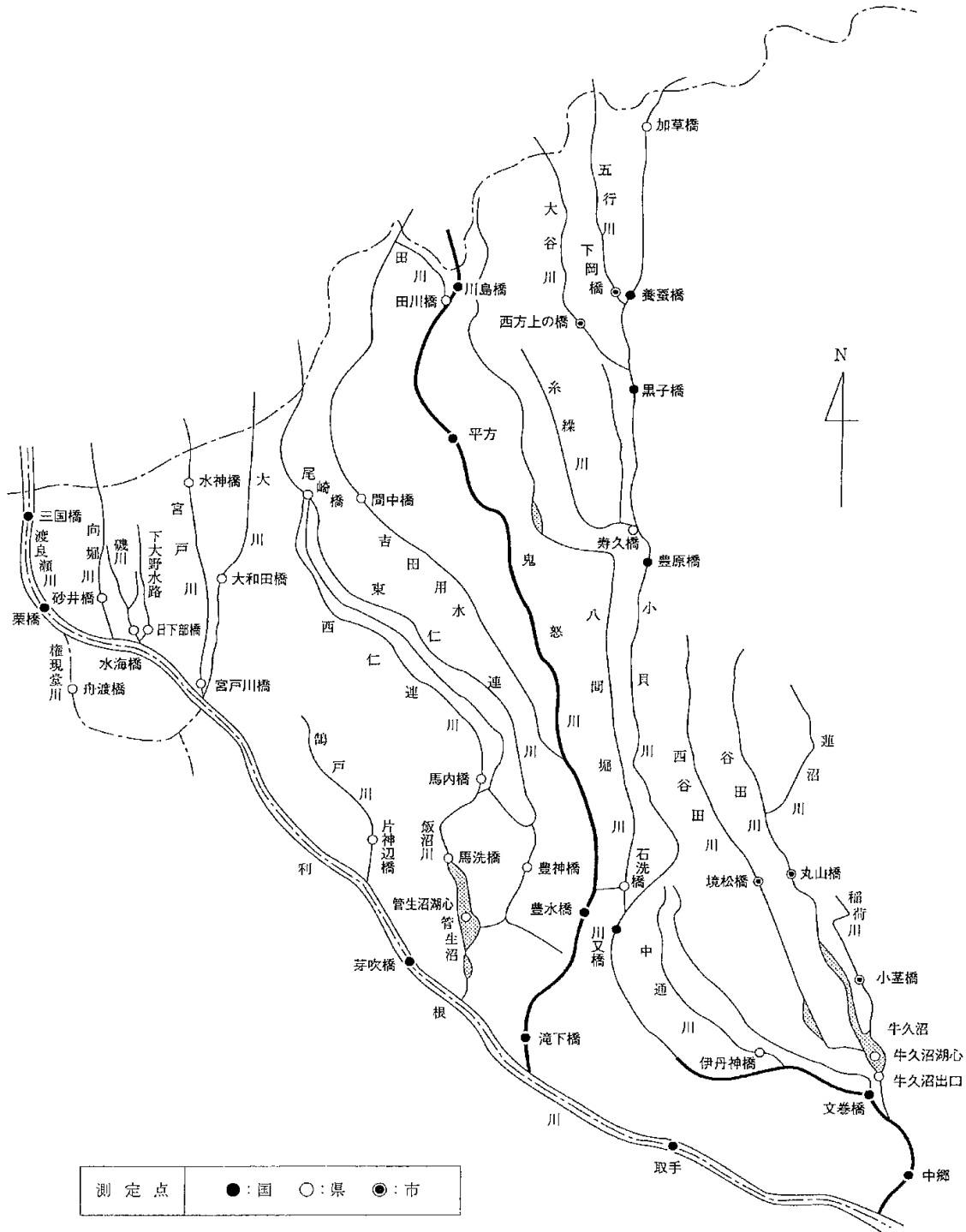


表 2-48 (5) 県内の公共用水域の測定地点図 (水系別④)

水系別 (4)

利根川水系
鹿島灘水域

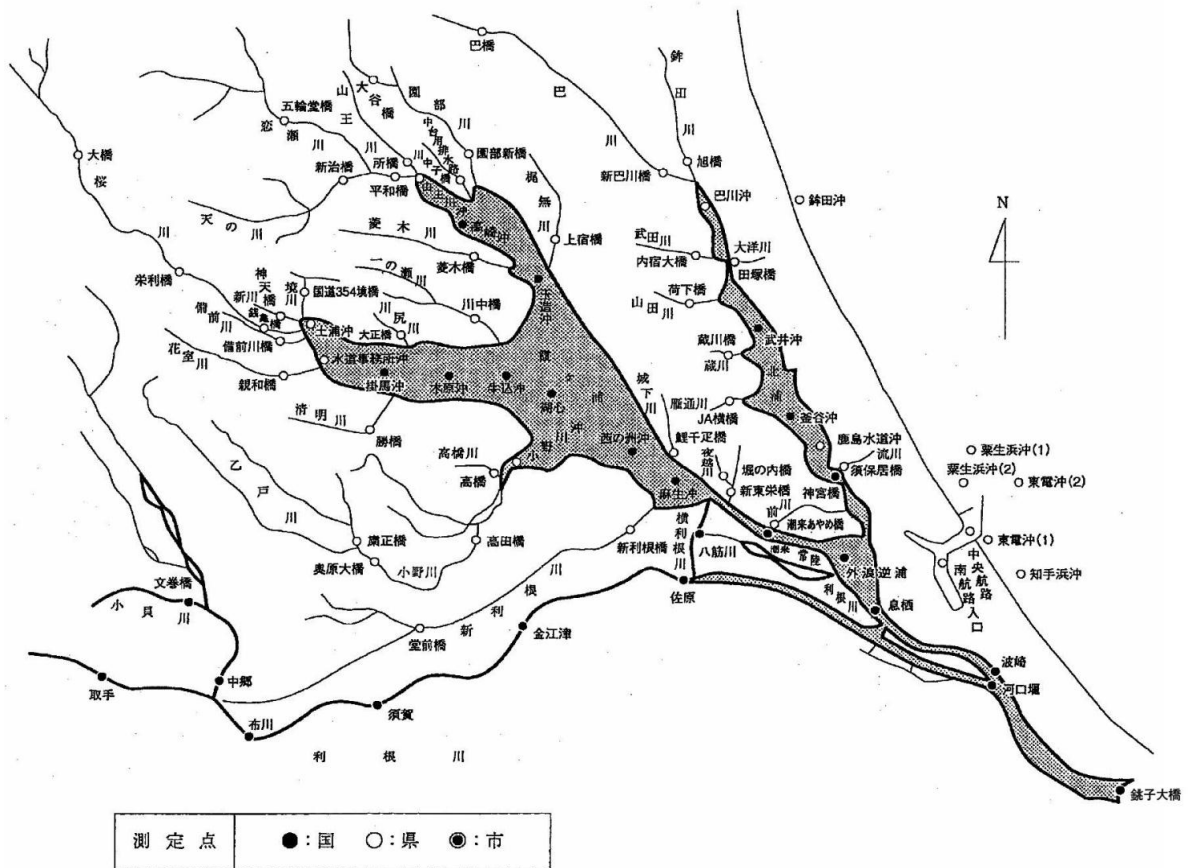


表 2-49 水浴場水質判定基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透 明 度
適	水質 A A	不検出 (検出下限 2 個/100ml)	油膜が認められない	2 mg/l 以下 (湖沼は 3 mg/l 以下)	全 透 (1 m 以上)
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2 mg/l 以下 (湖沼は 3 mg/l 以下)	全 透 (1 m 以上)
可	水質 B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/l 以下	1 m 未満～ 50 cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/l 以下	1 m 未満～ 50 cm 以上
不 適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/l 超	50 cm 未満*

注：判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 なお、「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。透明度（*の部分）に関しては、砂の巻上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

表 2-50 (1) 海水浴場水質調査結果 (24年度 遊泳期間前)

海水浴場	所在市町村	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜の 有無	COD (mg/l)	透明度 (m)	判 定	参考調査	
							pH 最小~最大	腸管内出血性 大腸菌O 157
高 萩	高 萩 市	22	無	2.6	>1	B	8.1~8.2	不検出
伊 師 浜	日 立 市	3	無	1.9	>1	A	8.1~8.3	不検出
川 尻	日 立 市	8	無	1.8	>1	A	8.2	不検出
会 瀬	日 立 市	<2	無	2.0	>1	AA	8.2~8.3	不検出
河 原 子	日 立 市	<2	無	1.9	>1	AA	8.2~8.4	不検出
水 木	日 立 市	<2	無	1.7	>1	AA	8.3~8.5	不検出
久 慈 浜	日 立 市	<2	無	1.8	>1	AA	8.2~8.3	不検出
阿 字 ヶ 浦	ひたちなか市	6	無	2.9	>1	B	8.2	不検出
平 磯	ひたちなか市	19	無	2.3	>1	B	8.2	不検出
姥の懐マリンプール	ひたちなか市	6	無	2.5	>1	B	8.2	不検出
大 洗	大 洗 町	<2	無	2.3	>1	B	8.2~8.3	不検出
大洗サンビーチ	大 洗 町	<2	無	3.1	>1	B	8.2~8.3	不検出
大竹海岸鉾田	鉾 田 市	<2	無	3.1	>1	B	8.2~8.3	不検出
下 津	鹿 嶋 市	<2	無	1.8	>1	AA	8.2~8.3	不検出
平 井	鹿 嶋 市	<2	無	2.0	>1	AA	8.2	不検出
日 川 浜	神 栖 市	<2	無	2.1	>1	B	8.0~8.1	不検出
波 崎	神 栖 市	<2	無	2.0	>1	AA	8.1~8.2	不検出

注：pHは、判定基準の項目に含まれていない。

表 2-50 (2) 海水浴場水質調査結果 (24年度 遊泳期間中)

海水浴場	所在市町村	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜の 有無	COD (mg/l)	透明度 (m)	判 定	参考調査
							pH 最小~最大
高 萩	高 萩 市	2	無	2.0	>1	A	8.2
伊 師 浜	日 立 市	<2	無	2.2	>1	B	8.2
川 尻	日 立 市	4	無	1.9	>1	A	8.1~8.2
会 瀬	日 立 市	<2	無	2.0	>1	AA	8.1~8.2
河 原 子	日 立 市	<2	無	1.8	>1	AA	8.2
水 木	日 立 市	<2	無	1.9	>1	AA	8.2~8.4
久 慈 浜	日 立 市	<2	無	1.6	>1	AA	8.1~8.2
阿 字 ヶ 浦	ひたちなか市	<2	無	2.2	>1	B	8.1~8.2
平 磯	ひたちなか市	<2	無	2.6	>1	B	8.1
姥の懐マリンプール	ひたちなか市	<2	無	2.8	>1	B	8.1~8.3
大 洗	大 洗 町	2	無	1.8	>1	A	8.1~8.2
大洗サンビーチ	大 洗 町	<2	無	2.6	>1	B	8.2
大竹海岸鉾田	鉾 田 市	<2	無	2.6	>1	B	8.2
下 津	鹿 嶋 市	<2	無	3.5	>1	B	8.2
平 井	鹿 嶋 市	<2	無	3.4	>1	B	8.2
日 川 浜	神 栖 市	<2	無	3.5	>1	B	8.2
波 崎	神 栖 市	<2	無	3.0	>1	B	8.2

注：pHは、判定基準の項目に含まれていない。

表2-51 地下水の水質汚濁に係る環境基準（24年度）

1. 概況調査の結果 39市町村87井戸

実施機関	総数			検出範囲 (mg/l)	環境基準値 (mg/l)	
	測定項目	調査井戸数	検出井戸数			基準超過井戸数
	カドミウム	85	0	0	0.003	
	全シアン	85	0	0	検出されないこと	
	鉛	85	0	0	0.01	
	六価クロム	85	0	0	0.05	
	総水銀	85	0	0	0.0005	
	砒素	85	3	2	0.006~0.0074	0.01
有機塩素系化合物	ジクロロメタン	85	0	0		0.02
	四塩化炭素	85	0	0		0.002
	1,2-ジクロロエタン	85	0	0		0.004
	塩化ビニルモノマー	85	0	0		0.002
	1,1-ジクロロエチレン	4	0	0		0.02
	1,2-ジクロロエチレン	85	0	0		0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	85	0	0		1
	1,1,2-トリクロロエタン	4	0	0		0.006
	トリクロロエチレン	85	1	0	0.005	0.03
	テトラクロロエチレン	85	2	0	0.0009~0.0098	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	21	0	0		0.002
農薬	チウラム	21	0	0		0.006
	シマジン	21	0	0		0.003
	チオベンカルブ	21	0	0		0.02
	ベンゼン	85	0	0		0.01
	セレン	3	0	0		0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	87	73	5	0.02~21	10
	ふっ素	87	8	0	0.08~0.23	0.8
	ほう素	87	42	0	0.02~0.28	1
	1,4-ジオキサン	85	0	0		0.05

注1：環境基準は環境基本法第16条の規定に基づき、9年3月に設定された。

生涯にわたる飲用に際しても人の健康に影響を及ぼすことがない値である。

2：検出井戸数は合計すると129井戸だが、重複して検出された井戸があるため、実数は85井戸である。

2. 検出井戸周辺地区調査の結果 10市町村99井戸

実施機関	総数			検出範囲 (mg/l)	環境基準値 (mg/l)	
	測定項目	調査井戸数	検出井戸数			環境基準超過数
	砒素	45	20	11	0.007~0.14	0.01
	トリクロロエチレン	15	2	—	0.002~0.004	0.03
	テトラクロロエチレン	27	6	—	0.0008~0.0087	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	55	50	19	0.38~39	10

3. 継続監視調査の結果 40市町村250井戸

測定項目	調査井戸数	検出井戸数
鉛	2 (2)	0 (0)
砒素	46 (44)	41 (37)
四塩化炭素	16 (16)	2 (6)
1,1-ジクロロエチレン	2 (2)	2 (2)
1,2-ジクロロエチレン	2 (2)	0 (1)
1,1,1-トリクロロエタン	8 (8)	2 (2)
トリクロロエチレン	22 (22)	7 (5)
テトラクロロエチレン	43 (43)	35 (38)
セレン	1 (1)	0 (0)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	145 (137)	141 (136)
ふっ素	2 (2)	2 (2)

注：()内は23年度

表 2-52 検出の有無の判断基準

調査項目	検出の有無の判断基準
カドミウム	0.0003 mg/l
全シアン	0.1 mg/l
鉛	0.005 mg/l
六価クロム	0.005 mg/l
ひ素	0.005 mg/l
総水銀	0.0005 mg/l
ジクロロメタン	0.002 mg/l
四塩化炭素	0.0002 mg/l
1, 2 - ジクロロエタン	0.0004 mg/l
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/l
1, 1 - ジクロロエチレン	0.002 mg/l
1, 2 - ジクロロエチレン	0.004 mg/l
1, 1, 1 - トリクロロエタン	0.0005 mg/l
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.0006 mg/l
トリクロロエチレン	0.002 mg/l
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/l
1, 3 - ジクロロプロペン	0.0002 mg/l
チウラム	0.0006 mg/l
シマジン	0.0003 mg/l
チオベンカルブ	0.002 mg/l
ベンゼン	0.001 mg/l
セレン	0.002 mg/l
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02 mg/l
ふっ素	0.08 mg/l
ほう素	0.02 mg/l
1, 4 - ジオキサン	0.005 mg/l

表 2-53 地下水質測定（概況調査）地点図（24年度）

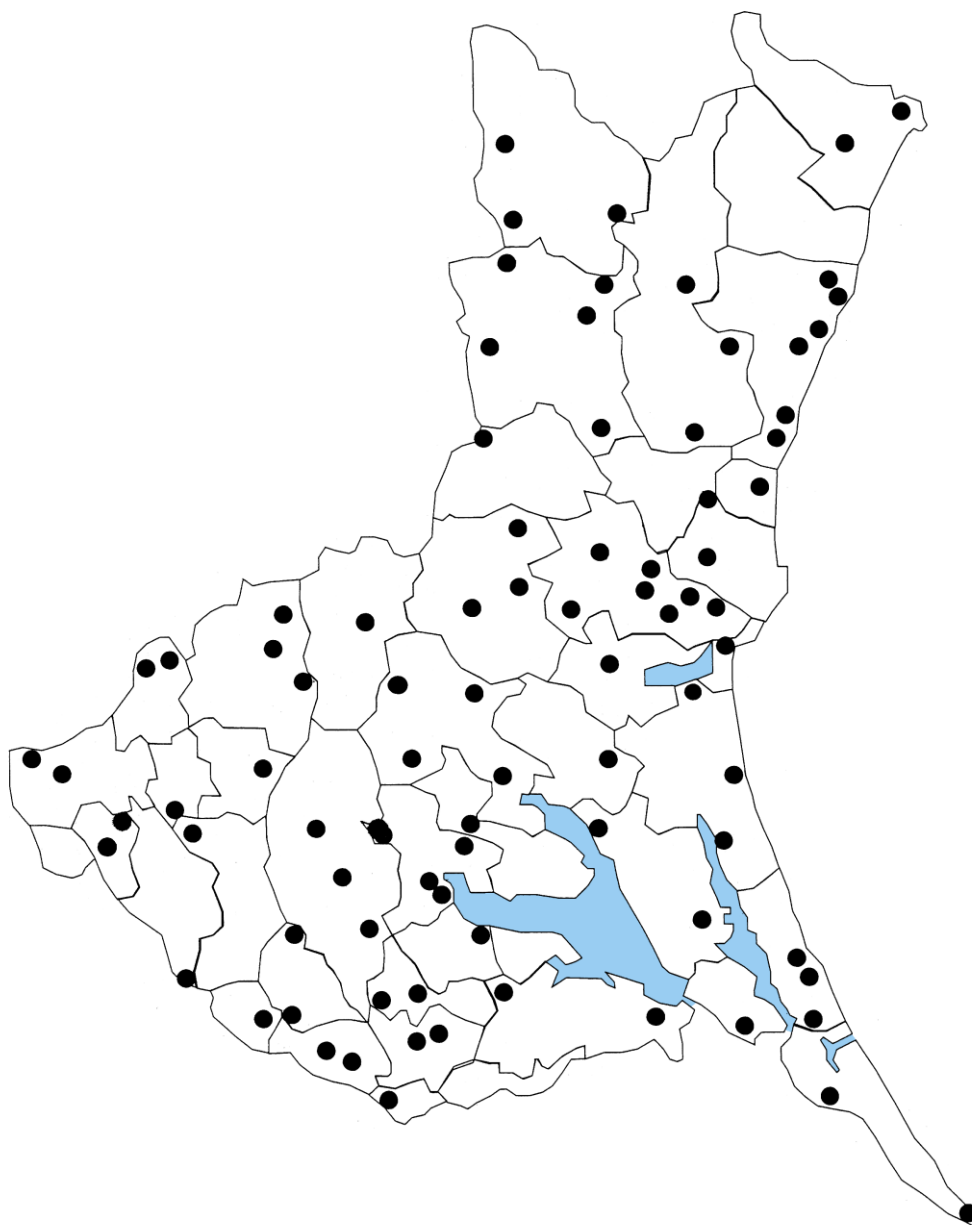


表 2-54 ゴルフ場排水中の農薬に係る水質調査結果 (24年度)

種類	農 薬 名	検体数	検出数	濃度範囲 (mg/L)	指針値超過 検 体 数	指針値 (mg/L)
殺虫 剤	クロチアニジン	3	1	0.0013	0	2.5
	フェニトロチオン(MEP)	2	0	<0.0005	0	0.03
	ペルメトリン	1	0	<0.0005	0	1
殺菌 剤	アゾキシストロビン	1	1	0.0008	0	4.7
	イミノクタジンアルベシル酸塩及び イミノクタジン酢酸塩	1	0	<0.006	0	0.06
	チオファネートメチル	1	0	<0.005	0	3
	チフルザミド	1	0	<0.001	0	0.5
	テブコナゾール	1	0	<0.0005	0	0.77
	プロピコナゾール	1	0	<0.0005	0	0.5
	ペンシクロン	3	0	<0.001	0	1.4
	ボスカリド	1	0	<0.0005	0	1.1
	メタラキシル及びメタラキシルM	1	0	<0.001	0	0.58
除草 剤	アシュラム	4	4	0.011	0	2
	カフェンストロール	1	0	<0.0005	0	0.07
	プロピザミド	1	1	0.0067	0	0.5
	メコフ ロップ カリウム塩、メコフ ロップ シン メチルアミン塩、メコフ ロップ Pイ ソプロピルアミン塩及びメコフ ロップ Pカリウム塩	1	0	<0.001	0	0.47
	S-メトラクロール(※)	1	0	<0.001	—	—
	計	25	7	—	0	—
	ゴルフ場数	5場	5場	—	0場	—

※ S-メトラクロールは指針値が定められていない。

表 2-55 生活排水対策重点地域指定の状況

指定年度	指定日	石 称 (生活排水対策重点地域)	地 域 の 範 囲 (下水道処理区域を除く市町村全域)
2	3. 3. 26	備前川流域等	土浦市
3	4. 3. 19 4. 3. 19	園部川流域等 谷田川流域等	石岡市, 小美玉市 つくば市
4	4. 12. 22	清明川流域等	阿見町
5	5. 12. 21	恋瀬川流域等	石岡市
6	6. 12. 27	園部川流域等口	小美玉市
7	8. 1. 25	取手市 総和町	取手市 古河市
8	9. 2. 18	北茨城市 麻生町 龍ヶ崎市 結城市	北茨城市 行方市 龍ヶ崎市 結城市
9	10. 2. 25	潮来市 藤代町 猿島町	潮来市 取手市 坂東市
10	11. 2. 8	玉造町 伊奈町	行方市 つくばみらい市
11	12. 2. 3	江戸崎町	稲敷市
12	13. 3. 19	鉾田町	鉾田市
13	14. 3. 25	潮来市(変更) 霞ヶ浦町	潮来市(変更) かすみがうら市

表2-56 水質汚濁防止法上の特定施設事業場数調べ(24年度)

表水 濁一 法の 施号 行番 令号 号別	特定事業場(水濁法第の届出を要するもの)						合計
	一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上の 事業場	うち、有害物 質使用特定 事業場		一日当たりの 平均排水量 50m ³ 未満の 事業場	うち、有害物 質使用特定 事業場		
			うち、地下浸 透をしている 事業場			うち、地下浸 透をしている 事業場	
1							
1の2	12			1626			1638
2	28	1		46	1		74
3	21			314			335
4	18			91			109
5	9			69			78
6							
7				4			4
8	4			33			37
9	1			29			30
10	9	2		67			76
11	2			7	2		9
12	1			6			7
13							
14							
15				1			1
16	5			42			47
17	16			414			430
18				21			21
18の2	5	1		14			19
18の3				2			2
19	4			31			35
20							
21	1						1
21の2				7			7
21の3	1			2			3
21の4							
22				6	1		6
23	7	1		9			16
23の2	1			19			20
24				4			4
25							
26	1			1			2
27	13	7		16	5		29
28	1						1
29							
30	1			2			3
31	1	1					1
32	2	1					2
33	18	3		17			35
34	2	2		2			4
35							
36	1			1			2
37	2	1		5			7
38							
38の2	1						
39				1			1
40							
41	1			4			5
42							
43							
44							
45							
46	13	4		15	3		28
47	9	2		4	1		13
48				1	1		1
49	1			1	1		2
50				2	1		2

表水 第一法 の施行 番号別	特定事業場(水濁法第の届出を要するもの)						合計
	一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上の 事業場	うち、有害物 質使用特定 事業場		一日当たりの 平均排水量 50m ³ 未満の 事業場	うち、有害物 質使用特定 事業場		
			うち、地下浸 透をしている 事業場			うち、地下浸 透をしている 事業場	
51	1	1					1
51の2	8	2		1			9
51の3	1						1
52				2	1		2
53	7	6		22	2		29
54	5			102			107
55	11			85			96
56				1			1
57							
58				4			4
59	1			21			22
60	4			105			109
61	7	3		4			11
62	10	8		10	6		20
63	21	11		75	5		96
63の2							
63の3	1	1					1
64				1			1
64の2	8			14			22
65	47	17		147	32		194
66	26	21		35	29		61
66の2							
66の3	28			1517			1,545
66の4	12			35			47
66の5	11			12			23
66の6	20			100			120
66の7							
66の8							
67	13	1		682	37		695
68				56	12		56
68の2	6			19			25
69	11			2			13
69の2							
69の3				2			2
70							
70の2				10			10
71	4			1034			1,038
71の2	13	6		104	17		117
71の3				28			28
71の4	3			4			7
71の5	2	1		21	19		23
71の6				1	1		1
72	299			60			359
73	41						41
74	6	2		3			9
(みなし) 指定地 域特定 施設	46			134			180
合計	885	106		7,389	177		8,274

表 2-57 地盤沈下防止対策体系図

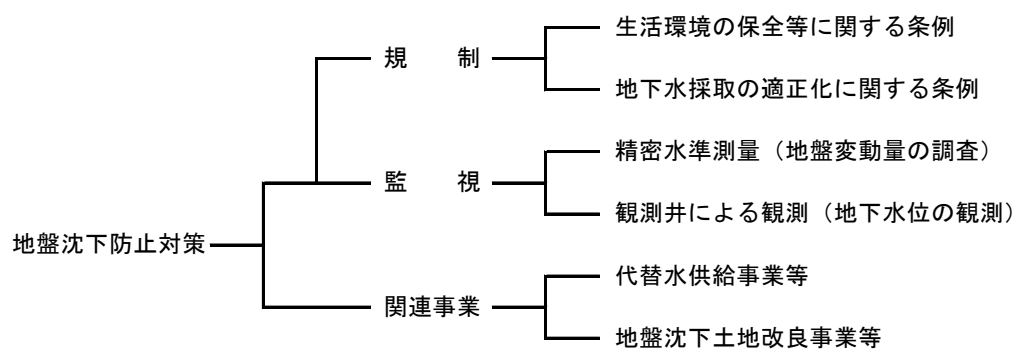


表 2-58 調査地域別地盤変動面積及び年間最大沈下量(24年1月1日~25年1月1日)

調査地域	地盤変動量別面積 (km ²)						年間最大沈下量及び地点	
	調査対象面積 (km ²)	+2~0 cm	0~-2 cm	-2~-4 cm	-4~-6 cm	-6~-8 cm	最大沈下 量 (mm)	地点
古河	81.50	0	81.41	0.09	0	0	-20.9	古河市下片田
五霞	20.42	0	20.42	0	0	0	-8.2	五霞町川妻
取手	35.11	35.11	0	0	0	0	+15.2	取手市東
常総・境	166.04	114.39	51.65	0	0	0	-13.9	坂東市岩井

注：測量基準日は25年1月1日

表 2-59 精密水準測量実施状況(24年度)

地区名	対象市町名	観測水準点数	観測延長距離
古河	古河市	45	191km
五霞	五霞町	8	
取手	取手市	21	
常総・境	龍ヶ崎市	1	
	境町	9	
	坂東市	9	
	常総市	12	
	守谷市	2	
	つくばみらい市	3	
結城	結城市	0	
	筑西市	0	
その他	土浦市	0	
	かすみがうら市	0	
	牛久市	0	
	つくば市	13	
	下妻市	4	
	八千代町	4	
	他県	15	
計	13	146	

表 2-60 PRTR法に基づく届出排出量等の状況

	届出事業所		排出量 (千トン/年)		全国の 順位		移動量 (千トン/年)		全国の 順位		合計 (千トン/年)		全国の 順位	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
茨城県 (全国に対する割合)	1,183 (3.2%)	1,151 (3.1%)	8.3 (4.6%)	7.6 (4.4%)	6	6	8.9 (4.5%)	9.3 (4.1%)	6	9	17.2 (4.5%)	16.9 (4.2%)	5	6
全国	#####	#####	181	174	—	—	198	225	—	—	379	399	—	—

表 2-61 PRTR法に基づく届出排出・移動量が多い物質

	本県の排出・移動量 (トン/年)		全国の排出・移動量 (トン/年)		用途
	22年度	23年度	22年度	23年度	
トルエン (全国に対する割合)	5,433 (5.1%)	4,618 (4.6%)	106,495	99,987	合成原料(可塑剤, 合成繊維, 染料等), 溶剤
キシレン (全国に対する割合)	1,719 (4.3%)	1,827 (4.5%)	40,278	40,548	合成原料(合成繊維, 染料等), 溶剤
ノルマルヘキサン (全国に対する割合)	1,714 (10.3%)	1,444 (9.0%)	16,676	16,083	溶剤(重合用接着剤, 塗料, イン キ)

表 2-62 ダイオキシン類の環境調査 (24年度)

(1) 大気に係るダイオキシン類調査結果

・環境基準 : 0.6pg-TEQ/m³以下 (年平均)

・試料採取 : 春季 平成24年6月13日~20日 夏季 平成24年8月30日~9月6日
 秋季 平成24年11月25日~12月1日 冬季 平成25年1月24日~31日 単位 : pg-TEQ/m³)

市町村名	測定地点名	所在地	春季	夏季	秋季	冬季	平均値
水戸市	旧環境監視センター	水戸市石川	-	0.017	-	0.11	0.064
日立市	おおくぼ児童公園	日立市末広町	-	0.026	-	0.0074	0.017
古河市	古河保健所	古河市北町	-	0.042	-	0.032*	0.037
石岡市	石岡市保健センター	石岡市杉並	0.016	0.022	0.024	0.040	0.026
筑西市	筑西保健所	筑西市甲	0.023	0.021	0.044	0.080	0.042
北茨城市	中郷第一小学校	北茨城市中郷町上桜井	-	0.0088	-	0.0080	0.0084
取手市	取手市役所	取手市寺田	0.013	0.020	0.062	0.046	0.035
つくば市	つくば市豊里庁舎	つくば市高野	-	0.017	-	0.038	0.028
ひたちなか市	ひたちなか市役所	ひたちなか市東石川	-	0.0260	-	0.012	0.019
鹿嶋市	鹿島高等学校	鹿嶋市城山	-	0.0091	-	0.034	0.022

県平均値 0.030 pg-TEQ/m³ (最小値 0.0084 pg-TEQ/m³, 最大値 0.064 pg-TEQ/m³)

* 古河保健所局の壁面塗装工事により, 古河市役所局にて測定を実施。

(2) 公共用水域の水質・底質に係るダイオキシン類調査結果

- ・環境基準 水質：1pg-TEQ/ℓ 底質：150pg-TEQ/g
- ・試料採取：平成24年8月～平成25年1月

番号	水 域 名	調査地点名	市町村名	水質 (pg-TEQ/ℓ)			底質 (pg-TEQ/g)
				1 回目	2 回目	年平均	
1	江戸上川	第一神岡橋	北茨城市	0.078	-	0.078	1.5
2	塩田川	新橋	北茨城市	0.048	-	0.048	1.2
3	花貫川2	新花貫橋	高萩市	0.056	-	0.056	0.19
4	新川	大江橋	東海村・ひたちなか市	0.14	-	0.14	1.2
5	久慈川	榊橋	日立市・東海村	0.089	-	0.089	0.83
6	滝川	小磯橋	大子町	0.047	-	0.047	0.22
7	山田川	東橋	常陸太田市	0.28	-	0.28	0.31
8	茂宮川	郡長橋	日立市	0.28	0.36	0.32	22
9	那珂川	下国井	水戸市	0.073	-	0.073	0.22
10	緒川	緒川橋	常陸大宮市	0.055	-	0.055	0.46
11	藤井川	上合橋	水戸市	0.21	-	0.21	2.1
12	中丸川	柳沢橋	ひたちなか市	0.20	-	0.20	0.84
13	寛政川	寛政橋	茨城町	0.098	-	0.098	0.82
14	利根川中流	栗橋	古河市	0.40	-	0.40	0.23
15	利根川下流	佐原	稲敷市	0.25	-	0.25	0.24
16	渡良瀬川4	三国橋	古河市	0.46	-	0.46	0.24
17	向堀川	砂井橋	古河市	0.22	-	0.22	76
18	宮戸川	宮戸川橋	境町	0.19	0.16	0.18	3
19	大川	大和田橋	古河市	0.21	0.23	0.22	11
20	鶴戸川	片神辺橋	坂東市	0.34	0.53	0.44	9.1
21	飯沼川	菅生沼湖心	坂東市・常総市	0.88	0.38	0.63	9.2
22	西仁連川	尾崎橋	古河市	0.73	0.59	0.66	7.7
23	鬼怒川3	滝下橋	守谷市	0.35	-	0.35	4.3
24	田川	田川橋	結城市	0.10	-	0.10	1.6
25	小貝川	文巻橋	藤代町・龍ヶ崎市	0.99	-	0.99	4.0
26	八間堀川	石洗橋	常総市	0.11	-	0.11	4.8
27	中通川	伊丹神橋	つくばみらい市	0.17	0.15	0.16	36
28	稲荷川	小茎橋	つくば市	0.38	-	0.38	10
29	清明川	勝橋	阿見町	0.45	-	0.45	9.1
30	桜川	栄利橋	つくば市・土浦市	0.10	-	0.10	22
31	境川	国道354境橋	土浦市	0.51	1.1	0.81	1.3
32	一の瀬川	川中橋	かすみがうら市	0.74	3.1	1.9	15
33	山王川	所橋	小美玉市	0.29	-	0.29	1.6
34	雁通川	JA横橋	行方市	0.091	-	0.091	0.71
35	山田川	荷下橋	行方市	2.4	0.14	1.3	3.4
36	武田川	内宿大橋	行方市	0.11	-	0.11	3
37	大洋川	田塚橋	鉾田市	0.45	-	0.45	1.7
38	前川	潮来あやめ橋	潮来市	0.13	-	0.13	1.1
39	霞ヶ浦	湖心		0.26	-	0.26	16
40	北浦	釜谷沖		0.32	-	0.32	25
41	常陸利根川	外浪逆浦	神栖市・潮来市	0.18	-	0.18	0.25
42	常磐地先	川尻港沖	日立市	0.058	-	0.058	0.2
43	日立港	日立港	日立市	0.055	-	0.055	6.3
44	鹿島港内	中央航路	神栖市	0.053	-	0.053	3

水質：県平均値 0.39pg-TEQ/ℓ (最小値 0.047pg-TEQ/ℓ, 最大値 1.9pg-TEQ/ℓ)
底質：県平均値 6.5pg-TEQ/g (最小値 0.19pg-TEQ/g, 最大値 76pg-TEQ/g)

(3) 地下水に係るダイオキシン類調査結果

・環境基準：1 pg-TEQ/ℓ

・試料採取：平成24年10月～12月

(単位：pg)

番号	調査地点所在地	測定結果	番号	調査地点所在地	測定結果
1	水戸市天王町	0.045	12	牛久市岡見町	0.018
2	日立市十王町友部	0.018	13	ひたちなか市東石川	0.025
3	土浦市神立東	0.017	14	守谷市本町	0.017
4	土浦市高岡	0.017	15	常陸大宮市山方	0.018
5	古河市東	0.021	16	筑西市成田	0.024
6	石岡市小屋	0.020	17	稲敷市阿波崎	0.018
7	常総市馬場	0.017	18	神栖市知手	0.017
8	常陸太田市宮本町	0.044	19	行方市宇崎	0.017
9	北茨城市華川町小豆畑	0.018	20	鉾田市縦山	0.018
10	笠間市南吉原	0.046	21	茨城町大字奥谷	0.018
11	取手市小泉	0.019	22	大子町小生瀬	0.021
県平均値 0.022pg-TEQ/ℓ (最小値 0.017pg-TEQ/ℓ, 最大値 0.046pg-TEQ/ℓ)					

(4) 土壤に係るダイオキシン類調査結果

・環境基準：1,000pg-TEQ/㊦以下

・試料採取：平成24年11月

(単位：pg-TEQ/㊦)

番号	調査地点所在地	測定結果	番号	調査地点所在地	測定結果
1	水戸市金町	1.3	12	牛久市栄町	11
2	日立市十王町友部	9.4	13	ひたちなか市東大島	6.3
3	土浦市菅谷町	2.1	14	守谷市百合ヶ丘	3.3
4	土浦市高岡	3.6	15	常陸大宮市山方	0.20
5	古河市三杉町	36	16	筑西市成田	0.71
6	石岡市小屋	0.55	17	稲敷市佐原組新田	0.33
7	常総市江島野山	13	18	神栖市知手	0.051
8	常陸太田市新宿町	3.7	19	行方市宇崎	0.11
9	北茨城市華川町花園	0.71	20	鉾田市縦山	0.77
10	笠間市南吉原	0.033	21	茨城町大字秋葉	2.2
11	取手市小文間	0.76	22	大子町大字高柴	0.13
県平均値 4.4pg-TEQ/㊦ (最小 0.033pg-TEQ/㊦ , 最大 36pg-TEQ/㊦)					

表 2-63 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の調査結果

(1) 大気基準適用施設の測定実施状況

大気基準適用施設		対象施設数	測定実施	測定未実施	
			結果判明	未実施	適用猶了
廃棄物焼却炉		379	255	13	116
産業系施設	製鋼用電気炉	5	4	0	1
	鉄鉱業焼結施設	2	2	0	0
	亜鉛回収施設	2	2	0	0
	アルミニウム合金製造施設	32	24	0	8
計		420	282	13	125

注：「適用猶了」とは，建設中，設置後1年未満または休止中の施設をいう。

(2) 廃棄物焼却炉排ガス

測定対象	ダイオキシン濃度		
	最大値	最小値	排出基準
排ガス (ng-TEQ/Nm ³)	6.4	0	0.1~10

(3) 産業系施設の測定結果

施設名	事業場数	対象施設数	ダイオキシン濃度 (ng-TEQ/Nm ³)		
			最大値	最小値	排出基準
製鋼用電気炉	3	5	0.31	0.038	5
鉄鋼業焼結施設	1	2	0.0028	0.0023	1
亜鉛回収施設	2	2	0.50	0.28	10
アルミニウム合金製造施設	6	32	3.6	0.00028	5
計	12	41			

注：複数の施設を有する事業場は、代表する施設で分類。

(4) 水質基準適用事業場排水の測定結果

施設名	事業場数	ダイオキシン濃度 (pg-TEQ/l)		
		最大値	最小値	排出基準
廃棄物焼却炉に係わる廃ガス洗浄施設, 湿式集じん施設, 灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	6	0.29	0.0002	10
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設, 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0.0011	0.0011	10
下水道終末処理施設	4	0.0097	0.00016	10

注：複数の施設を有する事業場は，代表する施設で分類。

表2-64 水環境化学物質調査結果(24年度)

(単位: 要監視項目 mg/L, 環境ホルモン µg/L)

水域名	里根川	江戸上川	大北川2	花園川	緒川	塩子川	向堀川	磯川	下大野水路	宮戸川	新利根川	小野川	清明川	雁通川	蔵川	大川	東仁連川	八間堀川	中通川	
地点名	村山橋	第一神岡橋	境橋	磯馴橋	緒川橋	磯崎橋	砂井橋	大海橋	日下部橋	宮戸川橋	新利根橋	奥原大橋	勝橋	JA横橋	蔵川橋	大和田橋	豊神橋	石洗橋	伊丹神橋	
調査日	H24.10.26	H24.10.26	H24.10.26	H24.10.26	H24.10.24	H24.10.24	H24.11.7	H24.11.7	H24.11.7	H24.11.7	H24.10.30	H24.10.30	H24.10.30	H24.10.30	H24.10.30	H24.11.7	H24.10.31	H24.10.31	H24.10.31	
要監視項目	カドミウム	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	-	-	-	-	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	-	-	-	-	
	1,2-ジクロロベンゼン	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	-	-	-	-	
	p-ジクロロベンゼン	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	-	-	-	-	
	イネキソロン	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	-	-	-	-	
	ジイソジン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	-	-	-	-	
	フェニトロチオン	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	-	-	-	-	
	イソプロチオン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	-	-	-	-	
	オキシ銅	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	-	-	-	-	
	クロロホルム	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	
	プロピザミド	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	-	-	-	-	
	EPN	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	-	-	-	-	
	ジクロリス	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	-	-	-	-	
	フェノキシカルブ	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	-	-	-	-	
	イソプロピルホス	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	< 0.0008	-	-	-	-	
	クロロニトロフェン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	-	-	-	-	
	トリエン	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	< 0.06	-	-	-	-	
	キシレン	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	-	-	-	-	
	フルオロエチルベンゼン	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	-	-	-	-	
	ニッケル	0.003	0.011	0.003	0.004	0.045	0.002	0.003	0.003	0.044	0.115	0.002	0.115	0.005	0.003	0.002	-	-	-	-
	トリブチル	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	< 0.007	0.015	< 0.007	< 0.007	< 0.007	-	-	-	-
	アンチモン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.005	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	-	-	-	-
	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	-	-	-	-
エビクロヒドリ	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	< 0.00004	-	-	-	-	
全マンガ	0.03	0.18	0.03	0.03	< 0.02	0.02	0.19	0.21	0.04	0.11	0.41	0.12	0.10	0.21	0.18	0.12	0.15	0.29	0.4	
ウラン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	-	-	-	-	
要監視項目 (水生生物)	フェノール	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	-	-	-	-	
	トリブチルヒド	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	-	-	-	-	
環境ホルモン	ビスフェノールA	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	-	-	-	-	
	4-tert-ブチルフェノール	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	-	-	-	-	

表3-1 霞ヶ浦のCODの経年変化

(mg/l)

水域 / 年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	目標
霞ヶ浦(西浦)	7.3	7.5	7.8	7.6	8.2	8.5	8.4	9.3	8.2	8.1	7.5	7.3
北 浦	7.8	7.7	8.3	7.7	8.4	9.5	9.3	10	9.1	8.0	8.3	7.6
常陸利根川	7.8	7.2	7.7	7.4	8.1	8.8	8.7	9.3	9.2	8.5	8.0	7.6
全水域平均	7.5	7.5	7.9	7.6	8.2	8.8	8.7	9.5	8.7	8.2	7.8	7.4

注1：各水域の数値は、各水域における環境基準点ごとの年平均値の平均である。

注2：全水域平均は、環境基準点（8地点）ごとの年平均値の平均である。

注3：目標は、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（計画期間：23年度～27年度）の水質目標である。

表3-2 霞ヶ浦のCODの75%値

(mg/l)

水 域	環境基準点	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	目標	環境基準
霞ヶ浦(西浦)	掛馬沖	8.7	9.1	10	8.1	8.1	7.9	8.3	3
	玉造沖	9.6	8.9	10	10	8.5	7.8		
	湖心	8.6	8.6	9.3	8.9	7.9	7.7		
	麻生沖	9.7	9.8	10	10	9.0	8.3		
	最大	9.7	9.8	10	10	9.0	8.3		
北 浦	釜谷沖	9.8	9.8	11	10	7.6	8.4	8.2	3
	神宮橋	9.7	10	10	12	9.1	9.2		
	最大	9.8	10	11	12	9.1	9.2		
常陸利根川	外浪逆浦	9.6	9.3	9.5	10	9.2	8.2	8.1	3
	息栖	8.9	9.7	9.7	9.9	8.9	8.3		
	最大	9.6	9.7	9.7	10	9.2	8.3		

注：目標は、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（計画期間：23年度～27年度）の水質目標である。

表 3-3 霞ヶ浦の全窒素濃度の経年変化

(mg/l)

水域 / 年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	目標	環境基準
霞ヶ浦(西浦)	0.96	0.95	1.2	1.1	0.99	1.1	1.4	1.2	1.3	1.2	1.0	1.1	0.4
北 浦	0.86	0.88	1.5	1.1	0.93	1.2	1.3	1.2	1.6	1.6	1.2	0.99	0.4
常陸利根川	0.97	0.84	0.92	1.0	0.83	1.1	1.2	0.96	1.1	0.93	0.91	0.89	0.4
全水域平均	0.93	0.91	1.2	1.1	0.93	1.1	1.3	1.1	1.3	1.2	1.0	1.0	—

注 1 : 各水域の数値は、各水域における環境基準点ごとの年平均値の平均である。

2 : 全水域平均は、環境基準点 (8 地点) ごとの年平均値の平均である。

3 : 目標は、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (計画期間 : 23年度~27年度) の水質目標である。

表3-4 霞ヶ浦の全りん濃度の経年変化

(mg/l)

水域 / 年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	目標	環境基準
霞ヶ浦(西浦)	0.12	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.099	0.090	0.076	0.084	0.088	0.03
北 浦	0.095	0.099	0.13	0.092	0.11	0.13	0.16	0.12	0.13	0.093	0.090	0.096	0.03
常陸利根川	0.087	0.083	0.088	0.093	0.096	0.11	0.12	0.096	0.10	0.081	0.080	0.072	0.03
全水域平均	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.11	0.12	0.10	0.10	0.081	0.084	0.084	—

注1：各水域の数値は、各水域における環境基準点ごとの年平均値の平均である。

2：全水域平均は、環境基準点（8地点）ごとの年平均値の平均である。

3：目標は、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（計画期間：23年度～27年度）の水質目標である。

表3-5 霞ヶ浦流入河川のCOD

(mg/l)

水域／年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
新利根川	9.5	9.7	9.5	9.4	9.6	9.1	8.8	8.6	8.9	8.5	9.1	8.3	8.2	8.2	8.4	8.2
小野川	7.2	6.0	6.1	5.2	5.9	5.9	5.1	5.0	5.2	5.2	5.8	4.7	4.9	4.7	4.8	5.0
清明川	7.2	8.0	6.4	5.9	5.9	6.2	5.5	5.3	6.0	5.4	6.5	5.7	5.9	5.1	5.7	5.7
花室川	6.5	5.7	6.1	5.4	6.3	6.6	5.2	5.4	5.3	4.9	5.6	4.6	4.7	4.2	4.7	4.7
備前川	7.0	6.7	6.5	7.4	6.6	7.0	7.1	6.7	6.4	6.5	7.3	6.8	6.5	6.1	6.7	6.0
桜川	6.2	5.1	5.3	5.3	5.4	5.5	4.6	4.7	5.1	4.9	4.5	4.3	4.7	4.5	4.8	4.9
新川	9.8	10	9.8	8.7	8.9	8.7	7.9	8.3	7.8	8.0	8.6	8.4	7.2	7.1	7.9	11
境川	9.0	8.3	9.6	7.5	8.3	7.3	6.8	7.0	6.7	6.9	6.3	6.1	6.6	7.8	7.1	5.9
一の瀬川	6.4	6.0	5.8	6.2	5.7	6.1	5.8	5.6	5.8	5.5	6.2	5.3	5.2	5.2	5.3	5.5
菱木川	5.5	4.7	5.1	5.0	4.8	4.7	4.6	4.4	4.5	4.2	4.8	4.5	4.0	4.0	4.1	4.1
恋瀬川	5.4	5.1	5.9	5.6	5.6	5.0	4.8	4.5	4.6	4.7	4.6	4.4	4.2	3.7	4.3	4.4
山王川	8.9	8.3	9.4	8.5	8.0	8.2	6.4	6.6	5.9	6.0	5.8	5.3	4.9	4.4	5.4	4.8
園部川	7.2	6.9	6.8	6.8	6.6	7.2	6.0	5.7	5.7	5.3	5.9	5.1	4.6	4.2	5.1	4.9
梶無川	6.7	6.4	5.9	6.1	5.8	6.2	5.6	5.7	5.3	5.1	5.7	5.3	4.5	4.2	4.5	4.8
雁通川	6.2	6.1	5.9	5.6	5.9	6.1	5.4	5.5	5.6	4.9	5.5	4.9	4.6	4.6	4.4	4.8
蔵川	6.9	6.1	6.7	6.1	6.7	6.6	5.7	5.4	5.3	4.7	5.3	5.5	5.4	4.5	5.0	5.1
山田川	7.3	5.4	5.9	5.8	6.2	6.3	5.6	5.3	5.0	4.8	5.4	5.7	5.2	4.6	4.9	4.9
武田川	6.5	5.4	4.8	4.9	5.2	5.3	5.0	4.2	4.1	4.2	4.4	4.5	4.0	4.0	3.8	3.8
巴川	5.8	4.9	4.9	5.3	5.4	4.5	4.9	4.0	4.2	4.4	4.6	4.7	4.0	4.3	5.1	4.3
鉾田川	6.1	5.4	5.5	5.6	5.7	5.4	5.2	4.7	5.3	6.3	7.2	5.5	4.8	5.5	5.6	5.4
大洋川	4.1	4.3	4.7	3.5	5.6	7.2	4.5	4.4	4.0	4.7	3.6	4.2	4.3	3.4	3.7	3.2
流川	7.8	7.8	8.1	3.5	7.4	7.1	6.5	6.5	8.6	6.1	6.2	5.4	5.8	7.0	7.7	5.4
夜越川	10	10	7.2	7.0	7.6	7.9	7.0	6.1	5.9	6.4	6.5	7.3	6.2	5.7	6.2	5.1
前川	9.7	10	9.1	8.6	8.9	8.6	7.9	8.2	8.3	8.6	9.5	9.5	9.1	8.5	8.4	8.2

注：測定地点は、環境基準点である。

表3-6 霞ヶ浦流入河川の全窒素濃度

(mg/l)

水域/年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
新利根川	1.5	1.3	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.3	1.4	1.5	1.3	1.3	1.2	1.4
小野川	2.3	3.3	3.1	3.2	3.3	2.9	3.5	3.4	3.2	3.6	3.0	2.9	2.8	2.9	2.6	2.5
清明川	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.3	2.7	2.5	2.3	2.7	1.9	2.1	2.2	2.3	2.0	2.0
花室川	2.5	2.9	2.7	2.9	3.0	3.0	3.2	3.0	2.7	3.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4
備前川	2.3	2.5	2.2	2.4	2.2	2.0	2.6	2.6	2.4	2.6	2.3	2.2	1.9	2.0	2.0	1.7
桜川	1.8	2.1	1.8	2.1	2.0	1.8	2.1	2.1	2.0	2.3	1.8	2.0	1.7	1.9	1.7	1.5
新川	3.4	3.6	3.3	3.0	3.3	3.0	2.8	3.0	3.3	3.3	3.5	3.0	2.7	2.8	3.1	3.0
境川	2.8	3.7	3.4	3.2	3.4	3.1	3.6	3.6	3.5	3.6	3.5	3.2	3.5	3.3	3.1	3.2
一の瀬川	3.2	4.1	4.1	3.9	4.0	4.0	4.3	4.6	4.2	4.3	4.1	3.8	4.1	4.0	3.8	3.3
菱木川	2.6	3.8	3.3	3.9	4.3	3.3	4.7	4.9	4.3	5.1	4.2	4.4	4.3	4.7	4.3	3.9
恋瀬川	2.4	3.1	3.0	3.4	3.8	3.0	3.3	3.2	3.3	3.6	3.2	3.2	3.5	2.9	2.9	3.2
山王川	2.5	2.8	2.5	2.9	3.4	2.6	3.6	3.4	3.5	3.3	3.3	3.6	3.6	3.7	3.3	3.7
園部川	4.0	5.3	5.2	5.0	5.4	4.7	5.9	6.0	5.4	6.2	5.6	5.5	5.7	6.1	5.4	4.9
梶無川	3.6	3.9	4.5	4.4	4.6	4.2	5.0	5.3	5.2	5.9	5.8	5.5	5.8	6.2	6.2	5.8
雁通川	2.0	2.8	3.1	2.7	2.9	2.6	3.9	3.4	3.6	4.2	3.8	3.3	3.5	3.7	3.3	2.9
蔵川	4.5	5.0	5.3	4.8	4.9	4.6	5.2	6.1	5.6	5.5	5.6	4.8	4.6	4.9	4.5	4.0
山田川	3.3	4.2	5.7	5.0	5.3	4.7	6.1	5.7	5.5	5.8	5.6	4.8	5.0	5.1	4.9	4.4
武田川	3.7	4.9	6.0	5.5	5.7	5.8	6.3	6.1	6.6	6.4	6.8	5.9	6.3	6.6	6.5	6.3
巴川	3.8	5.2	5.1	5.1	5.5	5.3	5.9	5.9	5.6	6.0	5.9	6.0	6.2	6.5	6.5	5.9
鉾田川	5.6	6.2	6.7	6.2	6.7	7.0	7.5	7.3	8.9	12	14	11	10	12	10	11
大洋川	3.4	3.8	4.4	4.2	4.5	5.9	4.6	4.8	4.9	5.0	5.2	4.9	4.8	5.2	5.0	5.2
流川	4.0	3.8	4.2	3.5	3.1	3.1	3.2	2.8	2.7	2.6	2.7	2.7	2.5	2.1	2.0	2.1
夜越川	1.8	1.9	1.7	1.9	2.3	3.3	2.8	1.9	2.2	2.8	2.5	2.5	2.2	2.5	2.8	2.3
前川	1.4	1.3	0.9	1.0	1.0	0.99	1.1	1.0	1.0	0.89	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.1

注：測定地点は、環境基準点である。

表3-7 霞ヶ浦流入河川の全りん濃度

(mg/l)

水域/年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
新利根川	0.097	0.084	0.082	0.092	0.10	0.11	0.10	0.080	0.10	0.11	0.092	0.11	0.10	0.12	0.079	0.092
小野川	0.089	0.075	0.095	0.077	0.084	0.10	0.084	0.068	0.085	0.080	0.093	0.068	0.072	0.075	0.068	0.077
清明川	0.20	0.16	0.18	0.14	0.14	0.14	0.14	0.10	0.14	0.094	0.14	0.13	0.11	0.14	0.092	0.095
花室川	0.20	0.16	0.19	0.14	0.17	0.20	0.13	0.11	0.12	0.089	0.10	0.080	0.12	0.11	0.12	0.14
備前川	0.17	0.17	0.12	0.15	0.10	0.10	0.14	0.10	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.14	0.11	0.10
桜川	0.073	0.081	0.059	0.073	0.067	0.073	0.075	0.061	0.080	0.085	0.071	0.067	0.068	0.075	0.065	0.063
新川	0.22	0.21	0.15	0.15	0.15	0.16	0.17	0.14	0.17	0.17	0.15	0.17	0.16	0.17	0.15	0.22
境川	0.22	0.69	0.32	0.20	0.24	0.22	0.22	0.24	0.18	0.21	0.15	0.14	0.16	0.23	0.17	0.12
一の瀬川	0.098	0.058	0.084	0.089	0.088	0.10	0.11	0.095	0.10	0.11	0.12	0.089	0.090	0.12	0.099	0.098
菱木川	0.059	0.052	0.062	0.055	0.058	0.061	0.062	0.048	0.046	0.056	0.049	0.044	0.051	0.053	0.041	0.046
恋瀬川	0.080	0.072	0.077	0.079	0.088	0.080	0.086	0.070	0.082	0.080	0.078	0.070	0.076	0.068	0.073	0.087
山王川	0.44	0.36	0.56	0.36	0.32	0.37	0.24	0.23	0.29	0.21	0.29	0.25	0.26	0.26	0.29	0.23
園部川	0.34	0.21	0.30	0.27	0.17	0.31	0.19	0.20	0.20	0.23	0.21	0.13	0.12	0.12	0.11	0.12
梶無川	0.12	0.095	0.095	0.095	0.079	0.092	0.084	0.072	0.077	0.076	0.078	0.072	0.070	0.072	0.068	0.084
雁通川	0.10	0.075	0.067	0.069	0.071	0.080	0.094	0.077	0.088	0.090	0.086	0.078	0.082	0.092	0.059	0.074
蔵川	0.10	0.078	0.079	0.066	0.075	0.079	0.084	0.064	0.068	0.070	0.068	0.075	0.074	0.071	0.068	0.073
山田川	0.17	0.15	0.099	0.093	0.12	0.11	0.12	0.098	0.097	0.095	0.11	0.10	0.097	0.11	0.12	0.11
武田川	0.11	0.062	0.061	0.059	0.068	0.077	0.084	0.056	0.064	0.073	0.069	0.066	0.066	0.072	0.062	0.067
巴川	0.092	0.078	0.054	0.068	0.068	0.064	0.076	0.058	0.066	0.071	0.067	0.077	0.079	0.088	0.086	0.076
銚田川	0.14	0.073	0.081	0.085	0.085	0.093	0.11	0.074	0.087	0.085	0.087	0.087	0.11	0.10	0.11	0.11
大洋川	0.055	0.049	0.075	0.047	0.089	0.16	0.09	0.069	0.061	0.061	0.048	0.058	0.067	0.051	0.048	0.048
流川	0.30	0.23	0.24	0.21	0.16	0.18	0.14	0.14	0.37	0.13	0.11	0.12	0.14	0.34	0.36	0.14
夜越川	0.13	0.15	0.086	0.070	0.099	0.13	0.12	0.068	0.080	0.11	0.084	0.10	0.083	0.12	0.13	0.079
前川	0.098	0.10	0.071	0.088	0.091	0.094	0.10	0.089	0.094	0.099	0.093	0.097	0.10	0.11	0.076	0.084

注：測定地点は、環境基準点である。

表4-1(1) 産業廃棄物の発生量及び処理・処分量(業種別) <20年度> (単位:千t/年)

区分 種類	発生量 (A)	有価物量 (B)	排出量 (C)	自己中間処理量					自己未処理量					搬出量 (H)	自己最終処分量					
				自己中間処理後量 (D)	(自己中間処理後の処理内訳)				自己未処理の処理内訳	最終処分量 (G)	(処理先地域の内訳)		県内 (I)		県外					
					再生利用量 (E)	自己最終処分量					再生利用量 (G1)	自己最終処分量 (G2)				委託中間 処理量 (G3)	委託直接 最終処分量 (G4)	その他量 (G5)		
						自己最終 処分量 (E1)	委託中間 処理量 (E2)	委託直接 最終処分量 (E3)											その他量 (E4)	その他量 (E5)
合計	13,889	2,760	11,128	8,206	4,826	4,561	2	238	25	1	2,932	1	26	2,568	336	0	3,196	28	28	28
建設業	1,624	8	1,616	183	170	143	1	26	0		1,433	1	1	1,398	33		1,459	2	2	2
製造業	6,673	2,689	3,985	2,909	1,491	1,375	0	92	24	1	1,075	0	0	1,043	31	0	1,191	0	0	0
食料品	389	16	374	254	22	4		18	0	0	120		0	118	2	0	138	0	0	0
飲料・飼料	51	11	40	19	3	2		0	1	0	21			20	1		22	0	0	0
繊維	17	0	17	12	2				1		0			3	2		7			
木材	22	6	15	2	1	1		0	1		13	0		12	1		14	0	0	0
家具	12	3	9	3	0			0	0	0	5			5	0		6	0	0	0
パルプ・紙	853	53	800	757	43	6		25	12		43			41	2		80			
印刷	27	11	16	1	1				1		15			15	0		16			
化学	219	16	203	110	9	2		7	0		93	0		91	2	0	100			
石油・石炭	22	8	14	7	3	2		0			7			7	0		8			
プラスチック	67	16	51	16	5	2		2	1		35			34	1		38			
ゴム	13	0	13	2	1			1			11			11	0		12			
皮革	0	0	0								0			0			0			
窯業・土石	458	11	447	97	44	31	0	9	4	0	351	0		346	5	0	364	0	0	0
鉄鋼	3,983	2,396	1,586	1,476	1,342	1,322		14	6		110	0		105	6		130	0	0	0
非鉄金属	54	10	44	7	1	0		1	0		37			33	4	0	38			
金属	159	42	116	69	4	2		3	0		48			44	3	0	50			
はん用機器	40	18	22	3	1	1		0	0		19			18	1		19			
生産用機器	89	28	61	14	1	0		1			47			46	1		48			
業務用機器	24	5	18	1	0	0		0	0		17			17	0		18			
電子部品	86	3	83	55	6	1		5	0		28			28	0		34			
電気機器	44	19	26	2	1	0		0	0		24			24	0		24			
情報通信機器	3	2	1	0	0				0		1			1	0		1			
輸送機器	34	12	22	2	0			0	0		19			18	1		20			
その他	6	1	5	1	1	0		0	0		4			4	0		5			
農業	3,291		3,291	3,291	3,042	3,042					10			10			10			
電気・水道業	2,189	59	2,131	1,799	119	1	1	116	1	1	331		25	37	269		449	26	26	26
電気業	398	59	339	13	2			1	1		326		25	32	269		328	26	26	26
ガス業	2		2								2			2			2			
熱供給業	2		2	2	0			0	0		0			0			0			
上水道業	216	0	216	213	37	0	0	36	0	1	3			3	0		40	0	0	0
工業用水道業																				
下水道業	1,572		1,572	1,572	80	1		79	1		0			0	0		79			
情報通信業	1		1								1			1			1			
卸・小売業	28	2	26	0	0		0	0		0	26			25	1	0	26	0	0	0
学術研究・専門サービス業	9	0	9	0	0	0		0			8			8	1		8			
宿泊業・飲食業	13	0	13	1	1			1			11			11	0		13			
生活関連サービス業	6.52		6.52	5.309	0.953			0.953			1.211			1.029	0.182		2.164			
医療・福祉	19,708	0.006	19,702	0.448	0.054			0.054			19,254			19,087	0.167		19,308			
サービス業	26,607	0.795	25,812	15,144	2,001	0.012	0.002	1,922		0.065	10,668		0.002	10,534	0.092	0.04	12,657	0.004	0.004	0.004
その他の業種※	7,442	1,363	6,079	0,249	0,187	0,011	0,006	0,165		0,005	5,83		0,001	5,706	0,109	0,014	6,006	0,007	0,007	0,007

注) ※欄の「その他の業種」は、情報通信業、運輸業、金融・保険業、物品賃貸業の合計値である。

表4-1(2) 産業廃棄物の発生量及び処理・処分量(業種別) <20年度> (単位:千t/年)

区分 種類	委託処理量										再生利用量			最終処分量			その他量		資源化量	
	委託直接最終処分量					委託中間処理量					(R) (E1+E2+E3)	(O) (1+O2)	処理主体の内訳		(J) (E5+E6)	(S) (B+R)				
	(K) (O+L)	(O)	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(L)	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)			(M)	(M1) 再生利用量			(M2) 最終処分量	(O1)	(O2)	
			業者	自治体	県内	県外		業者	自治体	県内	県外	自己処分			委託処分					
	(0+L)	(0)																		
合計	3,167	361	93	268	332	29	2,806	2,796	10	2,118	688	2,503	2,417	86	6,979	475	28	447	1	9,739
建設業	1,457	33	33	0	28	5	1,424	1,424	0	1,304	120	1,353	1,305	48	1,449	83	2	81	1	1,457
製造業	1,190	56	53	3	37	19	1,135	1,131	4	674	461	971	941	30	2,316	86	0	86	1	5,005
食料品	138	2	2	0	2	0	136	134	2	50	86	109	106	3	110	5	0	5	0	125
飲料・飼料	22	1	1		1	0	22	22	0	14	8	17	17	0	19	1	0	1		30
繊維	7	2	2		2	0	4	4	0	3	2	3	3	0	3	2		2	0	3
木材	14	1	1		1	0	13	13		9	4	12	12	0	12	1	0	1		19
家具	6	0	0		0	0	6	5	0	4	2	5	4	0	4	0	0	0	0	8
パルプ・紙	80	14	14		13	1	66	66	0	18	48	60	54	5	61	19		19		114
印刷	16	0	0		0		16	16		8	7	14	14	0	14	0		0		25
化学	100	2	2		1	1	98	98	0	43	56	64	61	2	63	4		4	0	79
石油・石炭	8	0	0		0		8	8		3	5	5	4	0	6	0		0		15
プラスチック	38	3	3		1	2	36	36	0	10	25	28	26	3	28	5		5		44
ゴム	12	0	0		0	0	12	12	0	4	8	7	6	1	6	1		1		6
皮革	0						0	0		0	0	0	0	0	0	0		0		
窯業・土石	364	9	9		5	5	355	355	0	309	46	345	342	3	373	12	0	12	0	383
鉄鋼	130	12	12	0	5	7	118	118	0	76	42	116	114	2	1,436	14	0	14		3,833
非鉄金属	38	4	4		3	1	34	34	0	23	11	24	19	5	19	9		9	0	29
金属	50	3	1	2	3	0	47	47	0	21	26	38	36	1	38	5		5	0	80
はん用機器	19	1	1		1		18	18	0	12	6	15	15	0	15	1		1		34
生産用機器	48	1	1	0	1	0	47	47	0	31	15	39	38	1	38	2		2		67
業務用機器	18	0	0	0	0	0	17	17	0	7	10	14	14	0	14	0		0		19
電子部品	34	0	0	0	0	0	33	33	0	6	27	27	27	1	27			1		31
電気機器	24	0	0		0		24	24	0	7	17	11	11	0	11	0		0		30
情報通信機器	1	0	0		0		1	1	0	1	1	1	1	0	1	0		0		3
輸送機器	20	1	1	0	1	0	19	18	0	13	6	15	14	1	14	2		2		26
その他	5	0	0		0	0	5	5	0	2	3	3	3	0	3	1		1		4
農業	10						10	10		10		8	8		3,050					3,050
電気・水道業	423	270	6	264	265	5	153	153	0	88	65	122	121	0	122	296	26	270	1	181
電気業	302	269	5	264	264	5	33	33	0	26	7	31	31	0	31	295	26	269		89
ガス業	2						2	2	0	0	1	2	2	0	2	0		0		2
熱供給業	0	0	0		0		0	0		0	0	0	0		0	0		0		0
上水道業	39	0	0		0		39	39	0	18	21	39	39	0	39	0	0	0	1	39
工業用水道業																				
下水道業	79	1	1		1		79	79		43	36	50	50		51	1		1		51
情報通信業	1						1	1	0	1		0	0	0	0	0		0		0
卸・小売業	26	1	1	0	1	0	25	25	0	13	12	17	14	2	14	3	0	3	0	17
学術研究・専門サービス業	8	1	1		0	1	8	7	0	4	4	5	4	1	4	1		1		5
宿泊業・飲食業	13	0	0	0	0		12	11	2	4	9	7	6	1	6	1		1		7
生活関連サービス業	2,164	0.182	0.182		0.182		1,982	1,972	0.01	0.784	1.198	1.261	0.93	0.331	0.93	0.513		0.513		0.93
医療・福祉	19,308	0.167	0.097	0.07	0.165	0.002	19,141	15,927	3,214	11.15	7,991	2,777	0,587	2.19	0,587	2,357		2,357		0,593
サービス業	12,548	0.092	0.092		0.092		12,456	12,439	0.017	5,789	6,667	10,915	10,205	0.71	10,217	0,806	0.004	0,802	0.105	11,012
その他の業種※	5.98	0.109	0.106	0.003	0.083	0.026	5.871	5.689	0.182	4.064	1.807	4.583	4.102	0.481	4.113	0.597	0.007	0.59	0.019	5.476

注) ※欄の「その他の業種」は、情報通信業、運輸業、金融・保険業、物品賃貸業の合計値である。

表4-2(1) 産業廃棄物の発生量及び処理・処分量(種類別:変換) <20年度>(単位:千t/年)

区 分 種 類	発生量 (A) (B+C)	有償物量 (B)	排出量 (C) (D+G)	自己中間処理量							自己未処理量					搬出量 (H) (I+K-J)	自己最終処分量			
				(D)	自己中間処理後量					(E)	(G)	自己未処理の処理内訳					(処理先地域の内訳)			
					(E1)	自己最終 処分量 (E2)	委託中間 処理量 (E3)	委託直接 最終処分量 (E4)	その他 (E5)			(G1)	自己最終 処分量 (G2)	委託中間 処理量 (G3)	委託直接 最終処分量 (G4)		その他 (G5)	(I)	県内 (E2+G2)	県外
(自己未処理の処理内訳)																				
合計	13,889	2,760	11,128	8,206	4,826	4,561	2	238	25	1	2,932	1	26	2,568	336	0	3,196	28	28	
燃え殻	32	0	32	0	38	4	0	22	12	0	32		3	8	21	0	66	3	3	
汚泥	3,681	54	3,627	3,249	205	26	2	163	13	1	378	1	0	348	29	0	556	2	2	
有機性汚泥	2,739	0	2,739	2,686	133	23		105	4		53			52	1		163			
無機性汚泥	942	53	888	563	72	3	2	58	8	1	325	1	0	296	28	0	393	2	2	
廃油	180	8	173	73	17	15		2			99	0		99		0	101			
一般廃油	122	6	116	40	17	15		2			76			76		0	78			
廃溶剤	35	1	33	18							16	0		15			15			
その他	23	0	23	16	0	0		0			7			7		0	7			
廃酸	46	4	42	13							29			29		0	29			
廃アルカリ	46	7	40	6	0					0	33			33		0	33			
廃プラスチック類	177	27	150	16	7	2		5	0		134		0	127	7	0	139	0	0	
廃プラスチック	170	27	143	16	7	2		5	0		128		0	120	7	0	132	0	0	
廃タイヤ	7	0	7								7			7		0	7			
紙くず	134	63	71	36	5	1		4			35			35	0		39			
木くず	158	7	151	4	3	2		1	0	0	147	0	0	146	0		148	0	0	
繊維くず	2		2	0	0					0	1			1	0		2			
動物のふん尿	3,282		3,282	3,291	3,042	3,042														
動植物性残さ	116	22	94	9	3	2		2			85		0	84	1		87	0	0	
動物系固形不要物	8	0	8								8			8			8			
ゴムくず	2	0	2	0							2		0	2	0		2	0	0	
金属くず	318	195	123	1	1	0		0	0		122			122	1	0	123			
ガラス陶磁器くず	329	13	316	33	33	30		3	0		283		0	275	8		286	0	0	
鋳さい	3,126	2,201	925	862	862	862					62		0	58	4		62	0	0	
がれき類	1,303	4	1,300	214	214	179		34		0	1,086		1	1,071	14	0	1,120	1	1	
コンクリート片	711	3	708	34	34	8		26			674		1	673	1	0	700	1	1	
廃アスファルト	506		506	145	145	137		8			361			361	0		369			
その他	86	1	85	35	35	35				0	51		0	37	14		51	0	0	
ばいじん	860	156	704	394	394	394					310		22	43	244		310	22	22	
その他産業廃棄物	89	1	88	2	0			0			86			80	6		87			
感染性廃棄物	10		10	0							10			10			10			
混合物等	78	1	78	2	0			0			76			70	6		76			

表4-2(2) 産業廃棄物の発生量及び処理・処分量(種類別:変換) <20年度>(単位:千t/年)

区 分 種 類	委託処理量													再生利用量		最終処分量				その他量	資源化量
	委託直接最終処分量						委託中間処理量							(R) (E1+E1+R)	(Q) (1+Q+Q2)	処理主体の内訳		(J) (E5+E5)	(S) (B+R)		
	(K) (O+L)		(O)		(L)		(M)		(M1)		(M2)		(Q1)			(Q2)					
	業者	自治体	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		委託中間処理後量										
			県内	県外	業者	自治体	県内	県外	再生利用量	最終処分量	自己処分	委託処分									
合計	3,167	361	93	268	332	29	2,806	2,796	10	2,118	688	2,503	2,417	86	6,979	475	28	447	1	9,739	
燃え殻	63	33	12	21	33	0	30	30	0	5	25	53	42	11	46	47	3	44	0	46	
汚泥	553	42	39	3	20	22	512	510	1	300	212	393	386	6	414	50	2	48	1	467	
有機性汚泥	163	6	5	0	2	4	157	156	1	78	80	95	94	1	118	6		6		118	
無機性汚泥	390	36	33	3	18	18	354	354	0	222	132	297	292	6	296	44	2	42	1	349	
廃油	101						101	101	0	29	72	39	39		54					62	
一般廃油	78						78	78	0	22	57	32	32		48					54	
廃溶剤	15						15	15	0	5	11	4	4		4					5	
その他	7						7	7	0	3	4	2	2		3					3	
廃酸	29						29	29		3	26	5	5		5					9	
廃アルカリ	33						33	33		5	29	5	5		5					12	
廃プラスチック類	139	7	7	0	4	3	132	131	1	80	51	101	91	10	93	18	0	18	0	120	
廃プラスチック	132	7	7	0	4	3	125	124	1	75	50	95	85	10	87	18	0	18	0	113	
廃タイヤ	7						7	7		5	1	6	6	0	6	0		0	0	7	
紙くず	39	0	0		0	0	39	39	0	24	15	37	37	0	38	0		0		100	
木くず	148	0	0	0	0	0	147	147	0	110	37	133	132	1	134	1	0	1	0	141	
繊維くず	1	0	0		0		1	1		1	0	1	0	0	0	0		0	0	0	
動物のふん尿															3,042					3,042	
動植物性残さ	87	1	1		1	0	86	85	1	27	59	73	72	0	74	1	0	1		96	
動物系固形不要物	8						8	8		0	8	8	8		8					8	
ゴムくず	2	0	0		0	0	2	2	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0		2	
金属くず	123	1	1	0	1	0	122	121	1	94	28	121	120	1	120	2		2	0	316	
ガラス陶磁器くず	286	8	8	0	7	1	278	278	0	243	35	278	267	11	297	19	0	19		310	
鉱さい	62	4	4		4	0	58	58		39	19	58	56	2	918	6	0	6		3,120	
がれき類	1,119	14	14		12	2	1,105	1,105		1,073	32	1,105	1,082	23	1,262	38	1	37	0	1,265	
コンクリート	700	1	1		0	0	699	699		679	20	699	695	4	702	6	1	5	0	705	
廃アスファルト	369	0	0		0		369	369		360	9	369	369	0	506	0		0		506	
その他	51	14	14		12	2	37	37		34	3	37	19	18	53	32	0	32	0	54	
ばいじん	287	244	1	243	244	0	43	43		24	19	43	38	6	432	272	22	250		588	
その他産業廃棄物	87	6	6	0	6	1	80	77	4	59	21	48	34	14	34	20		20		35	
感染性廃棄物	10						10	10		4	7										
混合物等	76	6	6	0	6	1	70	66	4	56	14	48	34	14	34	20		20		35	

表4-3

●第3次茨城県廃棄物処理計画（23年4月策定）

17年に「第2次茨城県廃棄物処理計画（18年度～22年度）」を策定し，廃棄物の排出抑制，再使用，再利用の3R及び適正処理の確保に努めてきたが，その成果や課題，国の動向を踏まえ，持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取組を更に強めていくという考えの下，「第3次茨城県廃棄物処理計画」を定める。

(1) 基本理念

廃棄物の排出をできるだけ抑制し，廃棄物となったものは再使用，再生利用，熱回収の順にできる限り循環的利用を行い，循環的利用できないものは適正な処分を確保するという環境と経済が調和した「循環型社会の形成」を進める。

(2) 計画の位置付け

廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき，国の基本方針に即して策定する，本県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画

(3) 計画の特徴

- 計画推進のための主要施策として5つの柱，24の施策を設定，うち7施策を「重点施策」に位置付け
- 柱の1つに，低炭素化，自然共生に向けた温室効果ガスの排出抑制，バイオマスの利活用に関する施策を設定
- 学識経験者や産業界の代表等を構成メンバーとする「評価委員会」を設置し，計画の進行管理を徹底

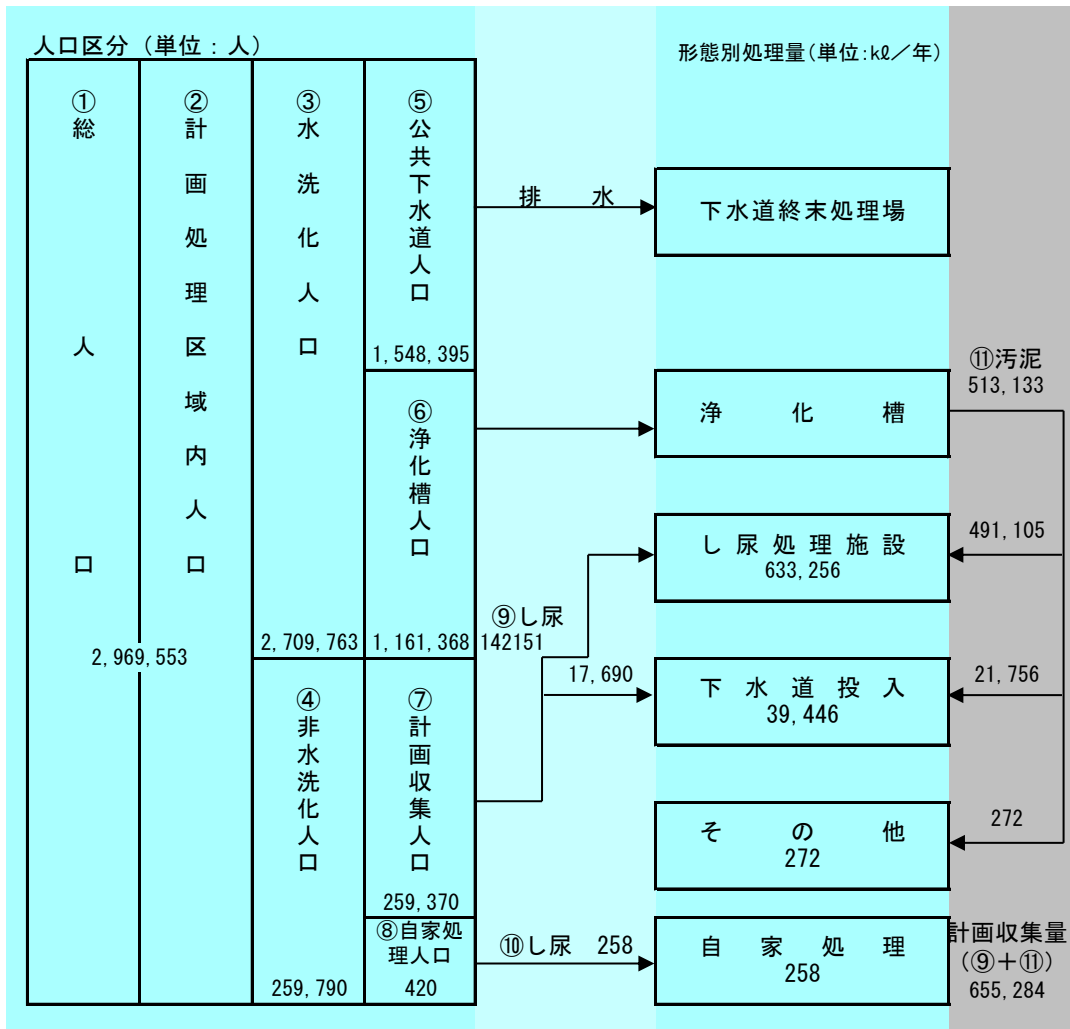
(4) 計画期間

23年度から27年度（5年間）

(5) 廃棄物の減量化の目標

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	1人1日当たりのごみ排出量949g	10,838千トン
再生利用率	23%	65%
最終処分量	94千トン	163千トン

表 4-4 し尿処理状況 (23年度)



注 ⑥浄化槽人口には、コミュニティ・プラント人口及び農業集落排水施設人口を含む非水洗化人口における計画収集率 (⑦/④=99.8%)

1人1日当たりし尿収集量 (⑨/⑦/366=1.50ℓ/人・日)

1人1日当たりし尿排出量 ((⑨+⑩)/④)/366=1.50ℓ/人・日)

1日当たりし尿収集量 (⑨/366=388kℓ/日)

1人1日当たり浄化槽汚泥排出量 (⑪/⑥/366=1.21ℓ/人・日)

1日当たり浄化槽汚泥排出量 (⑪/366=1,402kℓ/日)

表5-1(1) 鳥獣保護区の現況

(25年4月1日現在)

	番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)
森 林 鳥 獣 生 息 地	1	五浦	北茨城市	112
	2	高帽山	北茨城市	2,030
	3	定波	北茨城市	222
	4	高萩	高萩市	890
	5	高岡	高萩市, 北茨城市	4,485
	6	小里	常陸太田市	520
	7	大中	常陸太田市	320
	8	大菅	常陸太田市	325
	9	高柴	大子町	470
	10	袋田	大子町	279
	11	町付	大子町	182
	12	竜神峡	常陸太田市	293
	13	五里平	常陸太田市	230
	14	太田西山	常陸太田市	1,490
		太田西山特別保護地区	常陸太田市	(14)
	15	親沢	常陸太田市	137
	16	大宮	常陸大宮市	890
	17	ガンマーフィールド	常陸大宮市	140
	18	御前山	常陸大宮市, 城里町	1,990
		御前山特別保護地区	城里町	(81)
	19	東海	東海村	408
		東海特別保護地区	東海村	(24)
	20	那珂	那珂市	1,280
	21	水戸	水戸市, 城里町	1,500
	22	内原	水戸市, 笠間市	566
	23	佐白山	笠間市	557
		佐白山特別保護地区	笠間市	(31)
	24	友部	笠間市	724
	25	愛宕山	笠間市	807
	26	鉾田	鉾田市	600
	27	鹿島	鹿嶋市	1,600
		鹿島特別保護地区	鹿嶋市	(70)
	28	麻生	潮来市, 行方市	2,500
	29	波崎南	神栖市	900
	30	柿岡東	石岡市	1,240
31	湯袋	石岡市	220	
32	筑波山	つくば市	1,166	
	筑波山特別保護地区	つくば市	(114)	
33	中央青年の家	土浦市, かすみがうら市	700	
34	新治	土浦市	405	
35	歩崎	かすみがうら市, 行方市	970	

表5-1(2)

(25年4月1日現在)

	番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)
森林鳥獣生息地	36	乙戸沼	土浦市, つくば市	880
	37	浮島	稲敷市	300
	38	守谷取手	取手市, 守谷市	2,109
	39	上野沼	筑西市, 桜川市	2,226
	40	小栗	筑西市	223
	41	下妻	下妻市, 筑西市	2,322
			小 計	41地区 (6)
集団渡来地	1	花貫ダム	高萩市	29
	2	伊師浜	日立市	35
	3	涸沼	鉾田市, 茨城町, 大洗町	2,072
		涸沼特別保護地区	鉾田市, 茨城町, 大洗町	(935)
	4	北浦	行方市, 鉾田市	700
	5	牛堀地先	潮来市, 稲敷市, 行方市	1,125
	6	高浜入	石岡市, 小美玉市	460
	7	霞ヶ浦	土浦市, かすみがうら市, 美浦村, 阿見町	5,290
	8	江戸崎	稲敷市, 美浦村	1,468
	9	牛久沼	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, つくばみらい市	1,244
	10	取手	取手市	600
	11	菅生沼	常総市, 坂東市	930
	12	羽黒	桜川市	68
		小 計	12地区 (1)	14,021
身近な鳥獣生息地	1	八溝	大子町	346
	2	大子中央	大子町	580
	3	十王	日立市	150
	4	高鈴	日立市	476
	5	ひたち海浜公園	ひたちなか市, 東海村	453
	6	大塚池	水戸市	270
	7	笠間湖	笠間市	210
	8	千波	水戸市	1,300
	9	納場	小美玉市	120
	10	高須崎	行方市	166
	11	水原	潮来市, 鹿嶋市	250
	12	龍神山	石岡市, かすみがうら市	581
	13	三ツ石森林公園	かすみがうら市	5
	14	新治ふるさとの森	土浦市	18
	15	下根	牛久市	120
	16	上池台	牛久市	64
	17	柏田	牛久市	130
	18	小坂	牛久市	60
	19	牛久自然観察の森	牛久市	100
	20	小貝川ふれあい公園	下妻市	103
	21	八千代	八千代町	491
	22	三和	古河市	292
	23	さしま	坂東市, 境町	470
	24	逆井城跡公園	坂東市	140
	25	総和	古河市	260
	26	龍ヶ崎市森林公園	龍ヶ崎市	45
	27	宮山	筑西市	20
		小 計	27地区	7,220
		合 計	80地区 (7)	60,449

注：() は特別保護地区の箇所及び面積 (内数)

表5-2 狩猟免許試験，講習会の実施結果（24年度）

（25年4月1日現在）

免許種別	狩猟免許試験		狩猟免許更新者
	受験者	合格者	
綱 獵	9	8	85
わ な 獵	62	59	425
第 一 種 銃 獵	43	39	2,475
第 二 種 銃 獵	6	6	7
計	120	112	2,992

注：狩猟は狩猟鳥獣だけを狩猟期間（11月15日から2月15日）に限り行うことができる。狩猟をしようとする者は，狩猟免許を取得するとともに，狩猟をしようとする場所の都道府県に狩猟者登録を受ける必要がある。

表5-3 狩猟者登録数

(25年4月1日現在)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
県 内 者	4,630	4,437	4,308	4,176	3,929	3,758	3,482	3,166	3,065
県 外 者	2,032	1,911	1,932	1,798	1,712	1,601	1,395	1,157	1,088
計	6,662	6,348	6,238	5,974	5,641	5,359	4,877	4,323	4,153

表5-4 狩猟免許所持者数

(25年4月1日現在)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23
人 数	5,784	5,840	5,149	5,927	6,036	4,921	4,831	4,771

表5-5(1) 自然公園の現況

(25年4月1日現在)

番号	名称	所在地	公園面積 (ha)	指定年月日	特別地域 面積(ha)	変更等
1	水郷筑波 国定公園	[水郷地域] 土浦市, 石岡市, 鹿嶋市, 潮来 市, 稲敷市, かすみがうら市, 神栖市, 行方市, 小美玉市, 阿 見町, 美浦村の各一部	20,880	昭和34年3月3日	20,098	昭和57年3月23日 変更告示 昭和63年5月18日 変更告示 17年4月22日 変更告示 ()内は, 特別保 護地区面積
		[筑波地域] 土浦市, 石岡市, つくば市, か すみがうら市, 桜川市の各一部	10,921	昭和44年2月1日 追加指定	10,921 (114)	
国定公園			31,801		31,019	
2	水戸県立 自然公園	水戸市の一部	300	昭和26年7月13日	—	
3	大洗県立 自然公園	水戸市, ひたちなか市, 鉾田 市, 大洗町, 茨城町の各一部	2,543	〃	1,116	昭和42年11月27日 変更告示 昭和57年3月15日 変更告示
4	太田県立 自然公園	常陸太田市の一部	2,784	〃	878	昭和50年2月13日 変更告示 昭和56年3月30日 変更告示
5	花園花貫 県立 自然公園	北茨城市, 高萩市, 常陸太田 市, 日立市の各一部	24,826	昭和28年3月20日	2,656	昭和48年4月23日 変更告示 昭和57年3月23日 変更告示 昭和61年10月9日 変更告示
6	奥久慈 県立 自然公園	大子町, 常陸太田市, 常陸大宮 市の各一部	10,410	〃	2,321	昭和42年12月4日 変更告示 昭和55年11月25日 変更告示
7	御前山 県立 自然公園	常陸大宮市, 城里町の各一部	7,380	昭和29年7月19日	1,593	昭和48年4月23日 変更告示
8	笠間県立 自然公園	笠間市, 桜川市, 城里町の各一 部	3,969	昭和30年11月7日	629	昭和50年11月27日 変更告示 昭和57年3月23日 変更告示
9	吾国愛宕 県立 自然公園	石岡市, 笠間市, 桜川市の各一 部	3,835	昭和49年11月21日	674	昭和51年9月20日 変更告示
10	高鈴県立 自然公園	日立市, 常陸太田市の各一部	3,048	昭和54年10月20日	3,048	元年5月25日 変更告示
県立自然公園			59,095		12,915	
合 計			90,896		43,934	

表5-5 (2)

番号	名称	概要
1	水郷筑波 国定公園	<p>本県と千葉県とにまたがる霞ヶ浦、利根川等のいわゆる「水郷」の一带と筑波山、加波山などの山塊が公園区域となっている。</p> <p>水郷は利根川と霞ヶ浦、与田浦、北浦の湖沼群のつくる水景で、湖の周囲には東国三社の鹿島神宮、香取神宮、息栖神社と浮島、歩崎、天王崎の景勝地、アヤマで知られる潮来、水郷の代表的風景「十二橋」で知られている。</p> <p>霞ヶ浦の北西に位置する筑波山と加波山、足尾山の山塊は標高は低いが関東平野から急にそびえているため、気温差が激しく植物が豊富なことと共に垂直分布がはっきりと観察される。また筑波山頂からは関東平野が一望できる。</p>
2	水戸県立 自然公園	水戸市内の弘道館と偕楽園、千波湖を中心とした区域が公園区域となっている。国の特別史跡弘道館、梅の公園偕楽園で知られている。
3	大洗県立 自然公園	県中央部の大洗海岸を中心に、阿字ヶ浦海岸、夏海岸と後背の涸沼、涸沼川沿いが公園区域となっている。レキ石に白く砕ける太平洋の怒濤、白砂青松の海岸、平磯・磯崎の白垂紀層、水のきれいな茨城の海、釣りの涸沼で知られている。
4	太田県立 自然公園	久慈山地南部の十国峠から国見山、瑞竜、西山公園を含む区域が公園区域となっている。この公園は史跡を中心とし、徳川光圀の隠居所「西山荘」、水戸徳川家の菩提所「瑞竜山」、正宗寺、久昌寺等の文化景観にすぐれた公園で知られている。
5	花園花貫 県立 自然公園	県の北東部の準平原化した山間部及び五浦とその南部の海岸線が公園区域となっている。花園、浄蓮寺、大北・花貫の渓谷美と花園神社周辺の天然記念物アズマジャクナゲ、小川地区のブナ原生林、奇勝「五浦海岸」で知られている。
6	奥久慈 県立 自然公園	<p>八溝山を中心とする八溝地区と久慈川・久慈山地を中心とする男体山地区が公園区域となっている。</p> <p>八溝山頂付近のブナ原生林と豊富な植物、名勝「袋田の滝」、本県では他に例を見ない岩崎「男体山」「竜神峡」で知られている。</p>
7	御前山 県立 自然公園	那珂川と鶏足山から御前山に至る鶏足山塊からなる区域が公園区域となっている。清流那珂川と御前山とが織り成す「関東の嵐山」と呼ばれる風景で知られている。
8	笠間県立 自然公園	鶏足山塊の南端部の仏頂山、富谷山を中心とした地域と笠間の市街地に近い佐白山、岩谷寺を中心とした区域が公園区域となっている。史跡公園としての佐白山、楞厳寺の天然記念物ヒメハルゼミ、富谷観音の重要文化財三重の塔で知られている。
9	吾国愛宕 県立 自然公園	県のほぼ中央に位置し、難台山を中心とした丘陵性の独立山塊が公園区域となっている。吾国山のブナ林、難台山・吾国山・愛宕山を結ぶハイキングコース、愛宕神社、大覚寺等の神社仏閣で知られている。
10	高鈴県立 自然公園	高鈴山を中心とした南北に長い多賀山地南部の山稜線が公園区域となっている。石尊山、神峰山、高鈴山及び風神山まで連なる準平原化した山々からの太平洋、那須連山の眺望がすばらしい。

表5-6 本県における首都圏自然歩道

(25年4月1日現在)

番号	コース名	所在地	起終点・経路	延長(km)
1	青少年旅行村のあるみち	常陸大宮市, 城里町	下飯野～青少年旅行村～ 御前山バス停	13.0
2	杉並木の美しいみち	常陸大宮市, 城里町	御前山バス停～こまねぎ峠～ 農協塩子支所前バス停	12.3
3	伝説の山と僧兵ゆかりのみち	城 里 町	農協塩子支所前バス停～ 山びこの郷～徳蔵局前バス停	6.7
4	焼物とお稲荷さんへのみち	笠 間 市	石寺バス停～佐白山～笠間駅	12.6
5	自然林を歩くみち	笠間市, 桜川市	片庭～楞厳寺～仏頂山～南飯田	9.8
6	観音様を訪ねるみち	桜 川 市	南飯田～富谷観音～虎丸橋	6.4
7	御嶽山から坂東24番札所へのみち	桜 川 市	岩瀬駅～雨引観音～雨引小バス停	8.2
8	筑波連山縦走のみち(1)	石岡市, 桜川市	雨引小バス停～雨引観音～ 加波山～きのこ山～旧真壁駅	17.3
9	" (2)	石岡市, 桜川市	旧真壁駅～上曾峠～酒寄北バス停	21.0
10	筑波山頂めぐりのみち	つくば市, 桜川市	酒寄北バス停～ 旧筑波山ユースホステル ～筑波山頂	8.8
11	筑波山めぐりから旧参道へのみち	つくば市	筑波山頂～筑波山神社～ 北条大地公園前バス停	10.0
12	果樹園のみち	石岡市, つくば市	北条大地公園前バス停～不動峠～辻	8.8
13	果樹の里のみち	かすみがうら市	上志筑バス停～山本五輪塔～下佐谷	7.3
14	寺社めぐりと田園風景のみち	土 浦 市	永井～県立中央青年の家～田土部	16.0
15	学園都市のみち	土浦市, つくば市	筑波大学～ つくばエキスポセンター～匂橋	13.4
16	予科練ゆかりのみち	土浦市, 阿見町	匂橋～霞ヶ浦総合公園～島津バス停	12.3
17	水の恵みを知るみち	稲敷市, 阿見町, 美浦村	島津バス停～馬掛不動堂 ～古渡橋	19.0
18	水の恵みと水田地帯のみち	稲 敷 市	古渡橋～浮島～水郷大橋	26.5
合計	18コース			229.4

表5-7 保全地域の現況

(1) 自然環境保全地域

(25年4月1日現在)

No	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日	自然環境の概要
1	中沼 自然環境 保全地域	龍ヶ崎市北方町	1.16	昭和49年3月30日	沼自体とそこに生育する水生植物及び魚類並びにフサカの幼虫アカケヨソイカ等
2	花瓶山 自然環境 保全地域	大子町上野宮	25.52 (11.85)	昭和50年12月23日	花瓶山山頂部のブナなど温帯性天然林
3	鍋足山 自然環境 保全地域	常陸太田市小中 常陸太田市上高倉	59.72 (24.87)	同上	安山岩質集塊岩からなる急峻な地形、岩壁に生育するフクロダガヤ、ミヤマスカシユリ、アオホラゴケ等
4	西金砂 自然環境 保全地域	常陸太田市上宮河内	21.69 (14.40)	同上	西金砂山を中心として南側のスタジイ、アカガシ等の暖帯林、北側のイヌブナ等の温帯林
5	鷺子山 自然環境 保全地域	常陸大宮市鷺子	6.50	同上	スギの人工林の中に生育する樹齢の高いシラカシ等の暖帯性植物
6	菅生沼 自然環境 保全地域	常総市菅生町・大塚戸町 坂東市大崎	231.54	同上	沼自体及び自然度の高いヨシ群落からなる周辺部、カモ類を主とした水きん類等
7	西明寺 自然環境 保全地域	北茨城市磯原町大塚	24.61	昭和52年2月3日	スギ、ヒノキの人工林の林床に自生する種類数及び個体数の豊富な暖地性シダ植物
8	清音寺 自然環境 保全地域	城里町下古内	22.70 (10.71)	同上	樹齢の高いスギ、ヒノキの人工林とムラサキシジミ、オオムラサキ等
9	小松寺 自然環境 保全地域	城里町上入野	9.37	同上	スタジイ、シラカシなどの常緑広葉樹林、ムヨウラン、ミヤマウズラ等
10	豊岡 自然環境 保全地域	東海村豊岡	50.37	同上	クロマツの林、ハイネズ、ピロードテンツキ、ハマゴウ等の海浜植物
11	村松 自然環境 保全地域	東海村村松	67.72	同上	クロマツの林、スタジイ、トベラ等の常緑広葉樹林、その林床に生育するスカシユリ等の海浜植物
12	上野沼 自然環境 保全地域	桜川市上野原	14.40	同上	ミミカキグサ、モウセンゴケなどの食虫植物とハッチョウトンボ等
13	自性寺 自然環境 保全地域	行方市内宿	3.77	同上	タブノキ、スタジイ、シラカシ等の常緑広葉樹林
14	大生 自然環境 保全地域	潮来市大生	2.80	同上	スタジイ、タブノキ、カゴノキ等の天然林
15	竜神山 自然環境 保全地域	石岡市染谷	8.33	昭和53年9月1日	スタジイ、シラカシ、スギ、林床の40種類以上のシダ植物とオオルリ、キビタキ等
16	石川 自然環境 保全地域	石岡市石川	1.49	同上	スギ、ヒノキを混じえたスタジイ、タブノキ等の大木からなる暖帯林とアオスジアゲハ等
17	宍倉 自然環境 保全地域	かすみがうら市宍倉	1.16	同上	スギ、ヒノキ、カシ類の常緑広葉樹、アカガシ、サカキの大径木とアオスジアゲハ等
18	菖蒲沢 自然環境 保全地域	石岡市菖蒲沢	2.44	同上	シラカシ、スタジイ、タブノキ、ヤブツバキ等の常緑広葉樹とヒメハルゼミ等

注：() 内は特別地域面積

(25年4月1日現在)

No	名 称	所在地	面積 (ha)	指定年月日	自然環境の概要
19	高田権現 自然環境 保全地域	稲敷市高田	14.74	昭和53年9月1日	スダジイ、スギ、クロマツ、アカマツの自然林に近い森林とクロアゲハ等
20	八木蒔 自然環境 保全地域	行方市八木蒔	6.99	同 上	スギ、アカマツ、スダジイ、タブノキ等常緑広葉樹とモンキアゲハ等
21	横須賀 自然環境 保全地域	行方市横須賀	1.77	同 上	スダジイを主とした常緑広葉樹、カクレミノ、ヤブニッケイ、トベラ等からなる暖帯林
22	蓬田 自然環境 保全地域	筑西市蓬田	2.98	同 上	シラカシ、モミ等の自然度の高い森林と本県では2か所にしか記録のないアオマダラタマムシ等
23	鴨鳥五所 自然環境 保全地域	桜川市大泉	4.80 (0.95)	昭和54年12月1日	スギ(樹齢400年)並木にシラカシ、カゴノキなどの常緑樹とオオムラサキ等
24	鳥並熊野 自然環境 保全地域	行方市鳥並	2.30 (0.90)	同 上	スダジイの純林、コナラの混交林とモンキアゲハ等
25	釜上 自然環境 保全地域	ひたちなか市部田野	6.90 (0.11)	同 上	地形、地質の特異性、タブノキ、ヒイラギ等の常緑樹とアオスジアゲハ等
26	縦山 自然環境 保全地域	鉾田市縦山	2.65 (1.15)	昭和57年2月22日	スダジイ、タブノキ、モミ等の常緑樹とケヤキ、イロハモミジの落葉樹の混交林
27	玉沢 自然環境 保全地域	鉾田市冷水・勝下	2.50 (2.50)	同 上	ヤブツバキの群生地及びタブノキ、スダジイとアサギマダラ等
28	小山不動 自然環境 保全地域	鹿嶋市小山	4.35 (3.20)	同 上	スダジイ、アカガシ、ヤブツバキ等が混生している常緑照葉樹林、イノデ等のシダ植物
29	一の宮 自然環境 保全地域	美浦村木原	1.48 (1.48)	同 上	シロダモ、シラカシ、スダジイ等の暖地性植物、ビナンカズラ、マンリョウ等
30	馬掛 自然環境 保全地域	美浦村馬掛	2.65 (0.50)	同 上	タブノキ、スダジイ、シロダモ、モチノキ等の常緑照葉樹とベニイトトンボ、モンキアゲハ等
31	玉簾 自然環境 保全地域	日立市東河内町	11.50 (1.70)	同 上	ウラジロガシ、ヤブツバキ、ムラサキシジミ、ミヤマカワトンボ等
32	東金砂 自然環境 保全地域	常陸太田市天下野	7.16 (5.50)	昭和59年9月10日	スギの人工林、ヒノキ、ウラジロガシ等の常緑樹林と、フクロウ、サンコウチョウ等
33	地割 自然環境 保全地域	常陸大宮市諸沢	10.20	昭和60年8月1日	安山岩質集塊岩の特異な地形、ウチョウラン、ヒナラン、ミヤマスカシユリ等の特殊な着生植物
34	野口池 自然環境 保全地域	笠間市押辺	6.95 (2.29)	元年11月27日	ミズオトギリ、クサレダマ等が群落をなす低層湿原とハツチョウトンボ、オゼイトトンボ等
	計	34か所	645.21 (82.17)		

注：()内は特別地域面積(内数)

(2) 緑地環境保全地域

(25年4月1日現在)

No	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日	自然環境の概要
1	中矢作 緑地環境 保全地域	坂東市矢作竜見前	0.93	昭和49年3月30日	関東ローム層からなる台地上の スダジイ、タブノキ、モチノキ 等の常緑広葉樹林
2	子生 緑地環境 保全地域	鉾田市子生	4.25	昭和54年3月31日	スギ、ヒノキの針葉樹、スダジ イ、タブノキの常緑樹とオオシ オカラトンボ等
3	諏訪 緑地環境 保全地域	鉾田市安房	2.15	同上	スダジイ、ケヤキの大木、タブ ノキ、ヤブツバキの常緑樹とオ ナガアゲハ、アオスジアゲハ等
4	八幡 緑地環境 保全地域	鉾田市飯島	1.50	同上	スダジイ、タブノキ等の常緑 樹、アオスジアゲハやイスカ (鳥)の生息地
5	大宮 緑地環境 保全地域	小美玉市上玉里	0.93	同上	スダジイ、タブノキ、ヤブツバ キ等の常緑樹、ダイミョウセリ 等
6	稲田 緑地環境 保全地域	笠間市稲田	3.60	同上	スギ、シラカシ、ヒノキの混交 林、スダジイ、モチノキなどの 常緑樹とウラナミアカシジミ等
7	香取 緑地環境 保全地域	守谷市野木崎	0.85	同上	クスノキ、ヤブニッケイ、スダ ジイ等の常緑樹とアオスジアゲ ハ、オオモノサシトンボ等
8	徳宿跡 緑地環境 保全地域	鉾田市徳宿	2.27	昭和55年3月31日	スダジイ等の常緑樹、クヌギ、 コナラ林とオオモノサシトンボ 等
9	唐臼 緑地環境 保全地域	鹿嶋市武井	2.09	同上	スダジイ、ウラジロガシの常緑 樹林、林内のマンリョウとウラ ナミアカシジミ等
10	観音寺 緑地環境 保全地域	行方市小幡	8.70	同上	スダジイ、スギ、ヒノキ林とオ オモノサシトンボ、オオアオイ トトンボ等
11	浅間 緑地環境 保全地域	潮来市大賀	3.77	同上	スダジイ等の常緑樹、クヌギ林 とホソバセリ、オオモノサシ トンボ等
12	麩森 緑地環境 保全地域	潮来市釜谷	0.59	同上	スダジイ、タブノキの常緑樹と アサマイチモンジ、オオアオイ トトンボ等
13	西櫓戸 緑地環境 保全地域	つくばみらい市西櫓戸	1.76	同上	スダジイ、アカガシの常緑樹と ダイミョウセリ等
14	二重作 緑地環境 保全地域	鉾田市二重作	0.52	昭和56年3月31日	スダジイ、タブノキ、シラカ シ、ヤブツバキ等の暖地性常緑 樹とアオスジアゲハ、キマダラ セリ等
15	車 緑地環境 保全地域	北茨城市華川町車	6.75	昭和57年3月25日	スダジイ、アカガシの常緑樹、 イヌシデの落葉樹とモンキアゲ ハ、アオスジアゲハ等
16	下相田 緑地環境 保全地域	北茨城市華川町下相田	2.60	同上	スダジイ、アカガシの常緑樹、 モミ、スギの大径木とモンキア ゲハ、アオスジアゲハ等
17	下馬場 緑地環境 保全地域	小美玉市下馬場	0.90	同上	スダジイ、タブノキ、クスノ キ、ケヤキ、アオスジアゲハ等

(25年4月1日現在)

No	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日	自然環境の概要
18	沼尾 緑地環境 保全地域	鹿嶋市沼尾	1.35	昭和57年3月25日	スダジイ、ヤブコウジ群落とモンキアゲハ、チャバネセセリ等
19	日吉山王 緑地環境 保全地域	潮来市永山	1.20	同 上	スダジイ、タブノキ、アカガシ、トベラの常緑樹林、林床のアリドオシ（北限）の群落
20	阿弥 緑地環境 保全地域	阿見町竹来	2.06	同 上	スギ、スダジイ、シラカシ、クスノキ、カヤ等の大径木とモンキアゲハ、アオスジアゲハ等
21	野爪 緑地環境 保全地域	八千代町野爪	0.85	同 上	スギ、ケヤキ、カヤの大径木とアオスジアゲハ、ナツアカネ等
22	青山 緑地環境 保全地域	城里町青山	6.59	昭和58年3月31日	スギ、ヒノキの大径木にケヤキ等の落葉樹、ヤブツバキの常緑樹が混生する森林とモンキアゲハ等
23	新宮 緑地環境 保全地域	銚田市畑田	1.10	同 上	スダジイ、ヤブツバキを主とする常緑樹林とモンキアゲハ等
24	内宿 緑地環境 保全地域	行方市内宿	2.03	同 上	スギ、スダジイの大径木に、シラカシ、ケヤキの混生する森林とアサマイチモンジ等
25	東大沼 緑地環境 保全地域	稲敷市東大沼	1.40	同 上	スダジイ、タブノキ、ヤブツバキの常緑樹林とムラサキシジミ等
26	牛渡 緑地環境 保全地域	かずみがうら市牛渡	0.61	同 上	スダジイ、タブノキ等の常緑樹林、ヤブニッケイとアオスジアゲハ等
27	大生郷 緑地環境 保全地域	常総市大生郷	0.91	同 上	スダジイ等の常緑樹とコブシ、ケヤキの落葉樹の混生する森林とアオスジアゲハ等
28	里 緑地環境 保全地域	行方市甲	1.99	昭和59年3月31日	スダジイ、スギ、モミ、タブノキ等の常緑樹林とエノキ等の落葉樹の混交林とモンキアゲハ等
29	城中 緑地環境 保全地域	つくばみらい市城中	1.07	同 上	スダジイ群落を主に、スギ、ヒノキの混生する常緑樹林とアオスジアゲハ、ウラギンシジミ等
30	東落田 緑地環境 保全地域	八千代町東落田	1.70	同 上	スギ、シラカシの混交林とコバノギボウシの群落とアオスジアゲハ、ウラナミアカシジミ等
31	白浜 緑地環境 保全地域	行方市白浜	1.58	同 上	スダジイ、タブノキ、モチノキの自然植生暖帯林と、カネコトタテグモ、モンキアゲハ等
32	矢連 緑地環境 保全地域	茨城町小幡	2.00	昭和60年3月30日	スギ、ヒノキの大径木、アカガシ等の常緑樹林とキノボリタテグモ、モンキアゲハ等
33	立木 緑地環境 保全地域	利根町立木	1.57	同 上	スダジイ、ヤブツバキ、モチノキ等の常緑樹林とモンキアゲハ、アオスジアゲハ等
34	小幡城跡 緑地環境 保全地域	茨城町小幡	7.46	同 上	アカガシ、スギ等の混交林と土塁、空堀等が原型を保つ城跡、クジャクシダ等の山地性シダ類

(25年4月1日現在)

No	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日	自然環境の概要
35	静 緑地環境 保全地域	那珂市静	7.40	昭和61年3月30日	スギの大径木を主に、シラカシ、ヤブツバキ、クスノキ等の混交林とムササビ等
36	多良崎城 跡 緑地環境 保全地域	ひたちなか市足崎	12.90	同上	コナラ、アカシデ、クリ等の落葉樹、空堀が原型を保つ城跡とモンキアゲハ、アオスジアゲハ等
37	逆井城跡 緑地環境 保全地域	坂東市逆井	2.58	昭和63年5月23日	スギ、ヒノキ、コナラ、イヌシデ等の二次林とウラナミアカシジミ、カネコトタテグモ等
38	上根本 緑地環境 保全地域	稲敷市上根本	2.83	6年6月2日	スタジイの大木、タラヨウ、シロダモ、クスノキ等の常緑樹とモンキアゲハ、アオスジアゲハ等
39	船子 緑地環境 保全地域	行方市船子	0.78	7年6月12日	スダジイ、タブノキ、モチノキ等の常緑照葉樹とウラナミアカシジミ等
40	行方 緑地環境 保全地域	行方市行方	1.28	7年6月12日	スダジイ、タブノキ等の常緑照葉樹とスギ、ヒノキとが混成した樹林地とモンキアゲハ等
41	泉 緑地環境 保全地域	行方市天龍	0.56	8年5月23日	スタジイ、シラカシを優占種としスギ、ヒノキが混成する森林と、キアゲハ、ハッチョウトンボ等
42	島崎城跡 緑地環境 保全地域	潮来市島須	1.51	8年5月23日	スダジイ、タブノキ等とスギ、ヒノキ、コナラ等の森林と、キイトンボ等
43	大曾根 緑地環境 保全地域	つくば市大曾根	2.25	16年4月5日	ヒノキ、スダジイ等とクヌギ、エノキが混生する森林とムラサキシジミやキイトンボ等
44	八代富士浅間 緑地環境 保全地域	龍ヶ崎市八代町	2.30	17年6月9日	スダジイ、タブノキ等の森林とアオスジアゲハ、オニヤンマ、コジュリン等
計	44か所		114.02		

表5-8 平地林面積の推移

(各年4月1日現在)

年	S57	S60	H7	H10	H12	H14	H17	H20	H21	H22	H23	H24
面積 (ha)	53,057	49,597	43,407	41,707	41,398	40,836	40,680	39,799	39,799	39,885	39,885	39,277

表5-9 保安林面積一覧(25年3月31日現在)

(単位:ha)

保安林種	水源 かん養 保安林	土砂 流出 防備 保安林 ⁺⁺	土砂 崩壊 防備 保安林 ⁺⁺	飛砂 防備 保安林	防風 保安林	水害 防備 保安林	潮害 防備 保安林	干害 防備 保安林	落石 防止 保安林	魚つき 保安林	航行 目標 保安林	保健 保安林	風致 保安林	計
民有林	11,959	3,356	201	1017	36	32	4	469	40	10	9	(806) 189	(1) 20	(806) 17,341
国有林	36,634	357	28	6			36	160			(0) 2	(614) 768	(15) 35	(629) 38,025
計	48,593	3,713	229	1023	36	32	40	629	40	10	(0) 11	(1,420) 957	(15) 55	(1,435) 55,366

注：内訳と計が一致しないのは四捨五入によるものである。
 カッコ内は兼種で内書き，0は整数に満たないものである。

表5-10 林業従事者の推移

年	全 国 (人)	茨 城 県 (人)	年 齢 構 成			
			40才未満	40～59才	60才以上	再掲50才以上
S35	439,405	3,116	1,769 (56.8)	1,066 (34.2)	281 (9.0)	748 (24.0)
45	213,115	1,750	730 (41.7)	820 (46.9)	200 (11.4)	485 (27.7)
55	165,498	1,601	351 (21.9)	1,055 (65.9)	195 (12.2)	742 (46.3)
60	139,862	1,390	271 (19.5)	884 (63.6)	235 (16.9)	832 (59.8)
H2	107,500	1,090	170 (15.6)	654 (60.0)	266 (24.4)	695 (63.8)
7	85,824	832	145 (17.4)	392 (47.1)	295 (35.5)	545 (65.5)
12	67,153	757	150 (19.8)	343 (45.3)	264 (34.9)	487 (64.3)
17	46,618	596	127 (21.3)	265 (44.5)	204 (34.2)	362 (60.7)
22	68,553	653	170 (26.0)	270 (41.4)	213 (32.6)	383 (58.7)

注：（ ）は構成比率%

表5-11 民有林造林面積の推移

(単位 : ha)

年度 区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
民有林 造林面積	155	141	115	107	104	95	94	82	76	60	65	77	83	73	79	68

表5-12 民有林における松くい虫による被害

年度 区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24
被害面積 (ha)	3,505	3,990	4,386	3,212	2,866	1,479	1,347	1,283	1,639
被害材積 (m ³)	4,707	4,375	4,516	4,718	3,972	3,603	3,550	4,006	5,484

表6-1 風致地区の指定状況

(25年3月現在)

都市名	風致地区名	位置	面積 (ha)	当初決定	第1回 変更	第2回 変更
水戸市	三の丸	弘道館及び三の丸一帯	46.9	S 8. 4. 20	S49. 2. 25	S51. 3. 31
	千波	偕楽園千波湖畔	308.6	〃	〃	〃
	笠原	千波、米沢及び笠原町の各一部	47.0	S51. 3. 31		
	常磐	緑、見和及び自由が丘の各一部	42.5	〃		
	八幡	松本、八幡及び金町の各一部	26.6	〃		
	愛宕	愛宕、文京及び渡里町の各一部	26.5	〃		
	長者山	堀町及び渡里町の各一部	41.1	〃		
土浦市	亀城	内西町の一部	3.3	S12. 4. 30		
	桜川	水神橋より河口まで	49.4	〃		
北茨城市	五浦	平潟町及び大津町の各一部	91.5	S51. 3. 31		
大洗町	夏海	夏海海岸の一部	67.2	S57. 7. 8		
ひたちなか市	津田市毛	津田、市毛の各一部	12.1	H11. 11. 22		
	市毛堀口 武田	市毛、堀口、武田の各一部	9.2	〃		
	勝倉金上 三反田	勝倉、金上、三反田の各一部	20.9	〃		
	三反田美田 多	三反田、美田多の各一部	21.1	H13. 1. 11		
	大平柳沢	大平、金上、三反田、柳沢、柳が丘の各一部	25.8	〃		
	馬渡	馬渡、阿字ヶ浦町の各一部	57.8	H13. 11. 29		
	平磯北	平磯町の一部	12.0	H14. 10. 17		
	部田野新堤	新堤、雨沢谷津、小谷金、部田野の各一部	42.0	〃		
	高野	高野の一部	88.0	H16. 1. 22		
	佐和稲田	佐和・稲田・高野の各一部	42.0	H17. 11. 17		
計	21地区		1,081.5			

表 6 - 2 特別緑地保全地区の指定状況

(25年 3月現在)

市町村名	名 称	位 置	面 積	決定年月日
水 戸 市	上市緑地 保全地区	水戸市三の丸, 北見町, 金町, 八幡町の各一部他	約24ha	H 5.10. 1

表 6 - 3 生産緑地地区の指定状況

(25年3月現在)

都市計画区域	市町村	面積 (ha)	地区数	当初決定 年 月 日	最終変更 年 月 日	備考
竜ヶ崎・牛久	龍ヶ崎市	7.3	47	H 4. 10. 22	H18. 10. 16	
	牛久市	8.9	40	H 4. 10. 22	H23. 1. 12	
取手	取手市	32.1	128	H 4. 10. 22	H21. 3. 11	
	守谷市	4.7	34	S63. 7. 25	H22. 3. 10	
水海道	常総市	9.7	58	H 4. 10. 22	H20. 3. 25	
つくばみらい	つくばみらい市	2.2	6	H19. 3. 16	H20. 7. 10	
岩井・境	坂東市	12.9	55	H 4. 10. 22	H24. 12. 13	
	五霞町	7.7	10	H18. 9. 17		
日立	常陸太田市	7.3	9	H22. 12. 1	H23. 12. 1	
計	9 市 町	92.8	387			

表 7-2 環境影響評価条例の対象事業

1 道路の新設又は改築	(1) 自動車専用道路 車線の数が4以上であるもの (2) 道路法第2条第1項に規定する道路（自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。） 車線の数が4以上かつ長さが7.5キロメートル以上となるもの
2 河川工事	(1) ダム 湛水面積が75ヘクタール以上のもの (2) 堰 湛水面積が75ヘクタール以上のもの (3) 湖沼水位調整施設 露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計が75ヘクタール以上のもの (4) 放水路 土地の形状を変更する部分の面積が75ヘクタール以上のもの
3 鉄道又は軌道の建設又は改良	(1) 普通鉄道 長さが7.5キロメートル以上であるもの (2) 軌道 長さが7.5キロメートル以上であるもの
4 飛行場及びその他の施設の設置又は変更	滑走路の長さが1,875メートル以上であるもの
5 発電用電気工作物の設置又は変更	(1) 水力発電所 出力が22,500キロワット以上であるもの (2) 火力発電所 出力が112,500キロワット以上であるもの
6 公有水面の埋立て又は干拓	埋立て及び干拓の面積が40ヘクタール以上であるもの
7 土地区画整理事業	施行区域の面積が75ヘクタール以上であるもの
8 新住宅市街地開発事業	施行区域の面積が75ヘクタール以上であるもの
9 新都市基盤整備事業	施行区域の面積が75ヘクタール以上であるもの
10 流通業務団地造成事業	施行区域の面積が75ヘクタール以上であるもの
11 工業団地造成事業	造成に係る土地の面積が75ヘクタール以上であるもの
12 住宅団地造成事業	造成に係る土地の面積が75ヘクタール以上であるもの
13 宅地開発事業	造成に係る土地の面積が75ヘクタール以上であるもの
14 下水道終末処理場の新設又は増設	計画処理人口が200,000人以上であるもの
15 廃棄物処理施設等の新設又は増設	(1) ごみ処理施設 処理能力が1日当たり300トン以上 (2) し尿処理施設 処理能力が1日当たり300キロリットル以上 (3) 産業廃棄物焼却施設 処理能力が1日当たり300トン以上 (4) 廃棄物最終処分場 埋立地の面積が10ヘクタール以上
16 岩石等採取事業	採取場の面積が50ヘクタール以上であるもの
17 複合開発事業（規則で定める事業）	7の項から13の項の対象事業の規模要件を満たさないものであって、造成に係る土地の面積の合計が75ヘクタール以上であるもの

表 7-3 茨城県環境影響評価要綱適用事業の環境影響評価実施状況

常総環境センター 改善事業	廃棄物処理施設 (一般廃棄物)	守谷市	351トン/日	S 61. 9. 25
常陸那珂火力発電所 建設事業	発電所 (石炭火力)	東海村地先	100万kW × 2基	S 63. 12. 26
常陸那珂港 第3, 第4埠頭地区の埋立	公有水面埋立て 廃棄物最終処分場	ひたちなか市 及び東海村地先	248haうち 処分場66ha	H 4. 7. 6
第一衛生センター施設 更新整備事業	廃棄物処理施設 (一般廃棄物)	つくば市	375トン/日	H 5. 2. 22
常磐新線(守谷~伊奈・谷和原) 鉄道建設事業	第11号 (知事が定める事業)	守谷市~ つくばみらい市	12.3km 及び車庫	H 6. 2. 28
茨城中央工業団地造成事業	工業団地等造成事業	茨城町	約178ha	H 7. 10. 13
日立市ごみ焼却施設建設事業	廃棄物処理施設 (一般廃棄物)	日立市	300トン/日	H 9. 3. 26
常磐新線(谷和原~つくば) 鉄道建設事業	第11号 (知事が定める事業)	つくば市	12.1km	H 11. 5. 25
北浦複合団地造成事業	工業団地等造成事業 (条例経過措置適用)	行方市	約193ha	H 11. 12. 7

表7-4 環境影響評価法または環境影響評価条例適用事業の環境影響評価実施状況

(25年3月末現在)

住友金属鹿島火力発電所	発電所 (石炭火力)	鹿嶋市	約50万kW	法	評価書告示日 H15.1.10
都市計画道路潮来銚田線	一般国道 (高規格幹線道路)	潮来市～ 銚田市	約30km	法	評価書告示日 H20.10.27
(仮称)ロイヤルシティ 高萩総合開発事業	住宅団地造成事業	高萩市	約189ha	条例	方法書知事意見 H13.3.13
百里飛行場民間共用化事業	飛行場	小美玉市	滑走路の長さ 2,700m	法	評価書告示日 H16.12.10
常総環境センター第三次 ごみ処理施設更新事業	廃棄物処理施設 (一般廃棄物)	守谷市	555 t / 日	条例	方法書知事意見 H17.1.28
鹿島共同発電所 5号機設置事業	発電所 (ガスタービン及び汽 力)	鹿嶋市	30万kW	法	準備書知事意見 H22.3.15
水戸市新ごみ処理施設 整備事業	廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	水戸市	約370 t / 日	条例	方法書知事意見 H23.12.13
茨城港常陸那珂港区 中央ふ頭地区公有水面埋立 事業及び廃棄物最終処分場 建設事業	公有水面埋立 最終処分場建設	ひたちなか市	約56ha	法	方法書知事意見 H24.8.20
(仮称)鹿島第二風力 発電所新設事業	風力発電所	鹿嶋市	18,000kW	法	準備書知事意見 H24.12.27

表 7-5 公害防止統括者等の選任届出状況

(25年3月31日現在)

区分		製 造 業	電 気 供 給 業	ガ ス 供 給 業	熱 供 給 業	合 計	
特 定 工 場 数		569	8	0	0	577	
選 任 特 定 工 場 数		514	8	0	0	522	
公 害 防 止 統 括 者		467	5	0	0	472	
主 任 管 理 者		11	1	0	0	12	
公 害 防 止 管 理 者	大 気 関 係	1 種	80	4	0	0	84
		2 種	65	0	0	0	65
		3 種	66	3	0	0	69
		4 種	127	1	0	0	128
		計	338	8	0	0	346
	水 質 関 係	1 種	90	0	0	0	90
		2 種	192	1	0	0	193
		3 種	3	0	0	0	3
		4 種	31	0	0	0	31
		計	316	1	0	0	317
	騒 音 関 係		89	0	0	0	89
	特 定 粉 じ ん 関 係		0	0	0	0	0
	一 般 粉 じ ん 関 係		44	1	0	0	45
	振 動 関 係		37	0	0	0	37
	タ イ オ キ ン ン 類 関 係		5	0	0	0	5
合 計		829	10	0	0	839	

表 8 (1) 25年度環境関係主要予算

区分	項目	事業名	予算額(千円)	主管課名
地球環境保全対策の推進	地球温暖化の防止	地球温暖化防止対策推進事業	7,301	環境政策課
		県民総ぐるみ温暖化対策推進事業	0	"
エコチャレンジ・ステップアップ事業		0	"	
中小企業省エネルギー診断事業		0	"	
エコドライブ推進事業		1,948	"	
再生可能エネルギー導入促進事業		4,012,000	"	
	オゾン層の保護等の推進	オゾン層保護対策事業	887	環境対策課
地域環境保全対策の推進	大気環境の保全	大気汚染物質調査事業	4,325	環境対策課
		光化学スモッグ対策事業	3,957	"
		航空機等騒音・振動対策事業	37,155	"
	水環境の保全	公共用水域・地下水等監視観測事業	38,356	環境対策課
		クリーンアップひぬま推進事業	1,627	"
		牛久沼水質保全対策事業	512	"
		浄化槽設置助成事業	288,498	"
		農業集落排水事業	885,726	農村環境課
		市町村下水道整備支援事業	27,300	下水道課
		流域下水道事業(霞ヶ浦流域を除く)	239,231	"
資源循環型畜産確立指導事業	1,558	畜産課		
いばらき畜産環境保全促進事業	4,770	"		
	土壌・地盤環境の保全	土壌汚染防止対策事業	1,233	廃棄物対策課
化学物質の環境リスク対策	化学物質環境汚染実態調査	811	環境対策課	
	化学物質管理促進事業	1,113	"	
	ダイオキシン類環境保全対策事業	14,114	"	
湖沼環境保全対策の推進	霞ヶ浦の総合的な水質保全対策	霞ヶ浦湖沼水質保全計画推進事業	711	環境対策課
		霞ヶ浦流域法規制指導推進事業	4,791	"
		水質浄化強調月間事業	2,676	"
		霞ヶ浦水辺ふれあい事業	360	"
		水質浄化運動促進事業	9,989	"
		霞ヶ浦環境科学センター運営等	157,426	"
		霞ヶ浦北浦水産資源増大対策事業費補助	1,748	水産振興課
		漁場環境保全創造事業	110,000	"
		流域下水道事業(霞ヶ浦流域)	3,116,222	下水道課
		霞ヶ浦等湖沼にやさしい農業対策事業	1,986	エコ農業推進室
	森林湖沼環境税	霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業	487,677	環境対策課
		霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業	69,448	"
		霞ヶ浦水質環境改善事業	74,473	"
		県民参加水質保全活動推進事業	65,997	"
		霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業	25,797	"
		霞ヶ浦直接浄化対策検証事業	84,568	"
		排水処理施設りん除去支援事業	31,970	"
		公募型新たな水質浄化空間創出事業	18,273	"
		良質堆肥広域流通促進事業	25,000	畜産課
		畜産バイオマス燃料化推進モデル事業	40,100	"
漁業による水質浄化機能促進事業	7,800	漁政課		
漁場環境・生態系保全活動支援事業	6,802	水産振興課		
農業排水再生プロジェクト事業	48,818	農村計画課		
農業集落排水施設接続支援事業	4,200	農村環境課		
湖沼水質浄化下水道接続支援事業	15,600	下水道課		
資源循環型廃棄物の推進	発生抑制・リサイクルの推進	いばらきゼロ・エミッション推進事業	11,229	廃棄物対策課
		建設資源リサイクルシステム構築事業	1,997	検査指導課
	廃棄物の適正処理	産業廃棄物対策	126,928	廃棄物対策課
		農業用プラスチック適正処理対策事業	29,876	産地振興課
不法投棄等の防止	不法投棄対策	250,601	廃棄物対策課	

表8 (2)

区分	項目	事業名	予算額(千円)	主管課名
多様な自然の保全と活用	生物の多様性の確保	希少野生生物保護対策事業	1,674	環境政策課
		鳥獣保護事業	34,562	〃
		鳥獣センター事業	9,503	〃
		外来生物対策事業	1,127	〃
		狩猟対策事業	11,234	〃
		狩猟者研修センター整備事業	545	〃
	自然公園等の保護と利用	自然公園管理事業	9,288	環境政策課
		自然公園施設管理整備事業	15,581	〃
		自然環境保全地域対策事業	3,330	〃
		筑波山快適空間創造事業	33,861	〃
森林・平地林等の保全と創出	造林事業(森林機能緊急回復整備事業除く)	180,347	林業課	
	ふるさと水と土保全対策事業	13,721	農村環境課	
	農地・水保全管理支払交付金(共同活動)	142,400	〃	
森林湖沼環境税	身近なみどり整備推進事業	185,400	林政課	
	森林機能緊急回復整備事業	611,560	林業課	
河川等水辺環境の保全と活用	水辺空間づくり河川整備事業	28,470	河川課	
快適で住みよい環境の保全と創出	都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出	都市公園整備事業	239,231	公園街路課
		総合都市緑化推進事業	4,951	〃
		緑化団体育成事業	1,086	〃
		都市景観形成推進事業	1,604	都市計画課
		まちづくり推進事業	1,212	〃
	自然災害の防止	河川改修事業	4,675,194	河川課
		海岸保全施設整備事業	972,120	〃
		漁港区域海岸老朽化対策緊急事業	345,000	水産振興課
		砂防事業	202,430	河川課
		地すべり対策事業	51,100	〃
急傾斜地崩壊対策事業	479,340	〃		
山地治山事業	501,083	林業課		
海岸防災林造成事業	353,945	〃		
津波防災対策緊急整備事業	615,200	〃		
保安林整備事業	48,461	〃		
県単治山事業	53,540	〃		
パートナーシップによる環境保全活動の推進	環境教育・環境学習等の推進	エコ・アカデミー事業	3,451	環境政策課
		環境学習支援事業	8,111	〃
		環境学習・実践活動推進事業	2,494	〃
		霞ヶ浦環境学習等推進事業	8,799	環境対策課
	各主体の環境保全行動の促進	環境保全率先実行計画推進事業	1,248	環境政策課
		低公害車率先導入事業費	4,080	〃
		環境管理協会活動推進事業	250	〃
		環境保全県民運動推進事業	6,485	〃
		地球にやさしい事業活動事業	229	〃
		環境保全施設資金融資対策	122,700	環境対策課
エコ農業茨城推進総合対策事業	35,107	エコ農業推進室		
環境の保全と創造のための基本的施策の推進	環境情報の収集・管理・提供	環境白書作成事業	1,967	環境政策課
	調査研究・技術開発の推進、監視・観測の充実	霞ヶ浦環境科学センター調査・研究事業	4,868	環境対策課
		大気汚染監視観測対策	86,025	〃
	総合的な環境保全対策の推進	環境基本計画策定費	16,057	環境政策課
		温室効果ガス排出実態調査事業	1,400	〃
		環境影響評価審査事業	1,880	〃
		環境審議会事業	1,279	〃
自然環境保全審議会事業		590	〃	
公害紛争処理法施行事業	433	〃		
公害防止対策推進事業	478	環境対策課		
公害防止指導事業	3,119	〃		

表9 (1) 茨城県環境年表

年 月 日	事 項	摘 要
37. 3. 1 (1962)	公害対策審議会設置	「行政組織条例に基づく知事の付属機関」
38. 11. 15 (1963)	企画開発部総合企画課に公害係設置 企画開発部に原子力課設置	
41. 3. 25 (1966) 12. 10	鹿島地域公害対策協議会設置 「公害防止条例」公布	鹿島地方における公害対策の協議機関 昭和42年7月1日施行
42. 4. 1 (1967) 6. 26 7. 1 8. 3	機構改革 「公害防止条例施行規則」「公害発生の恐れのある施設または作業で届け出を要するものを定める規則」公布 「公害の基準に関する規則」公布・施行 ○公害対策基本法公布・施行	開発部公害課 昭和42年7月1日施行
43. 3. 29 (1968) 4. 1 6. 10	ばい煙の排出の規制等に関する法律に基づき日立地区を指定 公害技術センター設置 ○大気汚染防止法, 騒音規制法公布	公害に係る調査研究, 監視観測等の業務開始 昭和43年12月1日施行
44. 2. 12 (1969) 5. 7 7. 1	○硫黄酸化物環境基準閣議決定 「公害防止基本計画」策定 騒音規制法に基づき水戸市, 日立市を指定	公害防止の基本的方向及び関係者が行う対策等を明示し, 公害発生要因排除施策を推進するために制定
45. 2. 1 (1970) 20 3. 31 6. 1 24 9. 24 10. 29 11. 1 24 12. 21 25	大気汚染防止法に基づき鹿島地区を指定 ○一酸化炭素環境基準閣議決定 公害対策審議会 機構改革 ○公害紛争処理法公布 ○水質保全法に基づく鹿島港水域指定 「公害紛争処理条例」公布 公害審査会設置 鹿島特定公共下水道深芝処理場竣工 公害苦情相談員設置 ○公害国会 ○水質保全法に基づき, 鹿島海域全域が水域指定 ○鹿島地区の工場排水規制基準決定 ○公害関係法14法公布	鹿島地区公害防止計画大綱答申 公害技術センター管理部, 調査部の2部制 昭和45年11月1日施行 海域の一部に水銀指定 昭和45年11月1日施行 工場排水の共同処理場本格運転開始 公害紛争処理法に基づく相談員9人 第64臨時国会に公害関係14法案提案, 公害特別委員会設置 水質汚濁防止法, 悪臭防止法, 農用地の土壌の汚染防止に関する法律 昭和46年6月24日施行 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 昭和46年9月24日施行
46. 1. 1 (1971) 16	大気汚染緊急時対策実施要項公布 公害対策審議会	騒音規制法に基づく土浦地区の指定答申

注：○印は国に係るもの

資料：生活環境部

表9 (2)

年 月 日	事 項	摘 要
46. 2. 1 (1971)	公害苦情相談所設置	
3. 31	公害対策基本法に基づく公害対策審議会設置	
5. 25	○騒音に係る環境基準, 環境基準の水域類型閣議	鹿島灘水域
6. 1	機構改革	公害対策課, 公害規制課の2課制 公害技術センター庶務部, 大気部, 水質部の3部制
7. 23	水質審議会設置	
9. 4	公害対策審議会	公害防止条例基本方針答申
10. 15	茨城県東海地区環境放射線監視委員会設置	第三者監視機構として設置
18	全改「公害防止条例」公布	昭和47年1月1日施行
20	「環境の整備保全に関する基本条例」公布・施行	
20	全改「公害防止条例規則」公布	昭和47年1月1日施行
23	霞ヶ浦水質保全専門調査会設置	
28	○水質汚濁に係る環境基準告示	
47. 3. 31 (1972)	環境保全茨城県民会議設立	環境保全市町村民会議, 関係団体等を構成員として発足
	茨城県公害防止協会設立	県, 企業, 団体等で一体となった公害防止活動を開始
5. 23	PCB使用中止要請	県内のPCB使用18工場に対し, 使用の中止を下館工高生などが被害
25	下館市に光化学スモッグ発生	(その後8月にかけて, 県西地方で数回発生)
6. 1	機構改革により環境局設置	環境指導課, 大気保全課, 水質保全課, 原子力課, 公害技術センターで構成 保健所に公害担当職員配置(うち, 水戸, 日立, 土浦, 潮来, 下館, 古河, 竜ヶ崎保健所に公害室を設置) 公害技術センターに放射能部設置, 4部制
6	大気汚染緊急時予報発令	SO ₂ 濃度0.2ppmが2時間継続したため, 鹿島地域に発令
22	○自然環境保全法公布	昭和48年4月12日施行
23	水質審議会	関根川水域の水質環境基準当てはめ答申
26	光化学スモッグ暫定対策要項制定	
7. 8	本県初の光化学スモッグ予報発令	水海道地区
9. 7	公害対策審議会	鹿島地域公害防止計画基本方向答申
12. 19	公害対策基本法に基づく鹿島地域公害防止計画承	内閣総理大臣承認
20	水質審議会	県北水域水質環境基準当てはめ答申
48. 2. 23 (1973)	公害対策審議会	悪臭防止地域指定(高萩市)答申
4. 1	「自然環境保全条例」公布	昭和48年4月12日, 昭和48年12月27日施行
12	自然環境保全審議会設置	
5. 8	○大気の汚染に係る環境基準告示	
17	水質審議会	中丸川水域等水質環境基準当てはめ答申
25	公害対策審議会	産業廃棄物処理計画答申
6. 1	機構改革	原子力課廃止, 原子力行政は大気保全課で街頭キャンペーン, 記念講演会, 環境美化
5	第1回環境週間	

表9 (3)

年 月 日	事 項	摘 要
48. 6. 20 (1973)	鹿島臨海工業地帯進出企業と公害防止協定締結	企業数37社
	悪臭防止法に基づく地域指定告示	規制地域, 規制基準を定め昭和48年7月1日施行 高萩市
27	鹿島灘魚介類の安全宣言	「鹿島灘産魚介類は, 水銀, PCBによる汚染はない。」
7. 19	霞ヶ浦で養殖鯉大量へい死	
8. 1	霞ヶ浦周辺企業へ緊急時措置要請	異常濁水により24工場の排水削減
16	水質審議会	霞ヶ浦水域水質環境基準当てはめ答申
9. 29	霞ヶ浦問題研究会設立	昭和54年4月1日霞ヶ浦問題協議会に名称変更
10. 23	自然環境保全審議会	自然環境保全基本方針答申
49. 2. 26 (1974)	水質審議会	北浦, 常陸利根川, 涸沼川各水域の水質環境基準当てはめ答申
3. 24	霞ヶ浦清掃大作戦 (第1回)	
27	公害対策審議会	産業廃棄物処理計画策定の基本的事項答申
6. 1	機構改革	石岡, 高萩保健所に公害室設置
3	水質審議会	北浦, 常陸利根川, 涸沼川各水域の排水基準改正答申
8. 12	公害対策審議会	日立地域公害防止計画答申
11. 21	吾国・愛宕県立自然公園告示	笠間市, 岩瀬町, 八郷町, 岩間町, 友部町の各一部
25	「公害防止条例」に基づく日立地域公害防止計画	日立市, 十王町
50. 3. 17 (1975)	水質審議会	久慈川等水質環境基準当てはめ答申
30	中学生のための自然読本「生きている自然」発行	県内の中学1年生に配布
31	公害対策審議会	古河・総和地域公害防止計画策定基本方針
4. 10	「第1次茨城県産業廃棄物処理計画」策定	
5. 20	「し尿浄化槽取扱指導要項」施行	
7. 31	鹿島緩衝緑地完成	高松地区, 和田山地区
8. 6	水質審議会	常盤地先水域水質環境基準当てはめ答申
8. 19	「産業廃棄物処理処分状況報告に関する要項」公	昭和50年9月1日答申
9. 27	公害防止協会社団法人許可	
10. 1	騒音規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	昭和50年10月15日施行水戸市外5市
	悪臭防止法に基づく地域指定告示	昭和50年10月15日施行勝田市外8市町
51. 2. 2 (1976)	「産業廃棄物の処理の適正化に関する要項」公布・施行	
27	公害防止条例に基づく古河・総和地域公害防止計画告示	
6. 1	機構改革	大気保全課改め大気原子力課, 水質保全課に霞ヶ浦水質監視班設置, 自然公園法のうち公園区域の指定及び規制等に係る事務が商工労働部から移管
6	○振動規制法公布	昭和51年12月1日施行
11. 9	公害対策審議会	勝田地域公害防止計画策定基本方針答申
52. 1. 28 (1977)	公害対策基本法に基づく日立地域公害防止計画承認	内閣総理大臣承認
3. 30	鹿島地域公害防止協定の一部変更協定締結	企業数52社
4. 30	茨城県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布	同日施行
5. 2	公害防止条例に基づく勝田地域公害防止計画公布	

表9 (4)

年 月 日	事 項	摘 要
52. 5. 10 (1977)	公害対策審議会	振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定, 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定の答申
11. 11	使用済燃料輸送協定	県, 東海村, 日本原子力発電(株), 電力会社
14	悪臭防止法に基づく地域指定告示	昭和52年11月25日施行 日立市
53. 1. 9 (1978)	茨城県東海地区環境放射線監視委員会	学識経験者の補充, 部会の拡充(調査部会の新設)
3. 13	新幹線鉄道騒音に係る地域類型指定告示	五霞村, 古河市, 総和町
17	鹿島地域公害防止計画承認	内閣総理大臣承認
23	振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	昭和53年4月1日施行水戸市, 日立市, 土浦市
7. 10	小学生のための自然読本「自然はともだち」発行	県内の小学4年生に配布
11	〇二酸化窒素に係る環境基準改定	
8. 18	第1回茨城県自然公園大会	
54. 3. 5 (1979)	自然環境保全審議会	高鈴県立自然公園指定答申
6. 1	機構改革	環境管理課, 公害対策課, 原子力安全対策課の3課制
8. 13	振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	昭和54年10月1日施行 古河市
10. 20	高鈴県立自然公園指定告示	日立市, 常陸太田市, 十王町の各一部
55. 2. 28 (1980)	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定告示	江戸崎町, 新利根村, 河内村
3. 31	「第2次茨城県産業廃棄物処理計画」策定	
6. 1	機構改革	霞ヶ浦対策課設置により4課制
16	騒音規制法, 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	昭和55年7月1日施行 騒音 石岡市外9市町村 振動 石岡市
12. 1	騒音規制法, 振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準等告示・施行	騒音 下館市, 牛久市 振動 下館市 悪臭 水戸市
56. 4. 15 (1981)	涸沼流域水質浄化対策協議会設立	昭和56年10月1日施行 美野里町
5. 29	千代田村上稲吉地域農用地土壌汚染対策地域指定	霞ヶ浦流域の小学5年生に配布
8. 20	騒音規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	
9. 1	小学生のための霞ヶ浦読本「私たちの霞ヶ浦」発行	
11. 26	「産業廃棄物処理要項」公布	昭和56年12月1日施行
12. 21	「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」公布	昭和57年9月1日施行
57. 1. 14 (1982)	「水戸対地射爆場跡地利用事業に係る環境影響調査指針」制定	
2. 26	水質審議会	「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」に基づく排水基準答申
3. 23	水郷筑波国定公園の区域及び公園計画の変更告示	水郷地域
6. 2	千代田村上稲吉地域農用地土壌汚染対策計画承認	環境庁長官及び農林水産大臣承認
7	「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例施行規則」公布	昭和57年9月1日施行
8. 16	水質審議会	「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」答申
9. 1	「第1期霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」策定	昭和57年9月1日告示
12. 26	空き缶問題懇談会設置	
58. 1. 13 (1983)	振動規制法, 悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準等告示・施行	龍ヶ崎市, 取手市

表9 (5)

年 月 日	事 項	摘 要
58. 3. 15 (1983)	公害対策基本法に基づく鹿島地域公害防止計画承認	内閣総理大臣承認
3. 31	緑地環境保全地域指定告示	青山（常北町）外5地域
4. 1	「環境影響評価要綱」公布	昭和58年10月1日施行
5. 18	○浄化槽法公布	昭和60年10月1日施行
30	環境美化の日（5/30）事業実施開始	空き缶等回収実践活動
8. 9	公害対策審議会	空き缶対策に係る基本方針答申
9. 1	霞ヶ浦条例に基づく排水基準を既設工場等へ適用開始 「霞ヶ浦の日」制定	
10. 8	「空き缶散乱防止に関する条例」公布	昭和58年11月8日施行
11. 17	那珂川水系水質保全協議会設立	
12. 15	水質審議会	霞ヶ浦水域（北浦、常陸利根川を含む）の水質浄化の方策答申
59. 2. 16 (1984)	自然環境保全審議会	自然環境保全地域等（東金砂、里、城中、東落田、白浜）の指定答申
3. 31	騒音規制法、振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示 緑地環境保全地域指定	昭和59年7月1日施行結城市外9市町村 里、城中、東落田、白浜
6. 26	霞ヶ浦読本「清らかな水のために」発行 公害対策審議会	十王町高原地域土壌汚染対策地域の指定答申 騒音環境基準類型当てはめ答申
7. 6	農用地土壌汚染対策地域の指定	十王町高原地域
22	○トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定	化学物質による地下水汚染の未然防止及び工場等に対する指導指針
8. 28	「環境影響評価実施要綱」閣議決定	
9. 10	自然環境保全地域指定	東金砂
11. 13	環境美化の日（11/13）事業実施開始	環境美化功労者等表彰式
12. 28	公害対策基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型当てはめ公示・施行	水戸市外28市町村
60. 1. 14 (1985)	水質審議会霞ヶ浦専門部会	霞ヶ浦の窒素・燐に係る環境基準の類型当てはめ
3. 1	久慈川水系環境保全協議会設立	
6	鬼怒川、小貝川水系水質保全協議会設立	
9	自然環境保全審議会	自然環境保全地域等（地割、矢連、小幡城跡、立木）答申
16	公害対策審議会	十王町高原地域農用地土壌汚染対策計画（答申）
28	○八溝川湧水群全国名水百選に選定	環境庁選定
30	緑地環境保全地域の指定告示	矢連、小幡城跡、立木
4. 1	鹿島地域窒素酸化物総排出量抑制対策開始	
10	十王町高原地域農用地土壌汚染対策計画承認	環境庁長官及び農林水産大臣
5. 17	○水質汚濁防止法施行令の一部改正	窒素又は燐の含有量の項目を追加 昭和60年5月17日施行
30	○窒素含有量または燐含有量についての排出基準に係る湖沼を定める告示	窒素…霞ヶ浦、潤沼等 燐…千波湖、霞ヶ浦等 昭和60年7月15日施行
8. 1	自然環境保全地域の指定	地割
9	牛久沼流域水質浄化対策協議会設立	
21	水質審議会	湖沼法に伴う指定湖沼（霞ヶ浦）の指定申出（答申）
9. 6	○小型ボイラー排出基準規制強化	大気汚染防止法施行令の改正

表9 (6)

年 月 日	事 項	摘 要
60. 12. 2 (1985) 16	「茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」の一部改正 ○湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼及び指定地域の指定（霞ヶ浦）	県外産業廃棄物に係る事前協議制の導入（昭和61年5月1日実施） 昭和61年5月1日施行
61. 1. 12 (1986) 3. 13 26 31 4. 1 30 5. 26 9. 16 10. 9 11. 1 4	水質審議会、公害対策審議会に統合 自然環境保全審議会 公害対策審議会 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布 緑地環境保全地域の指定 「第3次茨城県産業廃棄物処理計画」策定 環境管理課内に「産業廃棄物対策室」設置 公害技術センターに情報部、特殊環境部を設置、6部制 ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故発生に伴う特別監視体制（～6. 6） 公害対策審議会 自然環境保全審議会 花園花貫県立自然公園計画変更 産業廃棄物交換制度開始 御前山県立自然公園計画変更 笠間県立自然公園計画変更	緑地環境保全地域（多良崎，静）答申 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（諮問） 第3次茨城県産業廃棄物処理計画（諮問） 昭和61年7月1日施行 多良崎，静 自然公園計画変更（花園花貫，笠間，御前山）答申 花貫ダム周辺集団施設地区指定 首都圏自然歩道ルート変更 首都圏自然歩道ルート変更
62. 3. 16 (1987) 18 27 6. 31 7. 1 2 12 26	公害対策審議会 筑波地域公害防止協定締結（第1回） 第1期「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」策定 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示 先端技術産業公害防止対策専門委員会発足 湖沼法に基づくCODに係る汚濁負荷量規制基準等不法投棄事案対応マニュアル作成 霞ヶ浦横断遠泳大会（第1回）	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画答申 企業数9社 昭和62年3月30日告示 昭和62年7月1日施行 騒音 十王町外3町，振動 十王町 昭和62年9月1日施行 和田岬→天王崎
63. 3. 1 (1988) 14 17 31 5. 18 23	鹿島地域公害防止協定の一部改定協定締結 公害対策基本法に基づく鹿島地域公害防止計画承認 騒音規制法，振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示 自然読本「ふるさと茨城の自然」発行 社団法人茨城県産業廃棄物協会設立許可 水郷筑波国定公園の区域及び公園計画の変更 緑地環境保全地域の指定	企業数65社 内閣総理大臣承認 昭和63年4月1日施行 騒音 鹿島町外3町 振動 つくば市内5町 県内の小学5年生全員に配布 水郷地域 逆井城跡
元. 2. 21 (1989) 27 3. 6 9	公害対策審議会 千代田村上稲吉地域農用地土壌汚染対策地域指定解除 騒音規制法，振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示 「騒音に係る公害防止条例施行規則」の一部改正	元年度公共用水域の水質測定計画答申 上稲吉地域農用地土壌汚染対策地域の指定解除答申 元年4月1日施行 騒音 笠間市外1町 振動 那珂湊市外2市町 元年4月1日施行

表9 (7)

年 月 日	事 項	摘 要
元. 3. 29 (1989)	○水質汚濁防止法施行令の一部改正	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定元年10月1日施行
31	「半導体産業に係る環境保会指導指針」策定	
4. 3	○排水基準を定める総理府令の一部改正	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排水基準の設定 元年10月1日施行
6	水郷筑波国定公園の公園計画の変更	
20	○四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等の設定	元年10月1日施行
24	「茨城県産業廃棄物処理要項」全面改正	元年8月1日施行
5. 25	高鈴県立自然公園区域及び公園計画の変更	
6. 28	○水質汚濁防止法の一部改正	地下水質の保全、事故時の措置の追加 元年10月1日施行
	○石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法の一部改正	公布の日から6ヶ月以内施行
7. 20	悪臭防止法に基づく規制地域の変更告示	元年8月1日施行 鹿島町、神栖町、波崎町
25	○千波湖の窒素の排水基準の設定告示	元年9月1日施行
8. 22	鹿島地域公害防止協定締結	企業数3社
28	自然環境保全審議会	鳥獣保護区（牛久市、三和町）の設定等答申
11. 17	公害対策審議会	元年度地下水質測定計画答申
27	自然環境保全地域の指定	野口池
2. 2. 23 (1990)	公害対策審議会	2年度公共用水域の水質測定計画答申 2年度地下水質測定計画答申
3. 12	騒音規制法、振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	2年4月1日施行 騒音 茨城町外3町村 振動 茨城町外5町村
15	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準等告示	2年4月1日施行 つくば市外2町村
4. 1	機構改革	保健所公害室に代わり地方総合事務所環境保全課を新設
5. 24	○ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針の設定	
6. 1	「茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」の一部改正	
5	○自然環境保全法、自然公園法等の一部改正	①動植物の損傷等の制限 ②車馬の乗り入れ等の制限 ③罰金の引き上げ 2年12月1日施行
22	○水質汚濁防止法の一部改正	生活排水対策の推進 2年9月22日施行
30	悪臭防止法に基づく指定及び規制基準等告示	2年7月1日施行 高萩市外13市町
8. 22	自然環境保全審議会	
11. 5	公害対策審議会	霞ヶ浦富栄養化防止基本計画（第2期）諮問 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第2期）諮問
11. 19	「自然環境保全条例」及び「県立自然公園条例」の一部改正	①動植物の損傷等の制限 ②車馬の乗り入れ等の制限 2年12月1日施行
3. 3. 14 (1991)	「いばらき環境プラン」策定	
25	公害対策審議会	航空機騒音（百里基地）に係る環境基準の地域指定答申「第4次茨城県産業廃棄物処理計画」答申
26	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	土浦市
28	航空機騒音（百里飛行場）に係る環境基準の地域 類型指定告示	茨城町、小川町、旭村、鉾田町、北浦村、玉造町、出島村

表9 (8)

年 月 日	事 項	摘 要
3. 3. 28 (1991)	悪臭防止法に基づく指定及び規制基準等告示	3年4月1日施行 古河市
5. 30	振動規制法に基づく地域地域指定及び規制基準等告示 第1回環境月間	3年4月1日 美野里町, 内原町
7. 26	○水質汚濁防止法施行令の一部改正	トリクロロエチレンまたはテトラクロロエチレンに係る特定施設の追加 3年10月1日施行
8. 23	○土壌の汚染に係る環境基準告示	
27	自然環境保全審議会	
9. 20	公害パトロール車として電気自動車を導入	県南地方総合事務所へ配置
10. 5	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正	4年7月4日施行
25	○再生資源の利用に関する法律施行	
11. 29	○「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」策定	
4. 1. 10 (1992)	「第4次茨城県産業廃棄物処理計画」策定	
2. 17	公害対策審議会	「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画(第2期)」, 「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第2期)」及び窒素・りんに係る汚濁負荷量の規制基準答申 第7次鳥獣保護事業計画について答申
25	自然環境保全審議会	
3. 9	十王町高原地域農用地土壌汚染対策地域指定解除	
12	騒音規制法, 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	4年4月1日施行 騒音 常北町外2町 振動 常北町外2町
	「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画(第2期)」策定	4年3月23日告示
	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第2期)」策定	4年3月23日告示
16	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準告示	4年4月1日施行 北茨城市外4市町
19	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	石岡市, つくば市, 小川町, 美野里町
27	「自然環境保全条例」及び「県立自然公園条例」の一部改正	①自然環境保全審議会への温泉審議会の統合 ②罰金の引き上げ
4. 1	茨城県廃棄物再資源化指導センターの設置	
5. 26	自然環境保全審議会	自然環境保全審議会への温泉審議会の統合について報告
7. 2	○湖沼法に基づく窒素・りんに係る汚濁負荷量の規制基準告示	4年9月1日施行
7. 27	自然環境保全審議会	4年度鳥獣保護区の設定等答申
10. 1	霞ヶ浦環境情報サービスセンター開館	霞ヶ浦ふれあいランド 水の科学館
	茨城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布	4年10月15日施行 (従来の細則及び要項全面改正)
	「茨城県廃棄物処理要項」公布	
	廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領公布	4年10月15日施行
9	茨城ごみ減量会議設置	
12. 22	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	阿見町
5. 1. 7 (1993)	公害対策審議会	公害防止条例及び同施行規則の一部改正について(拡声機使用騒音の規制強化)
2. 17	自然環境保全審議会	温泉掘削等の許可について答申
	財団法人茨城県産業廃棄物対策基金設立	

表9 (9)

年 月 日	事 項	摘 要
5. 3. 1 (1993)	公害対策審議会	5年度公共用水域及び地下水質測定計画答申
8	○水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加	
11	公害対策基本法に基づく鹿島地域公害防止計画承認	内閣総理大臣承認
26	「ごみ減量化行動計画」策定	
4. 1	生活環境部設置	環境保全課, 公害対策課, 霞ヶ浦対策課, 廃棄物対策課, 原子力安全対策課, (生活文化課) (国際交流課), (消防防災課)
5. 10	不法投棄110番設置	
6. 18	○悪臭防止法施行令の一部改正	プロピオンアルデヒド等10物質の追加
27	○水質汚濁防止法施行令の一部改正 自然環境保全審議会	海域の窒素及びリンの排水基準の設定 鳥獣保護区の設定等について答申
11. 19	○環境基本法公布	
12. 21	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	八郷町
27	○水質汚濁防止法施行令の一部改正	ジクロロメタン等13項目の有害物質の追加
6. 3. 4 (1994)	○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律公布	
10	○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法公布	
14	悪臭防止法に基づく指定及び規制基準等告示 騒音規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示 ごみ減量化に資するための簡易包装基準策定	6年4月1日施行 茨城町外13町 6年4月1日施行 瓜連町外6町 6年4月1日施行 大洗町外9町
25	自然環境保全審議会 ○悪臭防止法施行規則の一部改正	温泉掘削等の許可について答申
5. 2	緑地環境保全地域の指定	上根本
10	「茨城県地球温暖化防止行動計画」策定 「緑のいばらき推進計画」策定	
8. 25	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の設定等について答申
9. 26	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正	有害物質の追加, 自動車等破砕物の処理基準の改正
12. 27	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	玉里村
7. 2. 3 (1995)	第1回茨城県環境審議会	地球環境保全行動条例の基本的考え方について諮問・答申等
20	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準等告示 騒音規制法, 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	7年4月1日施行 千代田町外4町村 7年4月1日施行 美浦村・新利根町
3. 30	「地球環境保全行動条例」公布	
31	「緑の環境づくりマニュアル」策定	
6. 16	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布	
8. 31	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の設定等について答申
9. 30	「地球環境保全行動条例施行規則」公布	
10. 1	「地球環境保全行動条例」施行	
11	茨城県地球環境保全行動条例に基づく各基本方針, 判断基準等を告示	
23	第6回世界湖沼会議(～27日)	土浦市・つくば市

表9 (10)

年 月 日	事 項	摘 要
7. 12. 26 (1995)	環境審議会	新しい「環境基本条例」の基本的考え方について諮問等
8. 1. 25 (1996)	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	取手市, 総和町
2. 9	環境審議会	「第5次茨城県産業廃棄物処理計画」について答申等
3. 14	騒音規制法・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	8年4月1日施行 八郷町・新治村
22	自然環境保全審議会	温泉掘削等の許可について答申
26	環境審議会	新しい「環境基本条例」の基本的考え方について答申等
28	「第5次茨城県産業廃棄物処理計画」策定	
5. 9	○大気汚染防止法の一部を改正する法律の公布	有害大気汚染物質対策等
6. 5	○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布	地下水の浄化制度の導入等
25	環境審議会	「環境基本計画」の策定について諮問等
	「環境基本条例」公布・施行	
8. 26	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の設定について答申等
9. 27	環境審議会	水質環境基準の類型指定等について諮問等
12. 25	環境審議会	環境基本計画について審議等
9. 2. 4 (1997)	○ベンゼン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準告示	
18	環境審議会	「茨城県環境基本計画(案)」について答申等
	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	北茨城市, 龍ヶ崎市, 麻生町, 結城市
25	自然環境保全審議会	「第8次鳥獣保護事業計画」について答申等
3. 4	「茨城県環境基本計画」策定	
10	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第3期)」策	
13	○地下水の水質汚濁に係る環境基準の告示	ひ素, トリクロロエチレン等23項目
27	「茨城における絶滅のおそれのある野生生物<植物編>」作成	
	騒音規制法・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	9年4月1日施行 桂村
4. 1	生活環境部組織改正	環境保全課→環境政策課 公害対策課→環境対策課 2年以内施行
5. 2	茨城県フロン回収推進協議会設立	
6. 13	○環境影響評価法公布	
18	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正	
7. 25	環境審議会	水質類型当てはめ答申等
8. 27	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の設定など
29	○大気汚染防止法施行令の一部改正の公布	ダイオキシン類を指定物質に指定 9年12月1日施行
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正の公布	ダイオキシン対策関係 9年12月1日施行
9. 17	「常陸那珂火力発電所公害防止協定」締結	県, 関係6市町村, 2電気事業者
22	県央地先水域の水質類型指定告示	
	多賀水系の水質類型改訂告示	
10. 23	茨城県公共処分場懇話会の提言	公共処分場整備の基本的な考え方
26	第7回世界湖沼会議—ラカール'97(～31)	アルゼンチン共和国(ラカール湖)

表9 (11)

年 月 日	事 項	摘 要
9. 10. 31 (1997)	茨城県ダイオキシン対策連絡会議設置	関係19課
12. 1	○気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締結国会議（地球温暖化防止京都会議，COP3）	（締結国158国，非締結国7国）温室効果ガス（6種類）日本は6%の削減
17	茨城県公害審査会	
10. 2. (1998)	公共処分場立地調査会設立	4 地方総合事務所
5	「茨城県環境保全率先実行計画」策定	
25	環境審議会	水質測定計画諮問・答申等
	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	潮来町，藤代町，猿島町
26	環境基本法に基づく「第6次鹿島地域公害防止計画」承認	内閣総理大臣承認
3. 3	「茨城県ダイオキシン対策指針」策定	
13	茨城県ボランティア不法投棄監視員制度設置要綱制定	
25	自然環境保全審議会	温泉掘削等の許可について
30	桜川水域の水質類型指定告示	
	久慈川水系，那珂川水系の水質類型改訂告示	
31	騒音規制法・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	10年4月1日施行 霞ヶ浦町・玉里村
4. 1	不法投棄対策班設置	廃棄物対策課内
	不法投棄監視班設置	県南，県西地方総合事務所環境保全課内
	フリーダイヤル不法投棄110番設置	
	WASTE・クリーンアップ茨城大作戦（～9. 30）	
28	「ごみ処理広域化計画」策定	
	「第2次ごみ減量化行動計画」策定	
30	環境ホルモン問題研究会設置	関係15課（所）
6. 2	環境審議会	新しい環境影響評価制度の基本的な考え方
5	○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布	13年4月1日施行
9. 8	環境審議会	新しい環境影響評価制度の基本的な考え方 審議等
30	○騒音に係る環境基準（改正）の公布	評価方法等変更，11年4月1日施行
10. 9	○地球温暖化対策の推進に関する法律の公布	11年4月8日施行
23	龍ヶ崎地方塵芥処理組合城取清掃工場周辺のダイオキシン類環境調査結果に係る住民説明会	新利根町農村環境改着センター
11. 19	環境審議会	新しい環境影響評価制度の基本的な考え方 答申等
20	常磐新線鉄道建設事業に係る環境影響評価準備書受理	谷和原～つくば間（12.1km）
12. 1	鹿島共同再資源化センター株式会社発足	
11. 2. 8 (1999)	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	玉造町，伊奈町
15	利根川水系及び新川水系の水質類型改訂	
17	環境審議会	水質測定計画諮問・答申等
22	○水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目（ほう素，ふっ素，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）の追加	
3. 16	自然環境保全審議会	
18	ダイオキシン類の全県環境調査結果の公表	県内18地点の大気，土壌

表9 (12)

年 月 日	事 項	摘 要
11. 3. 19 (1999)	「環境影響評価条例」公布	同日一部施行
25	騒音に係る環境基準の改正に伴う地域の類型を当てはめる地域の告示	11年4月1日施行 水戸市外53市町村
26	「茨城における絶滅のおそれのある野生生物<植物編>」普及版作成	
4. 1	不法投棄対策室設置	廃棄物対策課内
	不法投棄監視班設置	県北及び鹿行地方総合事務所環境保全課内
8	○地球温暖化対策の推進に関する法律施行 公害技術センターダイオキシン分析室開所	
5. 6	霞ヶ浦環境センター（仮称）基本計画を公表	於：知事定例記者会見
16	第8回世界湖沼会議（～20）	デンマーク・コペンハーゲン市
6. 1	ダイオキシン汚染土壌等の無害化処理実証試験	県及び焼却炉メーカーとの共同研究
12	○環境影響評価法施行 自然環境保全審議会 「環境影響評価条例」施行	
7. 16	○ダイオキシン類対策特別措置法公布	12年1月15日施行
8. 5	環境審議会	涸沼に係る水質環境基準の類型指定等について諮問 等
27	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の設定について諮問等
9. 30	環境審議会	県央地先水域に係る上乘せ排水基準設定の基本的考え方について 等
11. 1	「茨城県不法投棄防止功労者表彰要項」制定	
22	茨城県リサイクル優良事業所認定制度創設	土浦市
24	「環境影響評価条例」一部改正 「県立自然公園条例」の一部改正 「自然環境保全条例」の一部改正 「公害防止条例」及び同施行規則の一部改正	地方分権一括法の施行に伴うもの 12年4月1日施行 県央地先水域に係る上乘せ排水基準の設定 12年6月16日施行
12. 1. 11 (2000)	産業廃棄物焼却施設に係る技術指針の策定	
15	○ダイオキシン類対策特別措置法の施行	
24	ダイオキシン汚染土壌等の無害化処理に関する実証試験結果公表	
2. 3	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	江戸崎町
17	環境審議会	・公共用水域水質測定計画諮問・答申 ・涸沼に係る水質環境基準の類型指定等について答申等
22	自然環境保全審議会	第8次鳥獣保護事業計画の変更について諮
3. 9	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準等告示	小川町, 桂村, 岩瀬町, 河内町, 桜川村
16	「ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」の一部改正	・排水に係る自主管理目標の設定 ・自己監視方法の見直し 12年4月1日施行
23	騒音規制法, 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	12年4月1日施行 小川町外4町村
24	「茨城における絶滅のおそれのある野生生物<動物編>」作成	
28	第1回茨城県リサイクル優良事業所認定（7社）	

表9 (13)

年 月 日	事 項	摘 要
12. 3. 30 (2000)	潤沼の全窒素・全りんに係る環境基準の指定告	
31	「環境影響評価条例施行規則」の一部改正 「県立自然公園条例施行規則」の一部改正 「自然環境保全条例施行規則」の一部改正	地方分権一括法の施行に伴うもの 12年4月1日施行
5. 31	○建設リサイクル法, グリーン購入法公布	
6. 2	○循環型社会形成推進基本法, 廃棄物処理法の一部改正公布 ○浄化槽法の一部改正	13年4月1日施行 浄化槽の定義から単独処理浄化槽の削除等
7	○食品リサイクル法, 資源有効利用促進法の一部改正公布	
8. 25	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の設定等について諮問
10. 4	環境審議会	「第1次茨城県廃棄物処理計画」諮問
11. 2	公共処分場に係る第1回生活環境調査委員会開催	
12. 4	第45回自然公園大会の本県開催が内定	開催時期: 15年7月下旬~8月上旬 開催場所: 水郷筑波国定公園(玉造町高須地区)
8	第1回公共処分場基本計画策定委員会開催	
26	「環境影響評価条例」の一部改正	国の行政機関の再編に伴うもの
13. 1. 23 (2001)	第2回リサイクル優良事業所の認定(7社)	
2. 20	環境審議会	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」等諮問
26	自然環境保全審議会	温泉掘削の許可等について諮問
3. 8	騒音規制法, 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	13年4月1日施行 岩井市, 東町(騒音・振動) 下妻市(振動)
12	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準等告示	13年4月1日施行 下妻市, 岩井市, 美野里町, 東町 潮来町延方地内(本県初)
17	廃掃法に基づく産業廃棄物撤去の代執行実施	鉦田町
19	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定	
26	クリーンアップひぬまネットワーク設立	潤沼流域の住民, 事業者, 団体等を構成員として発足
27	茨城県国際熱核融合実験炉安全問題懇談会	ITERの安全性に係る報告書を県に提出
28	「環境影響評価条例」の一部改正	都市計画法の改正に伴うもの
4. 1	「茨城における絶滅のおそれのある野生生物<動物編>」普及版作成 広域鹿嶋RDFセンター, 鹿島共同再資源化センター稼働開始 「茨城県環境保全率先実行計画(県庁エコ・オフィスプラン)」の改定	
6. 13	○水質汚濁防止法施行令及び水質汚濁防止法施行規則の一部改正	有害物質として3項目の追加等 13年7月1日施行
22	○フロン回収破壊法の制定・公布	13年12月21日施行
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定・公布	13年7月15日施行
7. 13	環境審議会	「第1次廃棄物処理計画」について答申
8. 20	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の設定等について諮問
9. 20	公害技術センターISO14001認証取得	

表9 (14)

年 月 日	事 項	摘 要
13. 11. 11 (2001)	第9回世界湖沼会議（～16）	滋賀県
27	環境審議会	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第4期）」等について審議
12. 5	「茨城県ダイオキシン類対策指針」の改定	
17	廃棄物処理センターの指定	（財）茨城県環境保全事業団が環境大臣から指
18	公共処分場基本協定書の締結（三者協定）	県、笠間市、（財）茨城県環境保全事業団
25	「公害防止条例」の一部改正	施行令等の改正に伴う改正
28	「公害防止条例施行規則」の一部改正	14年1月1日施行 条例の改正に伴う改正 14年1月1日施行
14. 2. 19 (2002)	環境審議会	「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画（第3期）」及び「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第4期）」について答申
25	「第3期霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」の策定	14年3月18日告示
3. 7	「第4期霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」の策定	14年3月18日告示
	騒音規制法、振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	14年4月1日施行 緒川村、五霞町
	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準等告示	14年4月1日施行 緒川村、総和町、五霞町
	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定及び変更	霞ヶ浦町、潮来市（変更）
25	霞ヶ浦百万人の湖推進事業「巴川探検隊」の発足	
26	自然環境保全審議会	「第9次鳥獣保護事業計画」について諮問・答
4. 19	環境影響評価審査会	住友金属鹿島火力発電環境影響評価準備書について審査
5. 16	〃	〃
30	環境審議会	「茨城県環境基本計画」の改定について諮問
	環境基本計画改定小委員会	「茨城県環境基本計画」の改定について検討
6. 5	地球環境フォーラム	県庁講堂
11	環境影響評価審査会	住友金属鹿島火力発電環境影響評価準備書について審査
25	エコ・カレッジ開講式	
7. 15	環境基本計画改定小委員会	「茨城県環境基本計画」の点検結果について検
31	環境審議会	「茨城県環境基本計画（改定）」の骨子について審議等
8. 2	エコ・スクール	茨城県植物園
4	いばらき湖沼環境フェスティバル	玉造町高須崎公園
26	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の設定等について審議等
10. 7	環境基本計画改定小委員会	「茨城県環境基本計画（改定）」の素案について検討等
12	環境フェア（～13）	笠間市芸術の森公園
19	地域環境フォーラム（～11. 19）	県北、鹿行、県南、県西地域で開催
28	環境審議会	「茨城県環境基本計画（改定計画）」の素案について審議等
11. 19	「湖沼水質保全特別措置法の規定に基づき指定施設等の構造及び使用方法に関する基準を定める条例」の制定	

表9 (15)

年 月 日	事 項	摘 要
15. 1. 24 (2003)	環境基本計画改定小委員会	「茨城県環境基本計画（改定）」の答申案について検討
29	環境保全茨城県民大会	県庁講堂
2. 6	エコ・カレッジ閉講式	
14	第2回いばらきゼロエミッション推進フォーラム（～15）	つくば国際会議場
17	環境審議会	「茨城県環境基本計画」の改定について審議等
19	明日のいばらき湖沼環境フォーラム	美野里町四季文化館「みの～れ」
24	環境マネジメントシステム（ISO14001）実践講座	市町村会館
3. 3	「茨城県環境基本計画」の改定	
17	神栖町木崎地区における有機ひ素汚染	15年5月29日環境省が原因究明調査を開始
24	騒音規制法，振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	15年4月1日施行 御前山村，山方町，美和村，水府村，里美村，明野町，協和町，境町
	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準告示	15年4月1日施行 ひたちなか市，御前山村，山方町，美和村，水府村，里美村
25	霞ヶ浦百万人の湖沼推進事業「桜川探検隊」の発足	
26	自然環境保全審議会	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正について報告
5. 28	北浦水質レスキュー隊発足	
6. 5	地球環境フォーラム	県庁講堂
20	エコ・カレッジ開講式	市町村会館
22	第10回世界湖沼会議（～26）	アメリカ合衆国シカゴ市
7. 10	新エネルギー設立準備会	核燃料サイクル開発機構大洗工学センター
23	第45回自然公園大会（～24）	玉造町高須，霞ヶ浦歩崎
8. 27	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の指定等について審議
9. 29	第1回新エネルギーフォーラム	ホテルレイクビュー水戸
30	新エネルギーフォーラム第一回DME研究会	県工業技術センター
10. 25	霞ヶ浦百万人の湖沼推進事業「恋瀬川探検隊」の発足	
11. 17	不法投棄防止茨城県民大会	美野里町「みの～れ」
18	新エネルギーフォーラム第一回燃料電池研究会	県工業技術センター
20	新エネルギーフォーラム代表者会議	県工業技術センター
16. 1. 26 (2004)	茨城県環境配慮システム推進要綱施行	
2. 5	エコ・カレッジ閉講式	開発公社ビル
6	環境マネジメントシステム（ISO14001）実践講座	
10	自然環境保全審議会	第9次鳥獣保護事業計画の変更について審議
	第3回いばらきゼロエミッション推進フォーラム	市町村会館・健康科学センター
18	明日のいばらき湖沼環境フォーラム	北浦町文化会館
20	環境保全茨城県民大会	県庁講堂
24	環境影響評価審査会	百里飛行場民間共用化事業に係る環境影響評価準備書について審議
3. 10	北浦水質レスキュー行動計画策定	

表9 (16)

年 月 日	事 項	摘 要
16. 3. 25 (2004)	騒音規制法, 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等告示	16年4月1日施行 七会村, 関城町, 八千代町, 石下町, 三和町, 猿島町
	悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準告示	16年4月1日施行 大洗町, 七会村, 八千代町, 猿島町, 境町 ※境町は指定地域の拡大
	26 環境影響評価審査会	百里飛行場民間共用化事業に係る環境影響評価準備書について審査
	31 「第2次緑のいばらき推進計画」策定 「茨城県希少野生動植物保護指針」策定	
	5. 17 環境影響評価審査会	百里飛行場民間共用化事業に係る環境影響評価準備書について審査
	20 環境審議会	茨城県公害防止条例の見直し等について審議
	31 地球環境フォーラム	県民文化センター
	8. 3 自然環境保全審議会	鳥獣保護区の指定等について審議
	10. 1 新エネルギーフォーラム「太陽光発電技術講演会」	県工業技術センター
	5 環境審議会	茨城県公害防止条例の見直し等について審議
	14 新エネルギーフォーラム「エネルギー利用技術研究講演会」	県工業技術センター
	23 環境フェア (~24)	県庁構内
	11. 2 環境影響評価審査会	常総環境センター第三次ごみ処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書について審査
	25 環境審議会	茨城県公害防止条例の見直し等について審議
29 環境影響評価審査会	常総環境センター第三次ごみ処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書について審査	
17. 1. 11 (2005)	環境影響評価審査会	常総環境センター第三次ごみ処理施設更新事業に係る環境影響評価方法書について審査
	14 新エネルギーフォーラム「太陽エネルギー利用新素材研究開発セミナー」	県工業技術センター
	2. 8 自然環境保全審議会	緑地環境保全地域の指定等について審議
	22 環境保全茨城県民大会 (いばらきゼロエミッション推進フォーラム)	県庁講堂
	28 悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準告示	17年3月1日施行 真壁町, 大和村, 千代川村 17年4月1日施行 筑西市(旧関城町, 明野町, 協和町)
	3. 22 環境審議会	17年度公共用水域及び地下水の水質測定計画等について審議 新たな環境課題への対応と規制の見直しに伴う改正(17年10月1日施行)
	24 「公害防止条例」の全部改正 (改正後の名称) 「生活環境の保全等に関する条例」 「大気汚染防止法に基づき排水基準を定める条例」の制定 「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」の制定	「公害防止条例」から大気汚染防止法の上乗せ基準の部分を分離(17年10月1日施行) 「公害防止条例」から水質汚濁防止法の上乗せ基準の部分を分離(17年10月1日施行)
	6. 環境審議会	茨城県地球温暖化防止行動計画の改定について審議
	30 地球環境フォーラム	県庁講堂
	7. 26 環境審議会	涸沼の水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直しについて審議
	8. 3 自然環境保全審議会	鳥獣保護区等の指定, 茨城県イノシシ保護管理計画の策定, 温泉掘削等の許可について審議

表9 (17)

年 月 日	事 項	摘 要
17. 10. 27 (2005)	「アスベストの飛散防止のための緊急措置に関する条例」の制定	
11. 12 21	環境フェア (~13) 環境審議会	伊奈・谷和原丘陵部 (T×みらい平駅周 第2次茨城県廃棄物処理計画及び霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第5期) 等について審議
12. 16	戦略分野関連産業推進事業特別講演会「新型太陽電池の研究開発の現状と新たなビジネスとしての可能性」	ホテルレイクビュー水戸
18. 2. 2 (2006)	戦略分野関連産業推進事業特別講演会「家庭用燃料電池の市場化と新規参入企業への期待」	水戸京成ホテル
2. 6	環境審議会	第2次茨城県廃棄物処理計画, 地球温暖化防止行動計画, 公共用水域及び地下水の水質測定計画等について審議
15	自然環境保全審議会	奥久慈県立自然公園計画の変更, 温泉掘削等の許可について審議
16	戦略分野関連産業推進事業特別講演会「バイオマスエネルギーの活用と新たな事業化の可能性について」	三の丸ホテル
17	地球環境保全対策推進本部 地球温暖化防止行動計画 (改定) の決定	
28	環境保全茨城県民大会	県南生涯学習センター
3. 14	環境審議会	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第5期) について審議
22	「第2次茨城県廃棄物処理計画」策定 「第3期茨城県環境保全率先実行計画 (県庁エコ・オフィスプラン)」策定	
6. 21	地球環境フォーラム	県庁講堂
7. 10	戦略分野関連産業推進事業 マイクロバブル研究会「高濃度型マイクロバブルを利用した湖沼域環境改善技術の確立」	(独) 産業技術総合研究所
19	環境審議会	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第4期計画の評価) について審議
24	戦略分野関連産業推進事業 「バイオマスの活用とその課題について」	(株) つくば研究支援センター
8. 7	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の指定, 温泉掘削等の許可について
10. 8	環境フェア	笠松運動公園 (ひたちなか市)
13	戦略分野関連産業推進事業 エネルギー地域リサイクル研究会「廃プラスチックの地域エネルギー資源としての活用」	(株) つくば研究支援センター
12. 15	環境審議会	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画 (第5期) の策定 (答申) について審議
19. 2. 7 (2007)	自然環境保全審議会	牛久沼の水質汚濁に係る環境基準の設定及び暫定目標の見直しについて審議
2. 16	自然環境保全審議会	第10次鳥獣保護事業計画策定 イノシシ保護管理計画改定
3. 2	戦略分野関連産業推進事業 研究交流会「モバイル用・家庭用燃料電池の開発状況と中小・ベンチャー企業との連携の強化」	ホテルレイクビュー水戸
20	茨城県有害廃棄物撤去基金の設置	
27	「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」の公布	19年10月1日施行
6. 22	地球環境フォーラム	県庁講堂
7. 20	環境審議会	水生生物に係る環境基準の水域類型あてはめについて審議

表9 (18)

年月日	事項	摘要
19. 8. 1	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の指定、イノシシ保護管理計画改定、温泉掘削等の許可について審議
11. 19	環境審議会	牛久沼の水質汚濁に係る環境基準の設定及び暫定目標の見直しについて審議
11. 27	環境影響評価審査会	鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価方法書について審査
12. 25	「茨城県森林湖沼環境税条例」の公布 環境影響評価審査会	鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価方法書について審査
20. 1. 21	環境影響評価審査会	鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価方法書について審査
20. 2. 4	自然環境保全審議会	温泉動力装置の許可について審議
2. 20	環境審議会	水生生物に係る環境基準の水域類型あてはめについて審議
3. 13	戦略分野関連産業研究交流会 「新エネルギー技術の開発と事業化」	つくば研究支援センター
6. 2	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定調印	茨城県と社団法人茨城県産業廃棄物協会が調印
6. 20	「STOP!地球温暖化」県民総決起大会	県南生涯学習センター
8. 7	自然環境保全審議会	温泉掘削等の許可について審議
10. 15	環境審議会	神栖市における有機ヒ素汚染対策について報告
11. 8	地球温暖化防止推進フェア（～9）	霞ヶ浦総合公園
21. 2. 10 (2009)	自然環境保全審議会	温泉掘削等の許可について審議
2. 18	環境審議会	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について審議
3. 27	「茨城県におけるレジ袋削減の取り組みに関する協定」締結	茨城県、県域4団体、事業者により協定
7. 1	レジ袋無料配布中止の取り組み開始	県全域の食品スーパーマーケット27社267店舗で開始
7. 24	環境審議会	沼沼の水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直し等について審議
8. 1	自然環境保全審議会	イノシシ保護管理計画改定、温泉掘削等の許可について審議
11. 9	環境審議会	鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価準備書について審査
12. 24	〃	〃
22. 2. 8	自然環境保全審議会	イノシシ保護管理計画改定、温泉掘削等の許可について審議
2. 12	環境審議会	県地球温暖化防止行動計画の改定等について審議
3. 5	〃	鹿島共同発電所5号機設置計画環境影響評価準備書について審査
7. 23	〃	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第6期）について審議等
8. 2	自然環境保全審議会	鳥獣保護区の指定、温泉動力装置の設置許可等について審議
10. 1	レジ袋無料配布中止の取り組み開始	県全域のクリーニング店15社295店舗で開始
10. 15	環境審議会	沼沼の水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直し等について審議
12. 15	環境審議会	茨城県地球温暖化対策実行計画等について審議
23. 2. 7	自然環境保全審議会	温泉掘削の許可等について審議
2. 17	不法投棄防止県民フォーラム	茨城県市町村会館
2. 18	環境審議会	第3次茨城県廃棄物処理計画等について審議
3. 16	「茨城県海岸漂着物対策推進地域計画」策定	
4. 1	「茨城県立自然公園条例」及び「茨城県自然環境保全条例」の一部改正	
4. 7	「第4期茨城県環境保全率先実行計画（県庁エコ・オフィスプラン）」策定 「茨城県地球温暖化対策実行計画」策定 「第3次茨城県廃棄物処理計画」策定	
4. 26	自然環境保全審議会	温泉掘削の許可等について審議
7. 27	環境審議会	霞ヶ浦の水質概況等について審議
8. 3	自然環境保全審議会	温泉掘削の許可等について審議
9. 5	環境影響評価審査会	鳥獣保護区等の指定
10. 28	〃	水戸市新ごみ処理施設整備事業方法書についての審査
12. 6	〃	〃
24. 2. 2	環境審議会	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第6期）等について審議
2. 15	不法投棄防止県民フォーラム	県庁講堂
2. 17	自然環境保全審議会	第11次鳥獣保護事業計画の策定、県イノシシ保護管理計画の改定について審議
7. 20	環境審議会	第3次茨城県環境基本計画の骨子案等について審議
8. 7	自然環境保全審議会	温泉掘削の許可等について審議
8. 10	○「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布	
11. 21	環境審議会	第3次茨城県環境基本計画の素案等について審議、牛久沼の水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直し等について審議
25. 2. 12	自然環境保全審議会	温泉掘削の許可等について審議
2. 13	環境審議会	第3次茨城県環境基本計画の策定、牛久沼の水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直し等について審議
3. 8	「茨城県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領」制定	
4. 1	○「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行	

表10 (1)

霞ヶ浦関係年表 (1)

西暦	和暦	事 項
713	和銅6	「常陸風土記」を撰上、霞ヶ浦を「流海(ながれうみ)」と表す
1594	文禄3	利根川の瀬替え東遷工事はじまる
1866	慶応2	中館広之助、鰐川～鹿島灘への放水路居切堀(掘割川)に着手(～明治元年)
1880	明治10	折本良平(出島村)、帆曳網漁獲法の研究に着手(～明治13年)
1888	明治21	土浦から銚子・東京方面まで定期船運航
1896	明治29	「旧河川法」公布、土浦町の大洪水
1900	明治33	利根川、霞ヶ浦下流部一帯の改修工事
1907	明治40	洪水・霞ヶ浦氾濫(8月)
1910	明治43	利根川の大洪水(8月)
1914	大正3	横利根川閘門の建設に着手(～大正10年)
1928	昭和3	鰐川干拓はじまる(～昭和16年)
1929	昭和4	甘田入干拓はじまる(～昭和23年)、「ツエッペリン伯号」霞ヶ浦に到着
1931	昭和6	“リンドバーク”霞ヶ浦へ訪問飛行、鬼怒川、小貝川の氾濫
1935	昭和10	利根川大洪水、霞ヶ浦水位YP+2.45m
1938	昭和13	新利根川下流部湛水排除期成同盟結成 霞ヶ浦洪水大発生(7月)YP+3.34m・600mm(7日間)順流れ
1941	昭和16	利根川の大洪水(6, 7月)YP+2.90m・315mm(4日間)逆流、農地開発法公布
1945	昭和20	「農地調整法」公布
1946	昭和21	農地改革、出島10カ村、田伏、高須などに県営開拓事務所設置
1947	昭和22	霞ヶ浦治水対策委員会設立
1948	昭和23	北利根川(現 常陸利根川)の河道しゅんせつに着手
1949	昭和24	第1回利根川下流委員会開催 「霞ヶ浦治水基本方針」(1)霞ヶ浦の最高水位をY.P+2.85mに達せしめない (2)霞ヶ浦のY.P+2.00m以上の洪水位を7日以上持続させない 「水防法」制定、「土地改良法」公布
1951	昭和26	水郷筑波県立公園指定
1957	昭和32	「国土総合開発法」に基づく利根特定地域総合開発計画が閣議決定され霞ヶ浦総合利水調査開始(4月) 霞ヶ浦水道事業着工
1958	昭和33	塩害発生、「水質保全法」「工場排水規制法」の水質二法公布(12月)
1959	昭和34	水郷筑波国定公園指定、常陸川水門着工(2月) 建設省直轄調査として①基本設計、②影響調査、③利水計画調査を実施
1961	昭和36	霞ヶ浦水道の給水開始、「水資源開発促進法」「水資源開発公団法」の水二法公布(11月)
1962	昭和37	水資源開発公団設立、利根川水系が「水資源開発促進法」に基づく水資源開発水系に指定(4月) 「利根川水系水資源開発基本計画書(第1次フルプラン)」が閣議決定(8月)
1963	昭和38	「鹿島港」が国の重要港湾に指定される(4月)、鹿島港着工 常陸川水門が完成(5月)、研究学園都市が筑波に閣議決定(9月)
1964	昭和39	「新河川法」公布(7月)、霞ヶ浦水道一次拡張、網いけす養殖業の導入
1965	昭和40	霞ヶ浦が一級河川に指定(3月)
1966	昭和41	「公害防止条例」公布(12月)(昭和42年7月施行)、土浦市公共下水道着工
1967	昭和42	霞ヶ浦が県から国管理へ(6月)、建設省霞ヶ浦工事事務所発足 「公害対策基本法」公布(8月)
1968	昭和43	霞ヶ浦開発実施計画調査はじまる、県公害技術センター設置
1969	昭和44	鹿島港開港
1970	昭和45	「利根川水系水資源開発基本計画」に霞ヶ浦開発事業が追加(第2次フルプラン)(7月) 「水質汚濁防止法」公布(12月)(昭和46年6月施行) 霞ヶ浦導水事業が予備調査開始
1971	昭和46	「霞ヶ浦開発事業実施方針」(当初)指示、「霞ヶ浦開発事業実施計画」(当初)認可(3月) 水資源開発公団が建設省から霞ヶ浦開発事業を継承(3月) 利根川河口堰完成(5月)、常陸利根川でシジミの大量死(7月) 霞ヶ浦水質保全対策専門委員会設置
1972	昭和47	霞ヶ浦総合対策推進本部(本部長 知事)設置(1月)、土浦自然を守る会結成 霞ヶ浦が「公害対策基本法」による水質基準湖沼A類型に指定(11月)
1973	昭和48	霞ヶ浦の養殖コイの大量へい死(7月)、アオコ発生により水質が悪化 「霞ヶ浦問題研究会」発足(9月)、「水源地域対策特別措置法」公布(10月) 霞ヶ浦流域水質汚濁防止施設資金融資制度設立(12月)
1974	昭和49	常陸川水門閉鎖、レンコン作付け開始、第1回霞ヶ浦清掃大作戦が実施(3月) 霞ヶ浦総合開発事業の指定ダム指定(7月)
1975	昭和50	「水源地域対策特別措置法」の規定に基づく指定湖沼水位調節施設に係る水源地域(霞ヶ浦湖岸23市町村)に指定(6月) 霞ヶ浦浄化に合成洗剤を粉せっけんに切り替える運動はじまる(10月) 建設省が霞ヶ浦の底泥しゅんせつを開始
1976	昭和51	「霞ヶ浦水源地域整備計画」が決定・公布(3月) 利根川水系及び荒川水系における「水資源開発基本計画」が閣議決定(第3次フルプラン)(4月) 流況調整河川「霞ヶ浦導水事業」実施計画調査が開始 霞ヶ浦浄化で県が「霞ヶ浦水質監視班」を設置(6月)
1978	昭和53	CODが初めて10mg/l台になる、水質監視員制度が霞ヶ浦問題研究会に移行 「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施方針」(第1回変更)指示及び「事業実施計画」(第1回変更)認可
1979	昭和54	CODが過去最高の10.6mg/lを記録、霞ヶ浦用水事業が開始(4月)
1979	昭和54	霞ヶ浦問題研究会が「霞ヶ浦問題協議会」に名称変更(5月) 霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設の一部完成・操業開始
1980	昭和55	県機構改革により環境局に「霞ヶ浦対策課」を設置(6月) 「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施方針」(第2回変更)指示及び「事業実施計画」(第2回変更)認可

表10 (2)

霞ヶ浦関係年表 (2)

西暦	和暦	事 項
1981	昭和56	県企業局ほか9団体と「利水者負担」協議が成立(5月) 「霞ヶ浦水質浄化強調月間」はじまる(8月) 整備事業と新たな水質浄化対策事業の財源のため「霞ヶ浦対策基金」を設置(10月) 「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」公布(12月)(昭和57年9月施行)
1982	昭和57	「霞ヶ浦浄化対策推進本部」(本部長 知事)が設置(6月) 「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」が決定・告示(9月1日:霞ヶ浦の日)
1983	昭和58	第1回「霞ヶ浦の日」街頭キャンペーンが実施(9月1日),霞ヶ浦水郷流域下水道着工
1984	昭和59	「湖沼水質保全特別措置法」公布(7月)(昭和60年3月施行),霞ヶ浦導水事業着工 「霞ヶ浦水源地域整備計画」が変更(12月)
1985	昭和60	「湖沼水質保全特別措置法」の規定に基づき指定湖沼及び指定地域として指定(12月)
1987	昭和62	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」(第1期)が策定(3月),霞ヶ浦大橋開通 第1回霞ヶ浦横断遠泳大会が開催(7月)
1988	昭和63	「利根川及び荒川水系水資源開発基本計画」が全面改定(第4次フルプラン)(2月)
1989	平成元	霞ヶ浦利根川連絡水路新設工事完成(2月)
1990	平成2	各地方総合事務所に「環境保全課」(県南には霞ヶ浦グループ)が設置(4月)
1991	平成3	「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施計画」(第3回変更)指示(6月)
1992	平成4	「霞ヶ浦富栄養化防止基本計画」(第2期)(3月) 「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」(第2期)が策定(3月) 「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施計画」(第3回変更)許可(3月) 霞ヶ浦水質浄化推進振興財団が設立,建設省が底泥の大規模しゅんせつを開始 「霞ヶ浦ふれあいランド」完成し,「茨城県霞ヶ浦環境情報サービスセンター」設立(10月)
1993	平成5	第6回世界湖沼会議の茨城県開催が決定(3月) 霞ヶ浦水質浄化県民大会が開催(8月),「環境基本法」公布(11月)
1994	平成6	「霞ヶ浦導水事業建設促進協議会」が設立(7月) 第6回世界湖沼会議プレ会議が土浦市で開催(8月)
1995	平成7	霞ヶ浦を考える県民集会(第6回世界湖沼会議100日前)が開催(7月) 第6回世界湖沼会議が開催(10月),霞ヶ浦環境フェアが開催 「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施方針」(第4回変更)指示(11月) 「生活排水ベストプラン」が策定(11月)
1996	平成8	「霞ヶ浦開発事業に関する事業実施計画」(第4回変更)許可(3月) 霞ヶ浦開発総合管理を開始(4月),水資源開発公団霞ヶ浦開発総合管理所発足 「環境基本条例」公布・施行(6月),「社団法人霞ヶ浦市民協会」の公益法人認可 いばらき湖沼環境フェア'96開催(茨城県,大洗町,旭村・11月)
1997	平成9	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」(第3期)が策定(3月) 第7回世界湖沼会議「ラカール'97」開催(アルゼンチン・ラカール湖畔・10月) 研究者等の支援を目的に,第1回いばらき霞ヶ浦賞を創設し知事が授与 大好きいばらき湖沼環境フェア'97開催(龍ヶ崎市,茎崎町・11月) 科学技術庁地域結集型共同研究事業として霞ヶ浦水質浄化プロジェクト事業開始(12月~14年11月)
1998	平成10	「霞ヶ浦環境センター(仮称)」の設置場所が土浦市と霞ヶ浦町にまたがる沖宿・戸崎地区に選定される(5月) 「霞ヶ浦環境創造事業推進計画」の策定(6月),いばらき湖沼環境会議開催(小川町・11月)
1999	平成11	第8回世界湖沼会議「レイク'99」開催される(デンマーク・コペンハーゲン・5月) 第2回いばらき霞ヶ浦賞の授与 「食料・農業・農村基本法」公布・施行(農業の持続的発展)(7月) いばらき湖沼環境フェスティバル開催(麻生町・7月) こども環境会議開催(霞ヶ浦町・11月)
2000	平成12	「建築基準法」改正(下水道等への接続,合併処理浄化槽の設置促進)(13年4月施行) いばらき湖沼環境フェスティバル開催(美浦村・7月) 「新環境基本計画」の策定が閣議決定,「茨城県長期総合計画」の改定(12月)
2001	平成13	明日のいばらき湖沼環境フォーラム21開催(土浦市・1月) 「浄化槽法」の改正(浄化槽の定義が変更)(平成13年4月施行) いばらき湖沼環境フェスティバル開催(鉦田町・7月) 第9回世界湖沼会議開催(滋賀県・11月)
2002	平成14	明日のいばらき湖沼環境フォーラム21開催(大和村・2月) 「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」(第4期)が策定(3月) 巴川流域のネットワーク「巴川探検隊連絡会議」が設立(3月) 「湖沼水質保全特別措置法」の規定に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例」の改定(11月)
2003	平成15	霞ヶ浦百万人の湖推進事業「桜川探検隊連絡会議」発足(3月) 第10回世界湖沼会議開催(米国・シカゴ市・6月) 霞ヶ浦百万人の湖推進事業「恋瀬川探検隊連絡会議」発足(10月) コイヘルペスウイルス病による養殖こい大量へい死(10月)
2004	平成16	明日のいばらき湖沼環境フォーラム開催(北浦町文化会館・2月) センターの正式名称が「霞ヶ浦環境科学センター」と決定・公表(12月)
2005	平成17	明日のいばらき湖沼環境フォーラム開催(鹿嶋勤労文化会館・2月) 霞ヶ浦百万人の湖推進事業「小野川探検隊連絡会議」発足(3月) 霞ヶ浦環境科学センターシンボルマーク・キャラクターの公表(3月) 霞ヶ浦環境科学センター調査研究計画の策定(3月) 霞ヶ浦環境科学センター開設(4月) 天皇,皇后両陛下が霞ヶ浦環境科学センターを視察(6月) 第11回世界湖沼会議開催(ケニア・ナイロビ市・11月)
2007	平成19	「霞ヶ浦に係る水質保全計画」(第5期)を策定(3月) 「富栄養化防止条例」を「霞ヶ浦水質保全条例」に全面改正(3月) 「霞ヶ浦水質保全条例」施行(10月) 第12回世界湖沼会議開催(インド・ジャイプル市・10月)
2008	平成20	森林湖沼環境税創設
2009	平成21	「霞ヶ浦水質保全条例」の一部改正(平成21年4月施行) 第13回世界湖沼会議開催(中国・武漢市・11月)
2011	平成23	アオコ大発生により国土交通省が13年ぶりにアオコ採取船を出動させてアオコの回収を実施(8~9月) 第14回世界湖沼会議開催(米国・テキサス州オースティン市・10月)
2012	平成24	「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」(第6期)を策定(3月) 森林湖沼環境税の課税期間の延長(平成29年度まで)を決定(12月)

表11 審議会等委員名簿

(1) 茨城県環境審議会（任期25. 5. 15～27. 5. 14）

(25年8月1日現在)

1 委員

氏名	職名
及川 ひろみ	認定NPO法人宍塚の自然と歴史の会理事長
大迫 政浩	(独) 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長
小田部 卓	(株) 茨城新聞社代表取締役社長
神達 岳志	茨城県議会議員
黒田 久雄	茨城大学農学部地域環境科学科教授
小林 久	茨城大学農学部地域環境科学科教授
坂井 雅紀	(一社) 茨城県経営者協会環境委員長
○ 須藤 隆一	東北大学大学院工学研究科客員教授
富岡 典子	(独) 国立環境研究所地域環境研究センター主任研究員
百目鬼 明子	弁護士
中杉 修身	元上智大学教授
白田 信夫	茨城県議会議員
原口 弥生	茨城大学人文学部社会科学科准教授
平間 敬文	(一社) 茨城県医師会常任理事
福島 武彦	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
真山 淑枝	(社) 霞ヶ浦市民協会理事
溝口 輝明	茨城県中小企業団体中央会理事
三村 信男	茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター教授
吉田 彰宏	茨城沿海地区漁業協同組合連合会専務理事
若松 伸司	愛媛大学農学部生物環境保全学教授
◎ 和田 祐之介	茨城県商工会議所連合会長

◎会長 ○副会長

2 特別委員

氏名	職名
会田 真一	茨城県市長会会長
中川 清	土浦市長
保立 一男	神栖市長
鬼沢 保平	鉾田市長
新本 英二	農林水産省関東農政局生産部長
泊 宏	国土交通省関東地方整備局河川部長

(選出区分)

(2) 環境審議会 霞ヶ浦専門部会 (任期: 25.5.15~27.5.14)

(25年8月1日現在)

氏名	職名
黒田 久雄	茨城大学農学部地域環境科学科教授
◎ 須藤 隆一	東北大学大学院工学研究科客員教授
富岡 典子	(独) 国立環境研究所地域環境確究センター主任研究員
中杉 修身	元上智大学教授
福島 武彦	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
中川 清	土浦市長
鬼沢 保平	銚田市長
新本 英二	農林水産省関東農政局生産部長
泊 宏	国土交通省関東地方整備局河川部長

◎部会長

(3) 環境審議会 水質環境基準類型指定専門部会（任期25. 5. 15～27. 5. (25年8月1日現在)

氏名	職名
黒田 久雄	茨城大学農学部地域環境科学科教授
◎ 須藤 隆一	東北大学大学院工学研究科客員教授
富岡 典子	(独) 国立環境研究地域環境研究センター主任研究員
福島 武彦	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
新本 英二	農林水産省関東農政局生産部長
泊 宏	国土交通省関東地方整備局河川部長

◎部会長

(4) 環境審議会 公共用水域・地下水の水質汚染事案対策専門部会（任期25. 5. 15～27. 5.(25年 8月 1日現在)

氏 名	職 名
大迫 政浩	(独) 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長
百目鬼 明子	弁護士
◎ 中杉 修身	元上智大学教授

◎部会長

(5) 茨城県公害審査会 (任期24. 11. 1~27. 10. 31)

(25年8月1日現在)

氏名	職名
今泉 博之	(独)産業技術総合研究所企画本部総合企画室総合企画主幹
上原 典子	(有)つくばインキュベーションラボ代表取締役
折山 剛	茨城大学理学部教授
小関 雅志	元(社)茨城県水質保全協会専務理事
◎ 後藤 直樹	弁護士
齋藤 浩	医師
塩幡 宏規	茨城大学工学部教授
中崎 妙子	アーキテクチャサービスナカザキ代表
三輪 和夫	弁護士
横田 由美子	弁護士

◎会長 ○会長代理

(6) 茨城県自然環境保全審議会（任期：25. 8. 1～27. 7. 31）

（25年8月1日現在）

氏名	職名
赤木 利行	茨城森林管理署署長
池野 進	日本野鳥の会茨城県会長
石川 多聞	（公社）茨城県林業協会会長
市村 香	桜川市議会議員
臼田 多賀子	（一社）ガールスカウト茨城県連盟理事
小菅 次男	茨城生物の会会長
小林 貞雄	（公社）茨城県獣医師会会長
杉田 文	千葉商科大学商経学部教授
田中 正	筑波大学名誉教授
外山 崇行	（一社）茨城県猟友会
中川 清	土浦市長
中村 直美	元茨城大学教育学部講師
藤岡 正博	筑波大学農林学系准教授
水野 恵美子	環境省環境カウンセラー
谷萩 八重子	クリーンアップひぬまネットワーク会長

(7) 茨城県環境影響評価審査会（任期：25.8.1～27.7.31）

（25年8月1日現在）

氏名	職名
天野 一男	茨城大学理学部教授
及川 ひろみ	認定NPO法人宍塚の自然と歴史の会理事長
岡 輝樹	（独）森林総合研究所野生動物研究領域野生動物管理担当チーム長
金森 有子	（独）国立環境研究所社会環境システム研究センター 総合評価モデリング研究室主任研究員
北村 友一	（独）土木研究所水環境研究グループ主任研究員
黒河 佳香	（独）国立環境研究所環境リスク研究センター 健康リスク研究室主任研究員
小峯 秀雄	茨城大学工学部システム工学科教授
富岡 典子	（独）国立環境研究所地域環境研究センター 湖沼・河川環境研究室主任研究員
中村 秀哉	常磐大学情報メディアセンター
中村 徹	筑波大学名誉教授
吉野 邦彦	筑波大学システム情報工学研究科教授
若松 伸司	愛媛大学農学部教授